
積立利率更改型一時払終身保険

(米国ドル建・ユーロ建・豪ドル建・円建)(無配当)

ご契約のしおり・約款



< 引受保険会社 >

積立利率更改型一時払終身保険のお申込を
ご検討いただいているお客様へ

募集代理店によっては、通貨等のお取扱に制限があることがあります。お取扱の内容については、募集代理店にお問い合わせください。

この冊子には、ご契約についての大切なことがらが記載されておりますので、必ずご一読いただき、内容を十分にご確認ください。

ぜひご一読のうえ、後日お届けする保険証券とともに大切に保管いただき、ご活用ください。なお、保険証券はお申込まいただいた通貨ごとに発行されます。

わかりにくい点がございましたら、当社までお気軽にお問い合わせください。

ジブラルタ生命保険株式会社

ナンバーズ ブロック
コールセンター 0120-78-2269 通話料無料

「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますさまざまなお取扱につきましては、実際にお取扱を行う時点における、当社所定の範囲内のお取扱となります。

詳細につきましては、当社までお問い合わせください。

ご契約のしおり・約款 目次

<ご契約のしおり>



目次

2

目的別 目次 4



ご確認いただきたい重要なことから

5

積立利率更改型一時払終身保険の通貨について 5
 為替リスクについて 5
 自己責任について 5
 適用する為替レートについて 6
 ご契約のお申込の撤回またはご契約の解除（クーリング・オフ制度）について 7
 積立利率は契約日の利率を直後に到来する積立利率計算基準日の前日まで適用します 8
 保険金・解約返戻金等のお支払について 8
 解約返戻金が一時払保険料より少ない金額になることがあります 8
 保険料を借入金で調達した場合のお申込および借入を前提としたお申込はできません 8



主な保険用語のご説明

9

主な保険用語のご説明 9



お知らせとお願い

11

保険契約締結の「媒介」と「代理」について 11
 生命保険募集人について 11
 当社の組織形態（株式会社）について 11
 ご契約の申込・告知書について 11
 現在のご契約を見直して新たなご契約のお申込をされる場合 11
 「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」に基づく、
 他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について 12
 生命保険会社の業務または財産の状況の変化による生命保険契約への影響の可能性について 14
 「生命保険契約者保護機構」について 14
 個人情報の取扱いについて 16
 重要事項の説明について 18



しくみと特徴

19

商品のしくみの比較 19
 運用通貨と積立利率適用期間 19
 しくみ 20
 基本タイプ 22
 積立金定期引出タイプ（外貨建） 23
 積立利率について 25
 保険金のお支払について 26
 「死亡保険金即日支払サービス」のお知らせ 26



特約について

28

保険料円入金特約 28
 円支払特約 29
 積立金定期引出特約 30
 年金支払移行特約（積立利率更改型一時払終身保険用） 31
 介護年金移行特約 33
 遺族年金特約 38
 指定代理請求特約 40



**ご契約にあたって大切なことから****42**

ご職業等の告知義務について	42
告知が事実と違っていた場合	42
つぎの場合には死亡保険金・災害死亡保険金をお支払できません	43
保障はつぎの時から開始されず	44
保険料のお払込について	44
保険料領収証について	44

**ご契約後について****45**

貸付について	45
減額について	45
解約と解約返戻金について	46
生命保険と税金について	51

**保険金等のご請求について****53**

保険金等のご請求について	53
--------------	----

**保険会社からのお願い****54**

こんなときはすみやかにご連絡ください	54
死亡保険金受取人が死亡されたときは、すみやかに当社にご連絡ください	54

**管轄裁判所について****55**

管轄裁判所について	55
-----------	----

**お問い合わせについて****56**

お問い合わせについて	56
------------	----

<約 款>**普通保険約款・特約条項****1**

積立利率更改型一時払終身保険（円建）普通保険約款	1
積立利率更改型一時払終身保険（米国ドル建）普通保険約款	19
積立利率更改型一時払終身保険（ユーロ建）普通保険約款	37
積立利率更改型一時払終身保険（豪ドル建）普通保険約款	53
保険料円入金特約条項	69
円支払特約条項	71
積立金定期引出特約条項	73
年金支払移行特約（積立利率更改型一時払終身保険用）条項	77
介護年金移行特約条項	85
遺族年金特約条項	97
指定代理請求特約条項	103
別表4（指定代理請求特約用）	107



目的別 目次

こんなときはつぎのページをご覧ください。

こんなときは.....	ご契約のしおり
保険用語の意味がわからない	9
保険（主契約）の特徴やしくみを知りたい	19
保険金を請求したい	53
住所・名義を変更したい	54

主契約と特約はつぎのページをご覧ください。

	ご契約のしおり	約款
主契約		
積立利率更改型一時払終身保険（円建・米ドル建・ユーロ建・豪ドル建）	19	1
	ご契約のしおり	約款
特約		
円による金銭の授受等を行うための特約		
保険料円入金特約	28	69
円支払特約	29	71
毎年、積立金を取り崩し定期引出金として受け取るための特約		
積立金定期引出特約	30	73
将来の死亡保障にかえて、年金支払または介護年金支払に移行するための特約		
年金支払移行特約（積立利率更改型一時払終身保険用）*	31	77
介護年金移行特約*	33	85
保険金を一時金ではなく年金で受け取るための特約		
遺族年金特約	38	97
被保険者等が保険金等を請求できない場合に代理人が請求できる特約		
指定代理請求特約*	40	103

* 年金支払移行特約（積立利率更改型一時払終身保険用）、介護年金移行特約および指定代理請求特約は中途付加のみお取扱します。



ご確認いただきたい重要なことから

ご契約に際して、下記内容を十分ご理解いただいたうえで、お申込ください。

ご確認いただくことから

1 積立利率更改型一時払終身保険の通貨について

積立利率更改型一時払終身保険には、円建、米国ドル建、ユーロ建、豪ドル建があります。積立利率更改型一時払終身保険の通貨は、つぎのとおりです。

- 円建 円貨（以下、「円」といいます）
- 米国ドル建 アメリカ合衆国通貨（以下、「米国ドル」といいます）
- ユーロ建 欧州単一通貨（以下、「ユーロ」といいます）
- 豪ドル建 オーストラリア通貨（以下、「豪ドル」といいます）

保険契約者には、保険契約締結の際、各通貨（円、米国ドル、ユーロ、豪ドル）により基本保険金額をご指定いただきます。

この冊子中、各通貨建（円建・米国ドル建・ユーロ建・豪ドル建）契約における通貨を「運用通貨」、運用通貨でのご契約を「運用通貨建」といいます。

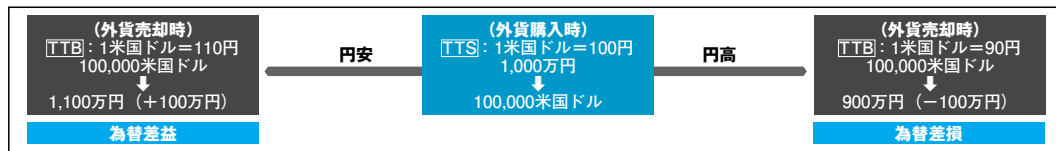
また、円以外の通貨（米国ドル、ユーロ、豪ドル）を「外貨」、円以外の通貨建のご契約を「外貨建」といいます。

2 為替リスクについて

- この保険は運用通貨が外貨の場合、外貨を円に換算するときに為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金額等（外貨）を円に換算した場合の金額が、お払いいただいた一時払保険料相当額（円）を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- この保険にかかる為替リスクは保険契約者および受取人に帰属します。
- 為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じるため、保険金額等をお払いいただいた通貨で換算した場合の金額が、お払いいただいた一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

為替レートの種類	内 容
TTSレート (対顧客電信売相場)	お客様が、円を外貨にかえる際の相場です。
TTMレート (対顧客電信仲値)	午前10時頃のインターバンク（銀行間）取引実勢レートを基準に決定されます。
TTBレート (対顧客電信買相場)	お客様が、外貨を円にかえる際の相場です。

円・米国ドル間の為替リスクの例



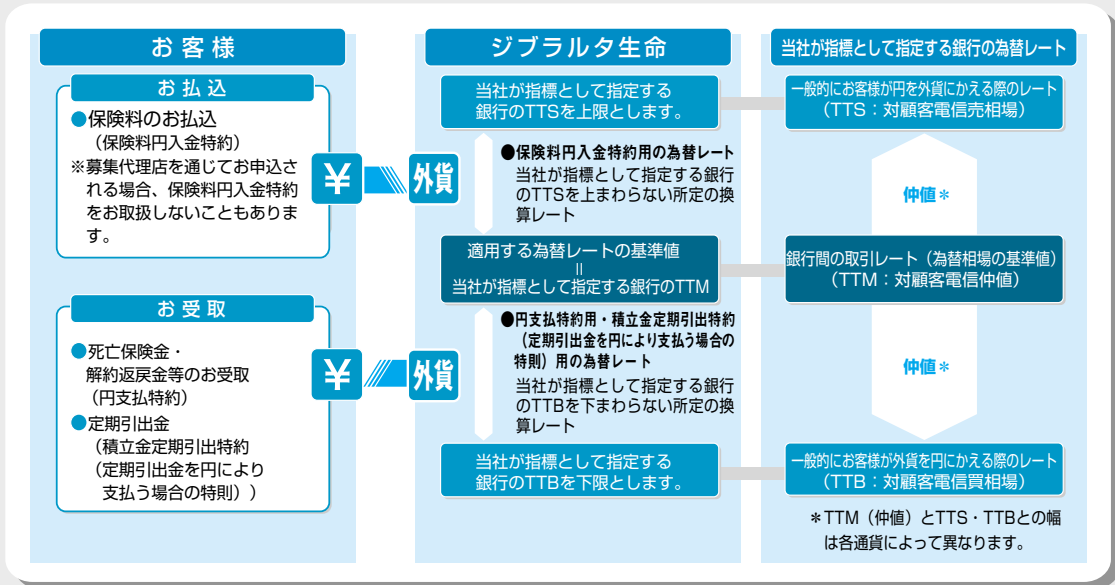
3 自己責任について

- この保険にかかる為替リスクは、ジブラルタ生命が負うものではなく、保険契約者および受取人に帰属します。

4 適用する為替レートについて

この保険においては、円を外貨に換算するとき、または外貨を円に換算するときには、当社が指標として指定する銀行の為替レートを基準として、銀行へ支払う手数料を含んだ当社所定の為替レートを適用します。

○当社が適用する為替レートについて



○各通貨ごとの為替レート (募集代理店を通じてお申込される場合、保険料円入金特約をお取扱しないこともあります。)

	保険料円入金特約用の為替レート [※]	円支払特約用・積立金定期引出特約 (定期引出金を円により支払う場合の特約) 用の為替レート [※]
米国ドル	TTM+50銭	TTM-1銭
ユーロ	TTM+50銭	TTM-2銭
豪ドル	TTM+50銭	TTM-3銭

※当社所定の換算レートです (2016年4月現在：将来変更される可能性があります)。

項目	内容
●保険料円入金特約用の為替レート	このレートは、当社が指標として指定する銀行が公示する、換算基準日 (その日が、当社が指標として指定する銀行の休業日の場合は、その日の直後に到来するその銀行の営業日) の対顧客電信売相場 (TTS) (1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします) を上回ることはありません。
●円支払特約用の為替レート ●積立金定期引出特約 (定期引出金を円により支払う場合の特約) 用の為替レート	このレートは、当社が指標として指定する銀行が公示する、換算基準日 (その日が、当社が指標として指定する銀行の休業日の場合は、その日の直後に到来するその銀行の営業日) の対顧客電信買相場 (TTB) (1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします) を下回ることはありません。

※当社所定の為替レートは、当社が指標として指定する銀行の為替レートを基準としています。TTM (仲値) と TTS・TTB との幅は各通貨によって異なります。

※為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分 (TTSとTTBの差額) のご負担が生じます。

○保険料円入金特約・円支払特約・積立金定期引出特約 (定期引出金を円により支払う場合の特約) の為替レートについて

対象	換算基準日	適用する為替レート
保険料	円で支払った保険料の当社受領日 (着金日)	保険料円入金特約用の為替レート
死亡保険金 災害死亡保険金	被保険者の死亡日	円支払特約用の為替レート
解約返戻金	解約日・減額日 (所定の必要書類を当社にて受理した日)	
定期引出金	定期引出日	積立金定期引出特約 (定期引出金を円により支払う場合の特約) 用の為替レート

5 ご契約のお申込の撤回またはご契約の解除（クーリング・オフ制度）について

この保険については、ご契約のお申込の撤回またはご契約の解除（クーリング・オフ）をすることができます。

お申込者または保険契約者（以下「お申込者等」といいます。）は、ご契約の申込日または契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）についての同意確認日（重要事項説明完了確認書の確認日）のいずれか遅い日からその日を含めて**10日以内**であれば書面により運用通貨ごとにお申込の撤回またはご契約の解除（以下「お申込の撤回等」といいます）をすることができます。

- お申込の撤回等（クーリング・オフ）の方法としては、お申込の撤回等の意思を記載した書面をシブラルタ生命本社宛に発信もしくは直接提出していただく方法があります。

- お申込の撤回等（クーリング・オフ）の方法

お申出方法	郵 送	持 参
お申出先	シブラルタ生命本社	シブラルタ生命本社
期間	申込日または契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）についての同意確認日（重要事項説明完了確認書の確認日）のいずれか遅い日からその日を含めて10日以内の消印まで	窓口等で受理した日が、申込日または契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）についての同意確認日（重要事項説明完了確認書の確認日）のいずれか遅い日からその日を含めて10日以内

- お申込の撤回等（クーリング・オフ）お申出書面の記載事項

クーリング・オフ制度を利用される場合、下記の事項をご記入のうえ、書面にてお申し出ください。

- お申込者等の氏名（自署）
- 住所
- 電話番号
- 一時払保険料相当額

※お申込者等が法人の場合、申込書と同一印の押印が必要です。

なお、つぎの場合にはクーリング・オフのお取扱をしません。

- 債務履行の担保のための保険契約である場合
- 既契約の内容変更（特約の中途付加等）の場合

ご注意

- お申込の撤回等をした場合、一時払保険料を外貨（米国ドル・ユーロ・豪ドル）でお払込の場合は外貨で、保険料円入金特約を付加して円でお払込の場合または運用通貨が円の場合は円で、いただいた一時払保険料と同額を返金します。**なお、返金した外貨を円に換算したときに為替差損が生じる可能性があります。**

- 複数の通貨を指定してお申込いただいたご契約は、運用通貨ごとに独立したご契約となります。したがって、クーリング・オフのお申し出をしていただく際は、運用通貨ごとのお申し出が必要となります。

※保険料円入金特約は、募集代理店によってはお取扱できない場合があります。

6 積立利率は契約日の利率を直後に到来する積立利率計算基準日の前日まで適用します

- 積立利率は契約日の利率を直後に到来する積立利率計算基準日*の前日まで適用します。その後、積立利率計算基準日ごとに各積立利率計算基準日における積立利率に更改されます。契約日は、一時払保険料が当社に着金した日と告知日のいずれか遅い日になります。
- *積立利率適用期間が10年の場合には契約日から10年ごと、15年の場合には契約日から15年ごとの年単位の契約応当日

7 保険金・解約返戻金等のお支払について

- この保険にかかる金銭の授受は、運用通貨（円、米国ドル、ユーロまたは豪ドル）で行います。運用通貨が外貨の場合、同金銭のお受取には運用通貨で受領できる口座が必要になります。ただし、円支払特約により円で保険金、年金、解約返戻金等を受け取る場合を除きます。なお、外貨でのお支払は円でのお支払に比べてお客様の口座に着金するまでに時間がかかる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

8 解約返戻金が一時払保険料より少ない金額になることがあります

- この保険には契約日からその日を含めて10年間は解約控除がありますので、途中で解約すると解約返戻金が一時払保険料より少ない金額になることがあります。
- 積立利率適用期間中は、解約控除のほかに市場価格調整を行い、解約返戻金は増減することがあります。
- 解約控除と市場価格調整は、解約した場合だけでなく減額した場合にも適用されます。
- 解約日または減額日が積立利率計算基準日*の場合には、市場価格調整は行われません。
- *積立利率適用期間が10年の場合には契約日から10年ごと、15年の場合には契約日から15年ごとの年単位の契約応当日
- 解約控除と市場価格調整について、くわしくはご契約のしおり46ページを参照してください。

9 保険料を借入金で調達した場合のお申込および借入を前提としたお申込はできません

- 保険料を借入金で調達した場合は、運用実績や外国為替相場の変動によっては解約返戻金額等が借入元利金額を下回り、借入元利金の返済が困難になることがあります。したがって、保険料の借入を前提としたお申込の場合は、そのお申込はできません。



主な保険用語のご説明

あ 一時払保険料相当額(いちじばらいほけんりょうそうとうがく)

お申込時に払い込まれるお金のことで、ご契約が成立した場合には一時払保険料に充当されます。

か 解約返戻金(かいはくへんれいきん)

ご契約が解約された場合等に、保険契約者に払い戻されるお金のことをいいます。

基本保険金額(きほんほけんきんがく)

ご契約時の基本保険金額は一時払保険料と同額とします。

契約応当日(けいやくおうとうび)

ご契約後に迎える毎年の契約日に対応する日のことです。

契約年齢(けいやくねんれい)

契約日における被保険者の年齢（満年齢）です。

契約日(けいやくび)

当社の責任が開始される日をいい、契約年齢や積立利率計算基準日等の計算の基準日となります。

告知義務(こくちぎむ)

保険契約者と被保険者は、ご契約のお申込をされるときに、現在のご職業等、当社がおたずねする重要な事柄について、ありのままに報告していただく義務があります。これを「告知義務」といいます。

告知義務違反(こくちぎむいはん)

当社がおたずねした重要な事柄について報告がなかったり、故意に事実を曲げて報告された場合、告知義務違反として、当社はご契約の効力を消滅させること（解除）ができます。

さ 災害死亡保険金(さいがいしぼうほけんきん)

被保険者が不慮の事故等にて死亡されたときにお支払する金額をいいます。

死亡保険金(しぼうほけんきん)

被保険者が死亡されたときにお支払する金額をいいます。

死亡保険金受取人(しぼうほけんきんうけとり)

死亡保険金および災害死亡保険金を受け取るのことをいいます。

主契約(しゅけいやく)

約款のうち普通保険約款に記載されているご契約内容を主契約といます。

責任開始日(せきにんかいしび)

当社がご契約の保障を開始する時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日（契約日）といます。責任開始日は、告知日（申込日）と一時払保険料相当額が当社に着金した日のいずれか遅い日です。必ずしも契約日と申込日（保険料をお払いいただいた日）が同一とはなりませんのでご注意ください。

積立金(つみたてきん)

将来の保険金をお支払するために一時払保険料を積み立てた部分をいいます。

積立利率(つみたてりりつ)

積立金に付利する利率のことをいいます。所定の指標金利をもとに定められます。

積立利率計算基準日(つみたてりりつけいさんきじゅんび)

積立利率適用期間が10年の場合には契約日から10年ごと、15年の場合には契約日から15年ごとの年単位の契約応当日をいいます。契約応当日のない月の場合は、その月の末日とします。

積立利率適用期間(つみたてりりつてきようきかん)

契約日および契約日後に到来する各積立利率計算基準日におけるそれぞれの積立利率を適用する期間のことで、契約日および契約日後に到来する各積立利率計算基準日から、それぞれの直後に到来する積立利率計算基準日の前日までの期間をいいます。

た

特約 (とくやく)

主契約の保障内容をさらに充実させるためや、保険料払込方法等、主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。

は 被保険者 (ひほけんしゃ)

生命保険の保障の対象となっている人のことをいいます。

保険契約者 (ほけんけいやくしゃ)

保険会社と保険契約を結び、ご契約上のいろいろな権利 (たとえば、ご契約内容の変更の請求権) と義務 (たとえば、保険料支払義務) を持つ人のことをいいます。

保険証券 (ほけんしょうけん)

ご契約の基本保険金額や保険期間等、ご契約内容を具体的に記載したものです。

保険年度 (ほけんねんど)

契約日からその日を含めて計算して、満1ヵ年を第1保険年度といます。以下順次、第2保険年度、第3保険年度…となります。

や 約款 (やっかん)

“ご契約についてのとりきめ” を記載したものです。



お知らせとお願い

1 保険契約締結の「媒介」と「代理」について

生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込に対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。

生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込に対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

2 生命保険募集人について

当社の生命保険募集人（募集代理店を含みます）は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込に対して当社が承諾したときに有効に成立します。

3 当社の組織形態（株式会社）について

- 保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。
- 株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は相互会社の保険契約者のように、「社員」（構成員）として当社の運営に参加することはできません。

4 ご契約の申込・告知書について

申込書は、記載内容をご確認のうえ、必ずご本人がご署名、ご捺印（捺印が必要な場合）ください。被保険者となられる方のご職業等については、「告知書」のご質問事項に対してお答えいただく必要があります（告知義務といえます）。「告知書」には必ずご本人がありのままを正確にご記入ください。

お申込の内容や告知された内容について、ご契約のとき、さらに保険金等のご請求の際、当社社員または当社が委託した者がご確認にお伺いする場合があります。

5 現在のご契約を見直して新たなご契約のお申込をされる場合

現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込をご検討されている方へ

- 現在ご契約の保険契約を解約、減額するときは、一般的につぎの点について、保険契約者にとって不利益となります。
- 多くの場合、返戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。
特に、ご契約後短期間で解約されたときの返戻金は、全くないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うこととなる場合があります。
- 新たにお申込の保険契約について、被保険者のご職業等によりお断りする場合があります。

6 「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」に基づく、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払が正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、および「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について あなたのご契約内容が登録されることがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）のお引受の判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払の判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

保険契約等のお申込があった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受できなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込があった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受またはこれらの保険金等のお支払の判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間ならびにお引受およびお支払の判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます。）から5年間（被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受およびこれらの保険金等のお支払の判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開しません。

当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。保険契約者または被保険者は、当社の定める手続にしたがい、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続にしたがい、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続の詳細については、当社にお問い合わせください。

【登録事項】

- (1) 保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別ならびに住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 死亡保険金額および災害死亡保険金額
- (3) 入院給付金の種類および日額
- (4) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (5) 取扱会社名

その他、正確な情報の把握のため、ご契約およびお申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※ 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<http://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

「支払査定時照会制度」について

保険金等のご請求に際し、あなたのご契約内容等を照会させていただきますことがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、お支払の判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払等の判断」といいます）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開しません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続にしたがい、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合、当社の定める手続にしたがい、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続の詳細については、当社にお問い合わせください。

【相互照会事項】

つぎの事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過したご契約に係るものは除きます。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします）
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとして）
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料およびお払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読みかえます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<http://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

7 生命保険会社の業務または財産の状況の変化による生命保険契約への影響の可能性について

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

8 「生命保険契約者保護機構」について

○当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- ・保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約のお引受、補償対象保険金の支払に係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- ・保険契約上、年齢や健康状態によってはご契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- ・保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（※4））。
- ・なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）をこえていたご契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

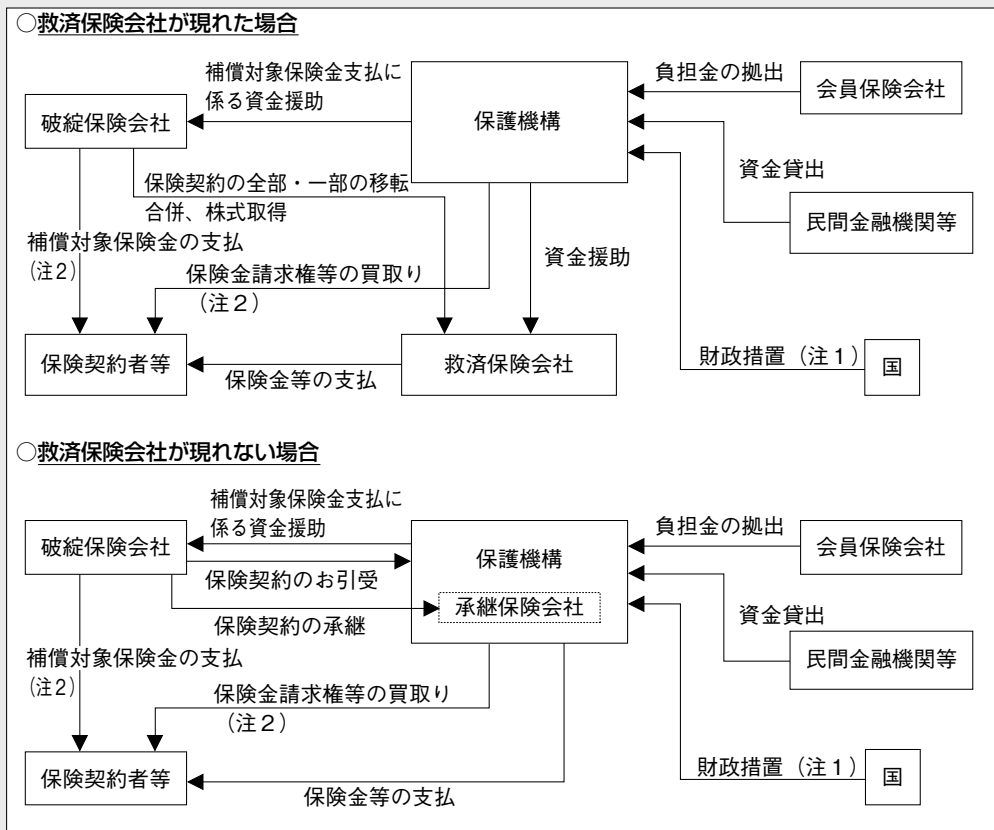
高予定利率契約の補償率＝90%－{(過去5年間における各年の予定利率－基準利率)の総和÷2}

（注1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社または保護機構のホームページで確認できます。

（注2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するかどうかを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するかどうかの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するかどうかを判断することになります。

- ※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払にそなえ、保険料や運用収益等を財源として積み立てている準備金等をいいます。
- ※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

【生命保険契約者保護機構（概略図）】



(注1) 上記の「財政措置」は、平成29年（2017年）3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の抛出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取することを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。（高予定利率契約については、※2に記載の率となります。）

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約のお取扱いに関するお問い合わせ先
 生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820
 「月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～正午、午後1時～午後5時」
 ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

9 個人情報の取扱いについて

ジブラルタ生命は、お客様の個人情報を、つぎのとおり、適正に取扱うことをここに宣言します。

1. 個人情報の保護を、単なる情報管理としてではなく、個人の人格尊重の理念の下に実施します。
2. 生命保険業を通じて会社に与えられた責務を果たすことを前提として、個人情報の保護に努めてまいります。
3. お客様の個人情報の取扱いにあたっては、顧客保護の観点から、継続的な管理態勢の整備に努めてまいります。
4. 個人情報の有効利用の推進と個人情報の保護との両立を目指します。
5. 「個人情報の保護に関する法律」その他の法令を遵守し、個人情報の保護に努めるとともに、個人情報保護方針の継続的改善に努めてまいります。

1. 利用目的

ジブラルタ生命は、生命保険業に伴って取扱う個人情報につきましては、お客さまのお取引を安全かつ確実に進め、より良い商品・サービスを提供させていただくために、以下の目的で取得・管理・利用します。

- 1) 各種保険契約のお引受、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払
- 2) 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- 3) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- 4) その他保険に関連・付随する業務

2. 情報の種類

ジブラルタ生命は、お客様の住所、氏名、性別、生年月日、お客様の健康状態、職業、家族構成等、上記1.の利用目的を達成するために必要な個人情報を収集します。

3. 情報収集の方法

ジブラルタ生命は、法令に従い、適正かつ公正な方法により個人情報を取得します。また、個人情報を取得するにあたっては、利用目的を個人情報保護方針により公表し、直接書面等によりお客さまに関する個人情報を取得する場合には、その利用目的を明示します。

【主な取得元・取得方法】

保険契約申込書・告知書、アンケート、電話、インターネット、面談等

※当社では、お客さまとの電話の通話内容について、内容確認のため録音させていただく場合があります。

4. 第三者への提供

ジブラルタ生命は、以下の場合を除き、お客様の個人情報を第三者へ提供しません。

- 1) お客さまが同意されている場合
- 2) 法令に基づく場合
- 3) 人の生命・身体または財産の保護のために必要がある場合であって、お客さまご本人の同意を得ることが困難であるとき

- 4) 公共の利益のために必要がある場合であって、お客さまご本人の同意を得ることが困難であるとき
- 5) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、お客さまご本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 6) お客さまの保険契約および特約の内容を一般社団法人生命保険協会 (<http://www.seiho.or.jp/>)に登録する等生命保険制度を健全に運営するために必要であると考えられる場合、もしくは、当社ホームページ上で公表している関連会社・提携団体等が、お客さまに対して商品・サービスのご案内、ご提供のために必要な範囲*で共同利用する場合
* 必要な範囲：提携団体と共同利用する情報は、各提携団体の会員管理に必要な契約情報とします。
- 7) 合併、分社化、事業譲渡等により、事業の全部または一部が引き継がれる場合
- 8) 上記1.の利用目的を達成するために、守秘契約に基づいて業務委託等を行う場合

5. 情報の管理

シブラルタ生命は、利用目的に照らして必要と判断した範囲内で、お客さまの個人情報の正確性、最新性および適切な内容を維持するよう努めています。また、お客さま情報への不正なアクセスや情報の漏えい等のリスクに対して必要な対策を講じます。

また、当社では、各種保険契約のお引受、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払業務等の委託業務において、お客さまの個人情報の全部または一部を委託先へ提供する場合がございます。この場合、当社は、個人情報を適正に取扱う委託先を選定し、守秘契約を締結する等、委託先の統合的な安全性の確認を行っています。

さらに、当社では、「情報資産管理委員会」、「リスク管理委員会」、「コンプライアンス委員会」を設置し、個人情報の適正な管理の推進をはかり、お客さまの個人情報保護に向けた取り組みを行っています。

6. 個人情報管理規程等の制定

シブラルタ生命は、個人情報保護方針を実施するために個人情報管理規程等を定め、お客さまの個人情報を含むすべての個人情報について適切な利用に努めます。

7. 教育・研修

シブラルタ生命は、個人情報を適切に管理するため、当社の役員および従業員に対して、個人情報保護方針および個人情報管理規程等に関する教育・研修を実施します。

8. 保有個人データの開示・訂正・利用停止等

シブラルタ生命は、お客さまの保有個人データに関して、開示・訂正・利用停止等のご依頼があった場合は、ご本人からのご依頼であることを確認させていただいたうえで、法令に従い、当社の定めるところにより、開示・訂正・利用停止等します。

【受付方法】

「シブラルタ生命の個人情報に関する窓口」（下記）までご連絡いただきますようお願いいたします。

【開示等手数料】

保有個人データの開示および利用目的の通知については、当社の定めるところにより、所定の手数料が必要となる場合があります。

9. 個人情報に関するお問い合わせ先

ジブラルタ生命は、個人情報の取扱いに関するお問い合わせや苦情等に対応するため、専用の窓口を設け、お客さまからのお問い合わせや苦情等に誠実に対応します。

【ジブラルタ生命の個人情報に関する窓口】

●ジブラルタ生命コールセンター

0120-78-2269

受付時間：平日8：30～20：00 土曜9：00～17：00（日・祝・12/31～1/3を除く）

または、

●お客様サービスチーム

100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10 プルデンシャルタワー20F

受付時間：9：00～17：30（土・日・祝日・年末年始を除く）

【当社が対象事業者となっている認定個人情報保護団体について】

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

・お問い合わせ先

（一社）生命保険協会生命保険相談室TEL 03（3286）2648

〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階

受付時間：9：00～17：00（土・日曜、祝日などの同協会休業日を除く）

・ホームページアドレス<http://www.seiho.or.jp/>

当社の個人情報の取扱いについての詳細は、当社ホームページで公表しております。

<http://www.gib-life.co.jp/>

10 重要事項の説明について

- お申込に際しましては、当社の募集代理店の担当者から特に重要なお知らせを記載した書面「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」をお受取のうえ、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」の内容について説明を受けてください。
- 「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」の内容をご確認いただけましたら、「重要事項説明完了確認書」に署名・捺印のうえ、告知書とともに当社の募集代理店の担当者にお渡しください。



しくみと特徴

保険商品の内容について

商品のしくみの比較

積立利率更改型一時払終身保険（円建・米国ドル建・ユーロ建・豪ドル建）は、ご契約のしおりの中の説明をわかり易くするために、下記の2タイプに分けて説明をしています。

タイプ名	基本タイプ*	積立金定期引出タイプ（外貨建）
主な特徴	<ul style="list-style-type: none"> 一時払の終身保険です。 	<ul style="list-style-type: none"> 一時払の終身保険です（外貨建のみ）。 さらにご契約から1年後の契約応当日より毎年、積立金を取り崩し、定期引出金として保険契約者にお支払します。
運用通貨	円、米国ドル、ユーロ、豪ドル	米国ドル、ユーロ、豪ドル
新契約時に付加する特約		
積立金定期引出特約	—	○

*基本タイプとは、積立金定期引出特約が付加されていないタイプのことをいいます。

各タイプについて詳しくは、以下の「しくみと特徴」の該当ページをご覧ください。

ご契約のしおり参照ページ	20・22ページ	20・23ページ
--------------	----------	----------

	このようなマークで表示されています
基本タイプ	基本タイプ
積立金定期引出タイプ（外貨建）	積立金定期引出タイプ（外貨建）
ご加入のタイプによってお取扱が異なる場合	★ご加入のタイプによってお取扱が異なります！

運用通貨と積立利率適用期間

積立利率適用期間	円	米国ドル	ユーロ	豪ドル
10年	○	○	○	○
15年	○	○	—	—

(注) ご加入の時期により、運用通貨、積立利率適用期間によっては、選択いただけない場合があります。

(注) ご契約後、運用通貨、積立利率適用期間の変更はできません。

目次

ご確認いただきたい重要なことから

主な保険用語の説明

お知らせとお願い

しくみと特徴

特約について

ご契約にあたって大切なことから

ご契約後について

保険金等のご請求について

保険会社からのお願い

管轄裁判所について

お問い合わせについて

普通保険約款・特約条項

しくみ

基本タイプ

積立利率更改型一時払終身保険
(円建・米国ドル建・ユーロ建・豪ドル建)

しくみ

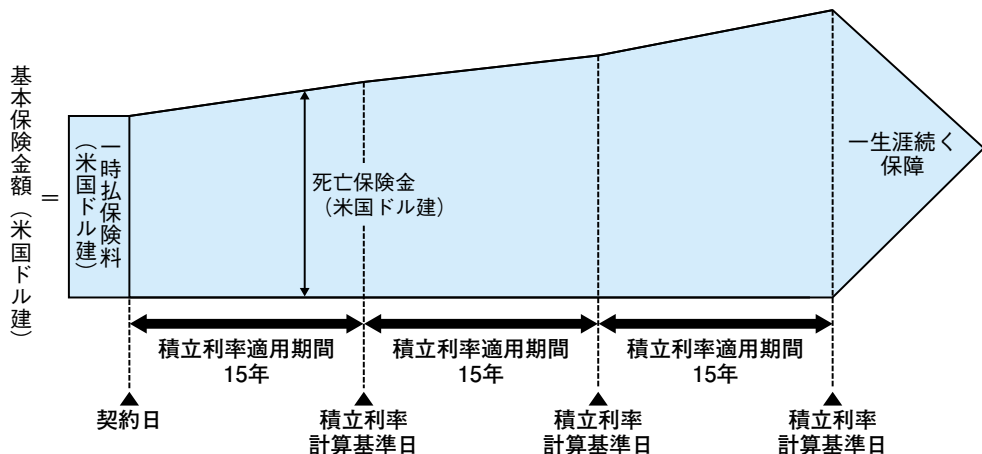
積立金定期引出タイプ (外貨建)

積立利率更改型一時払終身保険
(米国ドル建・ユーロ建・豪ドル建)

■積立金定期引出特約付

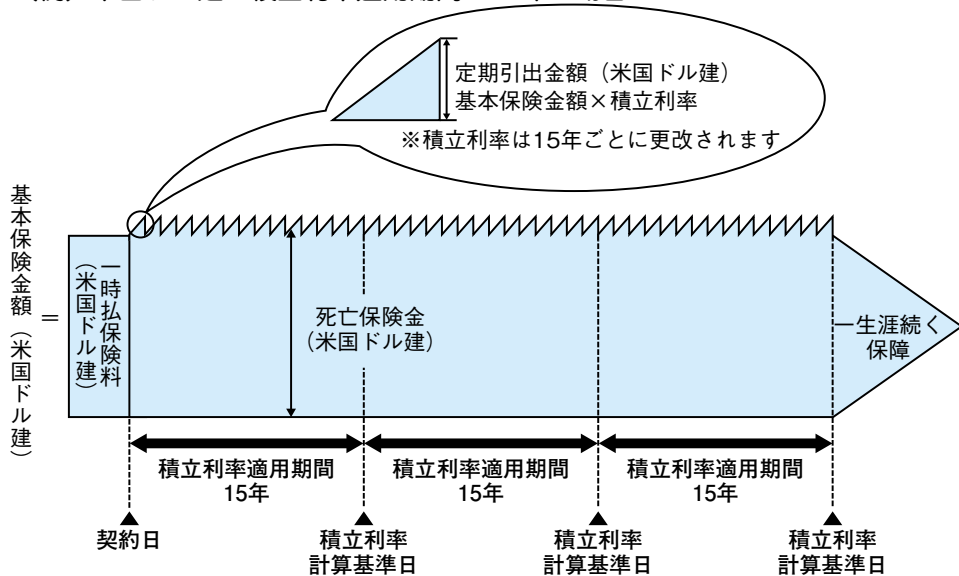
しくみ

(例) 米国ドル建・積立利率適用期間：15年の場合



- * 死亡保険金 (米国ドル建) は被保険者死亡日における積立金相当額または解約返戻金額のいずれか大きい金額となります。
- * 被保険者が不慮の事故等にて死亡された場合に災害死亡保険金 (米国ドル建) を死亡保険金 (米国ドル建) にあわせてお支払します。災害死亡保険金 (米国ドル建) は被保険者死亡日における積立金の20%相当額となります。
- (注)このしくみ図は、将来の死亡保険金額、災害死亡保険金額等を保証するものではありません。

(例) 米国ドル建・積立利率適用期間：15年の場合



- * 死亡保険金 (米国ドル建) は被保険者死亡日における積立金相当額または解約返戻金額のいずれか大きい金額となります。
- * 被保険者が不慮の事故等にて死亡された場合に災害死亡保険金 (米国ドル建) を死亡保険金 (米国ドル建) にあわせてお支払します。災害死亡保険金 (米国ドル建) は被保険者死亡日における積立金の20%相当額となります。
- * 定期引出金 (米国ドル建) は「基本保険金額 × 積立利率」によって計算される金額となります。
- (注)このしくみ図は、将来の死亡保険金額、災害死亡保険金額、定期引出額等を保証するものではありません。

詳しくは、
ご契約のしおり
22ページを
ご覧ください。

詳しくは、
ご契約のしおり
23ページを
ご覧ください。

積立利率更改型一時払終身保険の特徴

基本タイプ

特徴

1 一時払の終身保険です

- 一生涯にわたる死亡保障があります。
- 申込時に保険料を一時にお払いいただきます。
- 被保険者が死亡された場合は、死亡保険金として死亡日における積立金相当額または解約返戻金額のいずれか大きい金額をお支払します。また、不慮の事故等により死亡された場合には、死亡保険金に加えて死亡日における積立金の20%相当額（災害死亡保険金）をお支払します。

2 この保険には、円建、米国ドル建、ユーロ建、豪ドル建があります

- 一時払保険料や死亡保険金等、この保険にかかわる金銭の授受は、運用通貨（円、米国ドル、ユーロまたは豪ドル）で行います。
- 外貨建の一時払保険料については、円で払込むことができます（保険料円入金特約）。
- 外貨建の保険金または解約返戻金は、円で受け取ることもできます（円支払特約）。

※保険料円入金特約は、お申込される募集代理店によっては、お取扱しないことがあります。

3 積立金は、積立利率に応じて増加します

- ご契約時にお払いいただいた一時払保険料は、積立金として投入され、積立利率に応じて増加します。

4 積立利率は、15年(または10年)ごとに直近の積立利率に更改されます

- 積立利率は、所定の指標金利をもとに毎月1日と16日に設定されます。
 - ご契約時には、契約日時点で設定されている積立利率*が適用されます。
 - 契約日および各積立利率計算基準日より適用された積立利率は、それぞれの積立利率適用期間中変更されることはありません。
- ※ 積立利率は、年0.05%が最低保証されます。

5 その他の特徴

下記の特約を付加することにより、年金で受け取ることができます。

- 年金支払移行特約（積立利率更改型一時払終身保険用）（ご契約のしおり31ページ参照）
主契約の解約返戻金をもとに、年金を受け取ることができます。
- 介護年金移行特約（ご契約のしおり33ページ参照）
要介護状態（要介護2以上等）に該当の場合、将来の死亡保障にかえて、通常の年金よりも割増された介護年金を受け取ることができます。
- 遺族年金特約（ご契約のしおり38ページ参照）
主契約の死亡保険金および災害死亡保険金を一時金にかえて、年金を受け取ることができます。

※この保険に配当金はありません。

積立利率更改型一時払終身保険の特徴 (積立金定期引出タイプ (外貨建) (積立金定期引出特約付))

特徴

1 一時払の終身保険です

- 一生涯にわたる死亡保障があります。
- 申込時に保険料を一時にお払いただきます。
- 被保険者が死亡された場合は、死亡保険金として死亡日における積立金相当額または解約返戻金額のいずれか大きい金額をお支払します。また、不慮の事故等により死亡された場合には、死亡保険金に加えて死亡日における積立金の20%相当額（災害死亡保険金）をお支払します。

2 この保険には、米国ドル建、ユーロ建、豪ドル建があります

- 一時払保険料や死亡保険金等、この保険にかかわる金銭の授受は、運用通貨（米国ドル、ユーロまたは豪ドル）で行います。
- 一時払保険料については、円で払込むことができます（保険料円入金特約）。
- 保険金または解約返戻金は、円で受け取ることもできます（円支払特約）。
- 定期引出金は円によりお受取いただきます。→（ご契約のしおり30ページ積立金定期引出特約参照）

※保険料円入金特約は、お申込される募集代理店によっては、お取扱しないことがあります。

3 ご契約の1年後から定期引出金をお支払します

- ご契約時にお払いただいた一時払保険料は、積立金として投入され、積立利率に応じて増加します。
- ご契約から1年後の契約応当日より毎年、積立金を取り崩し、定期引出金として保険契約者にお支払します。→（ご契約のしおり30ページ積立金定期引出特約参照）

4 積立利率は、15年(または10年)ごとに直近の積立利率に更改されます

- 積立利率は、所定の指標金利をもとに毎月1日と16日に設定されます。
- ご契約時には、契約日時点で設定されている積立利率*が適用されます。
- 契約日および各積立利率計算基準日より適用された積立利率は、それぞれの積立利率適用期間中変更されることはありません。

※ 積立金定期引出特約が付加されている場合、積立利率は、定期引出に要する率を差し引いた率となります。したがって、この特約を付加したときの積立利率は、この特約を付加しないときに比べて低くなります（積立利率は基本タイプで最低保証している年0.05%を下回ることがあります）。

5 その他の特徴

下記の特約を付加することにより、年金で受け取ることができます。

- 年金支払移行特約（積立利率更改型一時払終身保険用）（ご契約のしおり31ページ参照）
主契約の解約返戻金をもとに、年金を受け取ることができます。
- 介護年金移行特約（ご契約のしおり33ページ参照）
要介護状態（要介護2以上等）に該当の場合、将来の死亡保障にかえて、通常の年金よりも割増された介護年金を受け取ることができます。
- 遺族年金特約（ご契約のしおり38ページ参照）
主契約の死亡保険金および災害死亡保険金を一時金にかえて、年金を受け取ることができます。

※この保険に配当金はありません。

積立利率について

★ご加入のタイプによってお取扱が異なります！

基本タイプ

- 基本タイプの積立利率は、積立金（将来の保険金をお支払するために、当社が一時払保険料を積み立てた部分）に付利する利率をいい、運用通貨に応じた指標金利^{*1}の平均値に最大1.0%を増減させた範囲内で当社が定めた利率から、**保険関係費用^{*2}を差し引いた利率となります。**

※1 運用通貨に応じた指標金利とは、積立利率の計算の基礎となるもので、つぎのとおりです。

運用通貨	積立利率適用期間	指標金利
円	10年	残存期間10年の日本国債の流通利回り
	15年	残存期間15年の日本国債の流通利回り
米国ドル	10年	金利スワップレート 10年物 米国ドル—米国ドル買値
	15年	金利スワップレート 15年物 米国ドル—米国ドル買値
ユーロ	10年	金利スワップレート 10年物 ユーロ—ユーロ買値
豪ドル	10年	残存期間10年のオーストラリア国債の流通利回り

※2 保険関係費用とは、災害死亡保障にそなえるための災害死亡保障費率、保険契約の締結・維持に必要な費用としてそれぞれ新契約費率および維持費率をいいます。

- 基本タイプの積立利率は、年0.05%が最低保証されます。

積立金定期引出タイプ（外貨建）

- 積立金定期引出タイプの積立利率は、基本タイプの積立利率から定期引出に要する率を差し引いた率となります。したがって、積立金定期引出タイプ（外貨建）の積立利率は、基本タイプに比べて低くなります（積立利率は基本タイプで最低保証している年0.05%を下回ることがあります）。

- 国債の流通利回りとは、流通市場で国債を購入し満期まで保有した場合の利回りを表します。当社では、当社が指定する機関が提供する、国債の流通利回りの値を用いています。
- 金利スワップレートとは、国際金融市場での代表的な中・長期金利の指標です。金融資産（社債・公共債等）の利回りの基準として広く用いられ、資金を中・長期で運用する際の目安となります。当社では、当社が指定する機関が提供する金利スワップレートの値を用いています。
- この保険は積立利率適用期間中、主に運用通貨建の資産で運用され、この保険に適用される積立利率は上記の方法により毎月2回設定されます。
- 契約日および各積立利率計算基準日より適用された積立利率は、積立利率適用期間中、変更されることはありません。
- 積立利率は、積立利率計算基準日ごとに各積立利率計算基準日における積立利率に更改されません。

保険金のお支払について

保険金	お受取になる人	保険金をお支払する場合 (お支払事由)	お支払額
死亡保険金	死亡保険金 受取人	被保険者が死亡されたとき	被保険者が死亡された日における積立金相当額。ただし、その日における解約返戻金額を下回る場合には、解約返戻金額
災害死亡保険金 ※		つぎのいずれかを直接の原因として被保険者が死亡されたとき ①責任開始期以後に発生した別表1に定める不慮の事故 ^(※1) (ただし、不慮の事故が発生した日からその日を含めて180日以内の死亡に限る) ②責任開始期以後に発病した別表4に定める感染症 ^(※2)	被保険者が死亡された日における積立金の20%相当額

※災害死亡保険金…災害死亡保険金をお支払する場合には、死亡保険金もあわせてお支払します。

* 1 不慮の事故…詳しくは、普通保険約款別表1「対象となる不慮の事故」をご覧ください。

* 2 感染症…詳しくは、普通保険約款別表4「感染症」をご覧ください。

ご注意

- 保険金額は、運用通貨建てで計算されます。そのため、運用通貨が外貨で、円に換算した場合の金額は、為替の変動による影響を受けますのでご注意ください。
- 外貨で保険金をお支払する際に、お支払にかかる諸手数料をお支払額より差し引かせていただく場合があります。
- また、外貨でのお受取の際には、金融機関により諸手数料が必要となる場合があります。当該手数料は、お客様の負担となります。

「死亡保険金即日支払サービス」のお知らせ

葬儀費用等のお急ぎのお支払にお役立ていただけますよう、死亡保険金・死亡一時金（以下、「死亡保険金等」といいます）については円によるお支払に限り、「死亡保険金即日支払サービス」のお取扱をしております。

「死亡保険金即日支払サービス」のお取扱要領はつぎのとおりです。

(1) お取扱の対象となるご契約

- 死亡日が責任開始日から2年を経過しているご契約
- 死亡保険金等の受取人が単独指定されているご契約
- 死亡保険金等の受取人が法人または個人事業主ではないご契約
- 死亡保険金等の受取人が未成年ではないご契約
- 有効中のご契約
- 当社が定める保険種類

(2) お取扱の対象外となるご契約

- 死亡保険金等の受取人が複数人指定されているご契約および法定相続人へのお支払となる場合は、お取扱しません。
- 死亡保険金等をお支払できない可能性があるご契約や取消、無効または解除の可能性があるご契約はお取扱できません。
- 死亡保険金等の受取人の死亡保険金等のご請求に関する行為能力または死亡保険金等の請求権に制限のあるご契約はお取扱できません（質権設定中契約または保険金請求権差押契約等はお取扱できません）。

(3) 死亡保険金等の金額を通算して被保険者ごとに500万円^{*}を上限とし、死亡保険金等の全部または一部をお支払します。

※ 死亡日のTTMレート（対顧客電信仲値）で換算した円支払額で500万円が上限となります。

- このサービスの対象とならない保険金等もあります。
- お取扱する回数は、1契約につき1回に限ります。
- 死亡日より2週間以内にお申し出いただいた契約に限ります。
- 一部お支払した場合の残額は、後日約款所定の請求書類をご提出いただき、お支払します。

(4) 提出書類

請求書類	死亡保険金即日支払請求時の必要書類	
	死亡保険金の一部請求	死亡保険金の全部請求
死亡保険金簡易支払請求書	○	○
死亡診断書（死体検案書）	○（*1）	○（*1）
被保険者の住民票（戸籍抄本）	×	○（*2）
保険証券	×	○

（*1）死亡診断書（死体検案書）のコピーでも差し支えありません。

（*2）死亡保険金等支払後に、死亡事実の記載された被保険者の住民票（または戸籍抄本）をご提出いただきます。

(5) その他、当社の定めるところによります。

ご注意

- お申込された募集代理店によっては、「死亡保険金即日支払サービス」をお取扱していない場合があります。詳しくは、当社コールセンターにご確認ください。
- 死亡保険金のお支払事由が発生し、このお取扱を希望される場合には、すみやかに当社のコールセンターにご連絡ください。
- ご連絡または請求書類ご提出の時刻等によりましては、死亡保険金はその日のうちにお支払できない場合もございます。



特約について

保険料円入金特約

●この特約により、外貨建の保険料を円によりお払いただけます。

対 象	換算基準日	適用する為替レート
保険料	●保険料円換算額 [※] の当社受領日（着金日）	保険料円入金特約用の為替レート

※保険料円換算額とは、保険契約者にお払いただいた円建の金額のことです。

●保険料円換算額は、当社所定の金額の範囲内で保険契約者にご指定いただき、お払いただけます。この場合、お払いただいた保険料円換算額にもとづき、基本保険金額を計算します。（保険料円換算額を定める場合の特則）

ご注意

●募集代理店を通じてお申込される場合、この特約をお取扱しないこともあります。

保険料円入金特約用の為替レート → このレートは、当社が指標として指定する銀行が公示する、換算基準日（その日が、当社が指標として指定する銀行の休業日の場合は、その日の直後に到来するその銀行の営業日）の対顧客電信売相場（TTS）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします）を上回ることはありません。



特約について

円支払特約

●この特約により、外貨建の死亡保険金、災害死亡保険金および解約返戻金を円によりお受取いただけます。

対 象	換算基準日	適用する為替レート
死亡保険金および 災害死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の死亡日 	円支払特約用の為替レート
解約返戻金	<ul style="list-style-type: none"> 解約日または減額日 (所定の必要書類を当社にて受理した日) 	

ご注意

- 遺族年金特約の年金および死亡一時金を円によりお受取いただく場合には、円支払特約により円に換算された保険金額を年金基金に充当してお取扱します。
- 年金支払移行特約（積立利率更改型一時払終身保険用）の年金および死亡一時金を円によりお受取いただく場合には、円支払特約により円に換算された解約返戻金額を年金原資額としてお取扱します。

円支払特約用の為替レート → このレートは、当社が指標として指定する銀行が公示する、換算基準日（その日が、当社が指標として指定する銀行の休業日の場合は、その日の直後に到来するその銀行の営業日）の対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします）を下回ることはありません。



特約について

積立金定期引出特約 積立金定期引出タイプ（外貨建）

●この特約により、ご契約から1年後の契約応当日より毎年、積立金を取り崩し、定期引出金としてお受取いただけます。

■定期引出日

第1回の定期引出日	定期引出開始日（1年後の契約応当日）
第2回以後の定期引出日	定期引出開始日後の年単位の契約応当日

■定期引出金のお支払

- 定期引出日が到来したときは、主契約の積立金の一部を取り崩し、定期引出金として保険契約者にお支払します。
- 定期引出金の額（定期引出額）は、主契約の積立利率適用期間ごとに*つぎの算式によって計算される金額とします。

$$\text{主契約の基本保険金額} \times \text{主契約の積立利率}$$

※定期引出日が積立利率計算基準日と同日となるときは、定期引出額は、定期引出日の前日の属する積立利率適用期間における定期引出額となります。

- 定期引出金に対しては、解約控除・市場価格調整ともに行われません。
- 定期引出金が支払われた場合、支払直後の主契約の積立金額は、支払前の主契約の積立金額から定期引出額を差し引いた金額となります。
- 定期引出金のお支払時に主契約の基本保険金額が減額されることはありません。

ご注意

- 定期引出額は、運用通貨建（外貨建）で計算されます。そのため、円に換算した場合の金額は、為替の変動による影響を受けますのでご注意ください。
- 定期引出金は円によりお受取いただけます。外貨によるお受取はできません。円によるお受取は、「定期引出金を円により支払う場合の特則」を適用したお取扱となります。

対象	換算基準日	適用する為替レート
定期引出金	定期引出日	積立金定期引出特約（定期引出金を円により支払う場合の特則）用の為替レート →このレートは、当社が指標として指定する銀行が公示する、換算基準日（その日が、当社が指標として指定する銀行の休業日の場合は、その日の直後に到来するその銀行の営業日）の対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします）を下回ることはありません。

- この特約を付加した場合の積立利率は、定期引出に要する率を差し引いた率となります。したがって、この特約を付加したときの積立利率は、この特約を付加しないときに比べて低くなります（積立利率は基本タイプで最低保証している年0.05%を下回ることがあります）。
- この特約はご契約の締結時にのみ付加できます。この特約の中途付加はできません。
- この特約は直後に到来する積立利率適用期間満了時をもって解約する申し出をされた場合に限り、解約することができます。
- 定期引出額の減額はできません。ただし、主契約の基本保険金額の減額が行われた場合は、減額日の属する積立利率適用期間における定期引出額は再計算されます。

目次
ご確認いただきたい重要なことから
主な保険用語の説明
お知らせとお願い
しくみと特徴
特約について
ご契約にあたって大切なことから
ご契約後について
保険金等のご請求
保険会社からのお願い
管轄裁判所について
お問い合わせについて
普通保険約款・特約条項



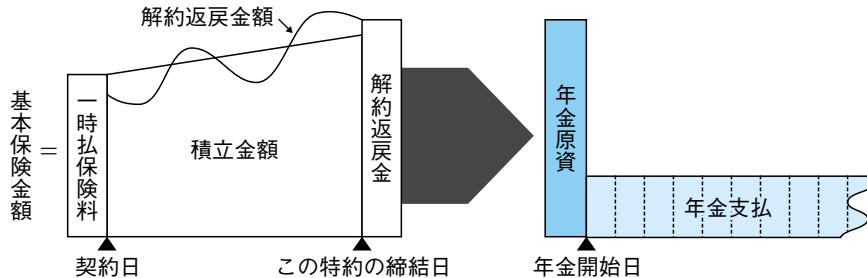
特約について

年金支払移行特約（積立利率更改型一時払終身保険用）

●この特約により、主契約の解約または減額による解約返戻金額（年金原資額）を基準に、年金を受け取ることができます。

■イメージ図

主契約の全部を年金支払に移行する場合



- ・このイメージ図は、将来の積立金額、解約返戻金額、年金額等を保証するものではありません。
- ・この特約は、中途付加のみお取扱します。

■年金および死亡一時金のお支払

○保険契約者は、この特約の締結日（年金開始日）につぎの年金の種類を指定いただけます（複数の年金の種類を選択することもできます。）。

年金・死亡一時金		お支払事由	お支払額	受取人
保証金額付 終身年金	年金	被保険者が年金支払日に生存されているとき	年金額	年金受取人 (保険契約者)
	死亡一時金	被保険者が死亡一時金保証期間中に死亡されたとき	年金原資額からすでに支払った年金およびすでに支払うことの確定した年金の合計額を差し引いた金額（ただし、その残額がないときは支払はありません）	
保証期間付 終身年金 (保証期間：5年、10年、15年、20年)	年金	被保険者が年金支払日に生存されているとき	年金額	
	死亡一時金	被保険者が年金開始日以後、保証期間中の最後の年金支払日の前日までに死亡されたとき	保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額	
確定年金 (年金支払期間： 5年、10年、15年、 20年、25年、30年、 35年、40年)	年金	被保険者が年金支払期間中の年金支払日に生存されているとき	年金額	
	死亡一時金	被保険者が年金開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までに死亡されたとき	年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額	

※つぎの場合には、この特約を締結することはできません。

- ・年金額が当社の定める最低金額に満たないとき
- ・主契約の契約日からこの特約の締結日の前日までの期間が5年未満のとき

※年金額は、この特約の締結日における主契約の解約または減額による解約返戻金額（年金原資額）を基準として、この特約の締結日における年金の種類、基礎率等（予定利率^(*)、予定死亡率等）に基づいて算出されるものです。

* 予定利率とは、年金額等を計算する際に適用される利率をいいます。

※保証金額付終身年金および保証期間付終身年金は、年金開始日における被保険者の年齢が40歳以上の場合のみ選択いただけます。

※年金額が当社所定の上限金額をこえるときは、これをこえる年金額に対応する解約返戻金額を保険契約者に一時金でお支払します。

ご注意

- 年金開始日以後、支払年金額に対して1.0%※を年金支払日に積立金より控除します。
※将来変更される可能性があります。
- 運用通貨が外貨で、この特約の年金および死亡一時金を円によりお受取いただく場合には、円支払特約により円に換算された解約返戻金額を年金原資額としてお取扱します。この場合、以後、外貨でのお支払はできません。

■年金の一括支払

○年金開始日以後、年金受取人は、年金の種類に応じて、以下のとおり、将来の年金の支払にかえて、つぎの金額の一括支払をご請求することができます。

年金の種類が保証期間付終身年金の場合は、保証期間中の最後の年金支払日前に限ります。また、年金の種類が保証金額付終身年金の場合、死亡一時金保証期間中であり、かつ、つぎのお支払額があるときに限ります。

年金の種類	お支払額
保証金額付終身年金	年金開始日から当社所定の書類が当社に到着した日までの経過年月日数により定まる積立金額を基準として、当社の定める方法により計算した金額。 •この場合、年金の一括支払を行ったときでも死亡一時金保証期間後の年金はそのまま存続します。ただし、被保険者が死亡したときは、その時点でこの特約は消滅します。
保証期間付終身年金	保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額。 •この場合、年金の一括支払を行ったときでも保証期間後の年金はそのまま存続します。ただし、被保険者が死亡されたときは、その時点でこの特約は消滅します。
確定年金	年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額。 •この場合、この特約は年金の一括支払を行ったときに消滅します。

■年金の分割支払

○年金受取人からのご請求により、当社の定める回数および方法で年金の分割支払を選択することができます。ただし、1回の支払金額が当社所定の金額以上であることが必要です。

■死亡一時金の支払にかえての年金の支払

○年金受取人は、死亡一時金の支払にかえて、年金の種類に応じて、つぎの期間中、継続して年金をお受取いただけます。

- ①保証期間付終身年金 : 保証期間中
- ②確定年金 : 年金支払期間中

※保証金額付終身年金の場合、このお取扱はしません。



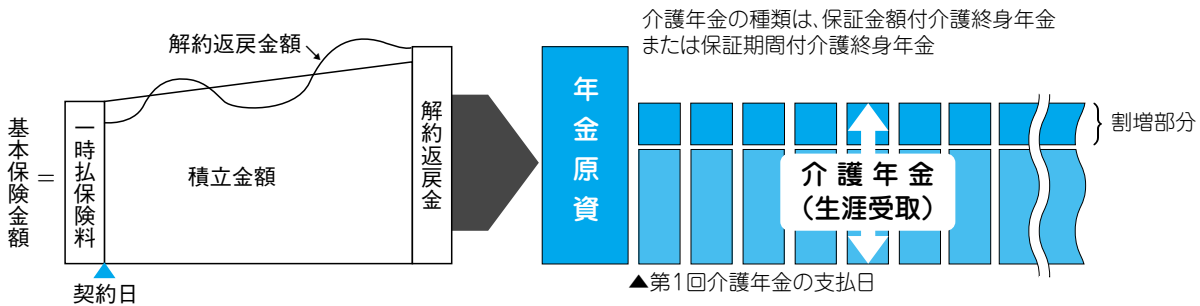
特約について

介護年金移行特約

●要介護状態（要介護2以上等）に該当の場合、この特約により、主契約の解約返戻金等の全部または一部を年金原資として、通常の年金よりも割増された介護年金を受け取ることができます。

■イメージ図

主契約の全部を介護年金支払に移行する場合

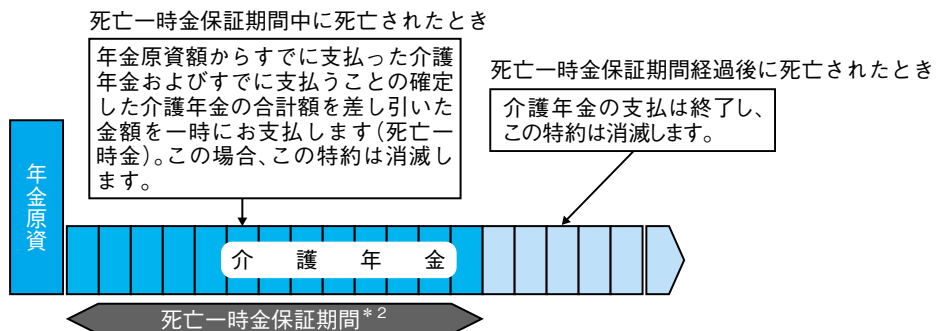


- ※このイメージ図は、将来の積立金額、解約返戻金額、年金額等を保証するものではありません。
- ※この特約は、中途付加のみお取扱します。
- ※この特約を中途付加できるのは、契約者と被保険者が同一の場合です。
- ※割増部分は、第1回介護年金の支払日における基礎率等（予定利率・予定死亡率等）に基づいて算出されるため、性別・年齢等によって金額が異なります。また、年齢により割増部分がない場合もあります。
- ※この特約によるお支払は、円建のみのお取扱となります。
- ※主契約の運用通貨が外貨建の場合、第1回介護年金の支払日におけるそれぞれの通貨に対応する当社所定の為替レート*1により円に換算された解約返戻金額を年金原資額としてお取扱します。

*1 このレートは、当社が指標として指定する銀行が公示する、第1回介護年金の支払日（その日が、当社が指標として指定する銀行の休業日の場合は、その日の直後に到来するその銀行の営業日）の対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

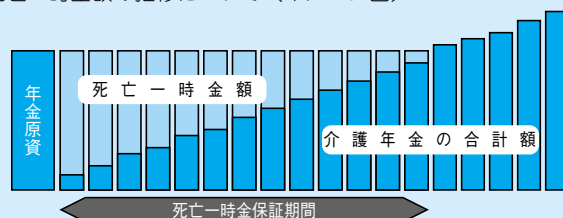
(1) 保証金額付介護終身年金のしくみ

- ・第1回介護年金の支払日以後、年金支払日に被保険者が生存されている限り、生涯にわたり年金をお支払します。
- ・第1回介護年金の支払日以後、死亡一時金保証期間中に被保険者が死亡された場合、年金原資額からすでに支払った介護年金およびすでに支払うことの確定した介護年金の合計額を差し引いた金額（死亡一時金）をお支払します。



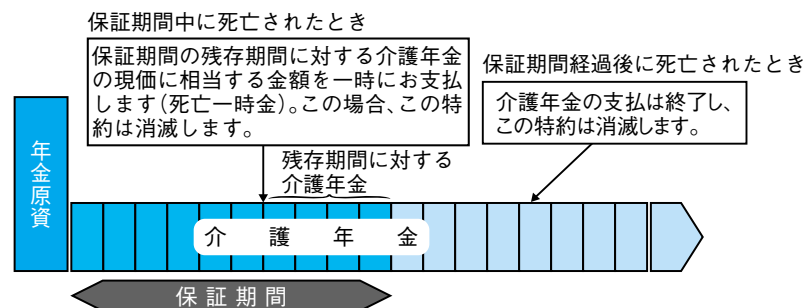
*2 死亡一時金保証期間とは、死亡一時金が支払われる期間をいい、第1回介護年金の支払日から支払うべき介護年金の合計額がはじめて年金原資額をこえることとなる第2回以後介護年金の支払日の前日までの期間をいいます。

参考 介護年金の合計額と死亡一時金額の推移について（イメージ図）



(2) 保証期間付介護終身年金のしくみ

- ・第1回介護年金の支払日以後、年金支払日に被保険者が生存されている限り、生涯にわたり年金をお支払します。
- ・第1回介護年金の支払日以後、保証期間中の最後の年金支払日の前日までに被保険者が死亡された場合には保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額（死亡一時金）をお支払します。



※この特約の被保険者が第1回介護年金の支払日以後、一定期間内に死亡された場合、お受け取りいただく年金等の総額が年金原資の額を下まわることがあります。

■ 特約の保険料について

この特約は、特約保険料のお払込の必要はありません。

この特約による介護年金および死亡一時金のお支払について

■ この特約における介護年金および死亡一時金のお支払はつぎのとおりです。

年金・死亡一時金	お支払事由	お支払額	受取人
保証金額付介護終身年金	第1回介護年金	介護年金額	被保険者
	第2回以後介護年金		
	死亡一時金	被保険者が死亡一時金保証期間*1中に死亡したとき	年金原資額からすでに支払った介護年金およびすでに支払うことの確定した介護年金の合計額を差し引いた金額(ただし、その残額がないときは支払いません)

* 1 死亡一時金が支払われる期間をいい、第1回介護年金の支払日から支払うべき介護年金の合計額がはじめて年金原資額をこえることとなる第2回以後介護年金の支払日の前日までの期間をいいます。

年金・死亡一時金	お支払事由	お支払額	受取人
保証期間付介護 終身年金*1	つぎのいずれにも該当したとき ①介護年金の請求書類（請求書類は特約条項 附則1参照）が当社に到着していること ②第1回介護年金の支払日が主契約の契約日からその日を含めて5年経過後に到来する主契約の契約応当日以後であること ③第1回介護年金の支払日における被保険者の年齢が満40歳以上当社所定の年齢以下であること ④第1回介護年金の支払日において、被保険者がつぎのいずれかに該当していること (a)満65歳未満の被保険者がつぎの条件をすべて満たすことが、医師によって診断確定されたこと (i)当社所定の要介護状態に該当したこと (ii)当社所定の要介護状態がその要介護状態に該当した日からその日を含めて180日以上継続していること (b)公的介護保険制度により、公的介護保険制度による要介護認定または要介護更新認定を受け、要介護2以上の状態に該当していると認定されていること	介護年金額	被保険者
	第2回以後 介護年金		
	死亡一時金	被保険者が第1回介護年金の支払日以後保証期間中の最後の第1回介護年金の支払日の年単位の応当日の前日までに死亡したとき	保証期間の残存期間に対する介護年金の現価に相当する金額

*1 この特約の被保険者が第1回介護年金の支払日以後、一定期間内に死亡された場合、お受け取りいただく年金等の総額が年金原資の額を下まわることがあります。

- ・第1回介護年金の支払日は、第1回介護年金が支払われる場合における第1回介護年金の請求書類が当社に到着した日となります。
- ・介護年金額は、第1回介護年金の支払日における基礎率等（予定利率・予定死亡率等）に基づいて算出されるものです。
- ・介護年金額が当社の定める最低金額に満たないときは、介護年金支払に移りません。
- ・介護年金額が当社の定める最高金額をこえるときは、これをこえる年金額に対応する解約返戻金等の金額は、第1回介護年金の支払日に被保険者に一時金でお支払します。
- ・第1回介護年金の支払日以後は、この特約を解約することはできません。

ご注意

- 第1回介護年金の支払日以後、支払年金額に対して1.0%*2を年金支払日に積立金より控除します。
- *2 将来変更される可能性があります。

■介護年金の一括支払

介護年金の受取人は、年金の種類に応じて死亡一時金保証期間中または保証期間中に限り、以下のとおり、将来の介護年金のお支払にかえて、つぎの金額の一括支払をご請求することができます。

年金の種類	お支払額
保証金額付介護終身年金	第1回介護年金の支払日から当社所定の書類が当社に到着した日までの経過年月日数により定まる責任準備金額を基準として、当社のできる方法により計算した金額*3
保証期間付介護終身年金	保証期間の残存期間に対する介護年金の現価に相当する金額*4

*3 この場合、介護年金の一括支払を行ったときでも死亡一時金保証期間後の介護年金は被保険者が生存する限りそのまま存続します。

*4 介護年金の一括支払を行ったときでも保証期間後の介護年金は被保険者が生存する限りそのまま存続します。

■ 介護年金の分割支払

第1回介護年金の支払日以後、介護年金の受取人からのご請求により、当社の定める回数および方法で介護年金の分割支払を選択することができます。ただし、1回の支払金額が当社所定の金額以上であることが必要です。

■ 請求の手続きについて

以下の場合には、すみやかに当社へご通知のうえ、所定の請求書類をご提出ください（請求書類は特約条項 附則参照）。

- ① 介護年金移行特約による介護年金のお支払をご希望の場合
- ② 死亡一時金のお支払事由が発生した場合

介護年金および死亡一時金をお支払できない場合

■ この特約において、支払事由に該当しても介護年金または死亡一時金を支払わない場合は、つぎのとおりです。

名称	免責事由
介護年金	つぎのいずれかにより、支払事由に該当したとき ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ② 被保険者の犯罪行為 ③ 被保険者の薬物依存（附則7に定める薬物依存をいいます。）
死亡一時金	つぎにより、被保険者が死亡したとき ① 保険契約者または主契約の死亡保険金受取人の故意による致死

※告知義務違反による解除、重大事由による解除につきましては、主契約の取扱に準じます。

要介護状態について

介護年金移行特約条項「附則2 会社所定の要介護状態」をご参照ください。

公的介護保険制度による要介護認定と要介護更新認定について

公的介護保険制度：介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）に基づく介護保険制度をいいます。

要介護認定：介護保険法第19条（平成9年12月17日法律第123号）に定義される要介護者に該当することおよびその該当する要介護状態区分についての市町村の認定をいいます。

要介護更新認定：介護保険法第28条第2項（平成9年12月17日法律第123号）に定義される要介護認定の更新をいいます。

公的介護保険制度の要介護2以上の状態について

「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査および判定の基準等に関する省令」（平成11年4月30日厚生省令第58号）第1条第1項に定めるつぎのいずれかの状態をいいます。

要介護2：要介護認定等基準時間が50分以上70分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）またはこれに相当すると認められる状態

要介護3：要介護認定等基準時間が70分以上90分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）またはこれに相当すると認められる状態

要介護4：要介護認定等基準時間が90分以上110分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）またはこれに相当すると認められる状態

要介護5：要介護認定等基準時間が110分以上である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）またはこれに相当すると認められる状態

法令等の改正に伴うお支払事由の変更について

●当社は、公的介護保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの保険のお支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険のお支払事由を公的介護保険制度の改正内容に応じて変更することがあります。

●この場合、当社は法令等の改正に伴うお支払事由の変更をする旨を、お支払事由変更日の2か月前までに保険契約者に通知します。

●法令等の改正に伴うお支払事由の変更をする旨の通知を受けた保険契約者は、お支払事由変更日の前日までに、つぎのいずれかの方法を指定してください。

- (1) お支払事由の変更を承諾する方法
- (2) お支払事由変更日の前日に解約する方法

●指定がなされないままお支払事由変更日が到来したときは、「(1) お支払事由の変更を承諾する方法」が指定されたものとみなします。



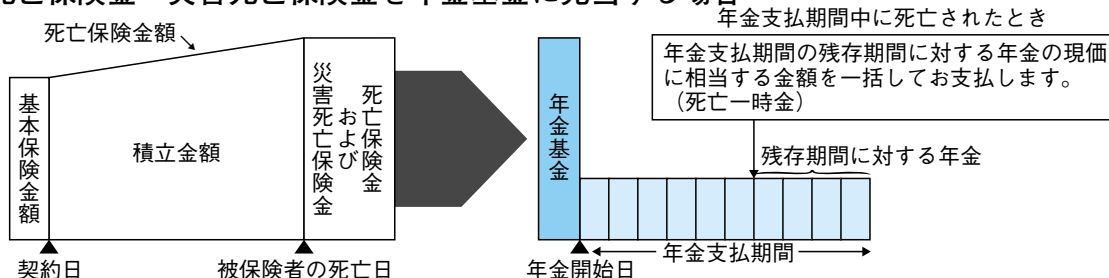
特約について

遺族年金特約

●主契約の死亡保険金および災害死亡保険金を一時支払にかえて年金によりお受取いただけます。年金の種類は、確定年金のみとなります。

■イメージ図

死亡保険金・災害死亡保険金を年金基金に充当する場合



●このイメージ図は、将来の死亡保険金額や積立金額を保証するものではありません。

〔特約の締結〕

主契約の死亡保険金もしくは災害死亡保険金のお支払事由発生前	保険契約者の申し出により締結
主契約の死亡保険金もしくは災害死亡保険金のお支払事由発生後	死亡保険金受取人の申し出により締結

〔年金をお支払する場合〕

	お支払事由	お支払額	受取人
年金	年金受取人が年金支払期間中の年金支払日に生存されているとき	年金額	死亡保険金受取人

〔年金支払期間中に死亡された場合〕

	お支払事由	お支払額	受取人
死亡一時金	年金受取人が年金開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までに死亡されたとき	年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額	この特約の死亡一時金受取人

〔年金基金設定日〕

年金基金設定日	お支払事由発生前に付加	お支払事由が発生した日
	お支払事由発生後に付加	この特約を締結した日

〔確定年金の支払期間〕

年金支払期間	5・10・15・20・25・30・35・40年
--------	-------------------------

●死亡保険金および災害死亡保険金の全部または一部を年金基金に充当することができます。

●第1回の年金支払日(年金開始日)は、年金基金設定日です。第2回以後の年金は、年金開始日の年単位の契約応当日にお支払します(実際の第1回の年金お支払日は、年金支払請求の手続等により、年金開始日以降になります)。

ご注意

- 年金開始日以後、支払年金額に対して1.0%※を年金支払日に積立金より控除します。
※将来変更される可能性があります。
- 年金受取人のご請求により、将来の年金のお支払にかえて、残存支払期間に対応する未払年金の現価を一括してお支払します。この場合、遺族年金特約は消滅します。
- 年金支払期間の変更は、年金基金設定日前であればお取扱します。
- 年金額は、年金基金設定日における年金支払期間、基礎率等（予定利率^(*)等）に基づいて計算され算出されるものです。ただし、年金額が当社所定の金額に満たないときは、年金支払のお取扱はできません。
* 予定利率とは、年金額等を計算する際に適用される利率をいいます。
- 運用通貨が外貨で、この特約の年金および死亡一時金を円によりお受取いただく場合には、円支払特約により円に換算された保険金額等を年金基金に充当してお取扱します。この場合、以後、外貨でのお支払はできません。



特約について

指定代理請求特約

- 保険契約者が主契約の被保険者の同意を得て指定代理請求人を指定することにより、所定の保険金等の受取人が保険金等を請求できない所定の事情があるときに、保険金等の受取人に代わり指定代理請求人が請求を行うことができる特約です。

指定代理請求人について

- 指定代理請求人は1名とし、つぎの<指定代理請求人の範囲>の①または②の範囲内から指定していただきます。

<指定代理請求人の範囲>

- ① 主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
- ② 主契約の被保険者の3親等内の親族

※保険契約者は、主契約の被保険者の同意を得て、上記①または②の範囲内で指定代理請求人を変更指定することができます。

ご注意

- 指定代理請求特約による代理請求を確実にを行うため、指定代理請求人を指定・変更した場合、指定代理請求人になられた方に対して、必ず「指定した」ことをお伝えください。

代理請求が可能なケースについて

1 指定代理請求人による代理請求

- つぎの<保険金等の受取人が保険金等を請求できない事情>の①～③のいずれかに該当する場合には、あらかじめ指定した指定代理請求人が、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。

<保険金等の受取人が保険金等を請求できない事情>

- ① 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合
- ② 当社が認める傷病名の告知を受けていない場合
- ③ その他、①または②に準じる状態であると当社が認めた場合

2 保険金等の受取人の戸籍上の配偶者等による代理請求

- ①の<保険金等の受取人が保険金等を請求できない事情>の①～③のいずれかに該当し、さらに、指定代理請求人による代理請求ができない、つぎのいずれかに該当する場合には保険金等の受取人の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がいない場合には、その受取人と生計を一にする者）が保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。

- ① 指定代理請求人が保険金等の請求時において、すでに死亡している場合
- ② 指定代理請求人が保険金等の請求時において、**指定代理請求人について** の<指定代理請求人の範囲>の①または②の範囲外である場合
- ③ 指定代理請求人が指定されていない場合

代理請求の対象となる保険金等について

- この特約の対象となる保険金等（保険金、年金を含み、給付の名称のいかんを問いません）は主契約の被保険者と受取人が同一人である保険金等となります。

ご注意

- 保険金等の受取人が法人である保険金等については、この制度による代理請求はできません。
- 故意に保険金等の支払事由を生じさせた者、または故意に保険金等の受取人を保険金等を請求できない所定の状態に該当させた者は、代理請求を行うことができません。

※遺族年金特約については、上記記載の「主契約の被保険者」を「年金受取人（年金の被保険者）」と読み替えてお取扱します。

※この特約は、中途付加のみお取扱します。



ご契約にあたって大切なことから

1 ご職業等の告知義務について

- 保険契約者や被保険者は、被保険者のご職業等について告知していただく義務があります。生命保険は、多くの人々が保険料を出し合って相互に保障しあう制度です。したがって、はじめから危険度の高い職業に従事されている方等が無条件でご契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。
- ご契約の際は、現在のご職業等、当社がおたずねすることについて、ありのままを正しくお知らせください。
- 告知書には被保険者ご自身でご記入ください。
※なお、特にお願ひした場合の追加告知書等にも、ご自身でありのままを記入してください。
- 告知書に記入していただく事項は、当社がご契約をお引受するかどうかを決めるための重要な事項ですから、書面でお伺いすることにしております。

ご注意

●告知受領権

告知受領権は生命保険会社が有しています。募集代理店の担当者（生命保険募集人）は告知受領権がなく、募集代理店の担当者に口頭でお話されただけでは、告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

- 危険度の高い職業に従事されている方等は、他の保険契約者との公平性を保つために、ご契約をお断りする場合があります。

2 告知が事実と違っていた場合

告知が事実と違っていた場合には、保険金をお支払できないことがあります。

- 告知していただく内容は、告知書に質問事項として記載してあります。もし故意または重大な過失によってその事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたりしますと、責任開始の日からその日を含めて2年以内ならば、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります（ただし、責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に保険金のお支払事由が生じていた場合は、2年経過後でもご契約を解除することがあります）。
- 告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社にご契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社にご契約または特約を解除することができます。
- この場合には、たとえ保険金等をお支払する事由が発生していても、お支払することはできません。

3 つぎの場合には死亡保険金・災害死亡保険金をお支払できません

保険金をお支払できない場合があります。保険金の種類ごとにつぎのお取扱となります。

① 死亡保険金

(免責となる場合)

- ご契約の責任開始期に属する日からその日を含めて2年以内に被保険者が自殺したとき
(注) 自殺に際して心神喪失ないしこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、保険金をお支払する場合がありますので、コールセンターにお問い合わせください。
- 保険契約者または死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき
(注) その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、残額を他の受取人にお支払します。

② 災害死亡保険金

(免責となる場合)

- 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
- 死亡保険金受取人の故意または重大な過失によるとき
- 被保険者の犯罪行為によるとき
- 被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき
- 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
- 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき

③ 災害死亡保険金の削減支払

- 被保険者が、戦争その他の変乱、地震、噴火または津波によって死亡され、その原因によって死亡した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、災害死亡保険金を削減して支払うか、または災害死亡保険金を支払わないことがあります。

(ご注意)

告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が解除された場合、重大事由によりご契約が解除された場合、詐欺による取消・不法取得目的による無効(この場合、すでにお払いただいた保険料はお返ししません)の場合、年金、保険金等をお支払できません。

当社が重大事由により保険契約を解除するのはつぎのような場合です。

- (1) 保険金等を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます)をした場合
- (2) 保険金等のご請求に関して詐欺行為(未遂を含みます)があった場合
- (3) 保険契約者、被保険者、年金、保険金等の受取人が、反社会的勢力(*1)に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(*2)を有していると認められるとき
- (4) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、保険契約者、被保険者、年金、保険金等の受取人に対する当社の信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待できない上記(1)~(3)と同等の事由がある場合
- (5) 保険契約者、被保険者、年金、保険金等の受取人に対する当社の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記(1)~(4)と同等の重大な事由がある場合

※ 上記の事由が生じた以後に、年金、保険金等のお支払事由が生じたときは、当社は年金、保険金等のお支払を行いません。(上記(3)の事由にのみ該当した場合で、複数の年金、保険金等の受取人のうちの一部の受取人だけが該当したときに限り、年金、保険金等のうち、その受取人にお支払することとなっていた年金、保険金等を除いた額を、他の受取人にお支払します。)すでに年金、保険金等をお支払していたときでも、その返還を請求することができます。

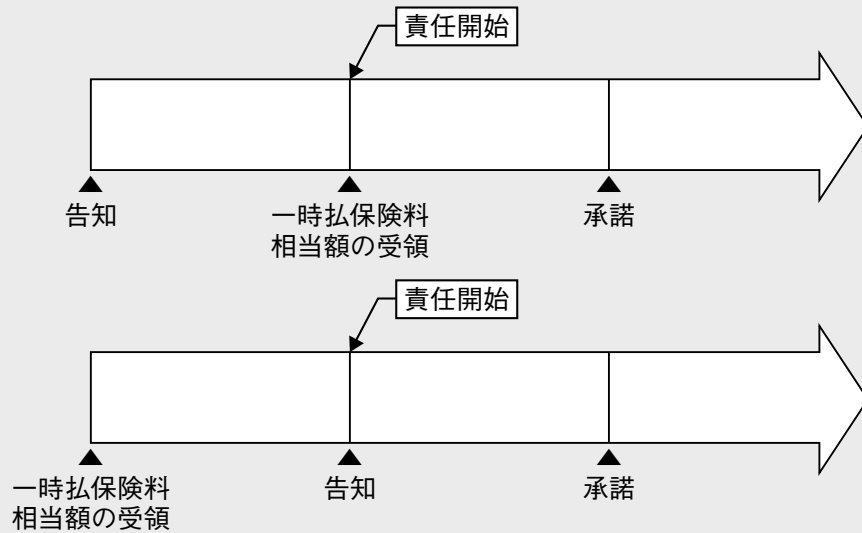
(*1) 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(*2) 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、保険契約者もしくは年金、保険金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

4 保障はつぎの時から開始されます

告知ならびに一時払保険料相当額を受け取った時から、当社は保険契約上の責任を負います。

- お申しいただいたご契約のお引受を当社が承諾した場合、一時払保険料相当額を受け取った時（告知前に受け取った場合は告知の時）から、当社は保険契約上の責任を開始します。
- 当社の責任が開始される日を契約日とします。
- 責任開始について図示するとつぎのようになります。



5 保険料のお払込について

- 保険料のお払込方法
 保険料のお払込方法（回数）は、一時払（1回）のみとなります。
- 保険料は当社指定口座へお振込（ご送金）いただきます。
- ご契約のお申込に際して、一時払保険料相当額をお払込いただくときは、これと引換えに、金融機関で発行される振込金受取書をお受取ください。

6 保険料領収証について

- お申しいただきますご契約については、一時払保険料相当額のお払込方法が金融機関からのお振込に限定されていますので、原則として当社より領収証の発行はしません。保険証券がお手元に届くまで、金融機関で発行される振込金受取書を大切に保管してください。



ご契約後について

貸付について

保険契約者への貸付はありません

この保険には、保険契約者に対する貸付はありませんのでご注意ください。

減額について

基本保険金額を減額することができます

- 保険契約者は、当社の定める金額の範囲内で、基本保険金額を減額することができます。減額分は解約されたものとして取扱い、解約返戻金をお支払します。
- この保険の基本保険金額を減額する場合には、同じ割合で積立金額が減額されます。

解約と解約返戻金について

ご契約を解約された場合または基本保険金額を減額された場合には、解約返戻金をお支払します。解約返戻金は一時払保険料より少ない金額となる場合があります。特にご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は少額となる場合もあります。

1 解約返戻金と一時払保険料との関係

- ご契約から短期間で解約されたときの解約返戻金は、多くの場合、一時払保険料より少ない金額になります。
- ご契約を解約・減額された場合、契約日からその日を含めて10年間は解約控除があります。また解約控除のほかに、市場金利を反映した市場価格調整が行われます。ただし、解約日または減額日が積立利率計算基準日の場合、市場価格調整は行われません。

2 解約返戻金の計算方法（市場価格調整率・解約控除率）

- ① 解約日または減額日が積立利率計算基準日の場合

$$\text{解約返戻金額} = \text{積立金額}$$

- ② 解約日または減額日が積立利率計算基準日以外の日の場合

$$\text{解約返戻金額} = \text{積立金額} \times (1 - \text{市場価格調整率} - \text{解約控除率})$$

◆市場価格調整率とは

- ・市場価格調整率（MVA=Market Value Adjustment）

市場価格調整率は、解約または基本保険金額の減額時に、そのときの市場金利に応じて解約返戻金額を調整するための比率です。

この市場価格調整率により、この保険契約に適用されている積立利率が、「解約日・減額日に計算される積立利率+0.3%」より高いときは解約返戻金額を増加させ、低いときは減少させます。一般に公社債等の固定金利資産に投資されている資産価格は、市場金利の変動に応じて価格が変動します。投資時点よりも市場金利が高くなると資産価値は減少し、投資時点よりも市場金利が低くなると資産価値は増加する性質があります。

- ・「市場価格調整率」とは、つぎの算式によって計算される率とします。

$$1 - \left(\frac{1 + \text{適用されている積立利率}}{1 + \text{解約日・減額日に計算される積立利率} + 0.3\%} \right)^{\text{残存月数} / 12}$$

- 「適用されている積立利率」とは…………… 解約日または減額日の属する積立利率適用期間中、この保険契約に適用されている積立利率
- 「解約日・減額日に計算される積立利率」とは…………… 解約日または減額日を契約日として、積立利率適用期間をこの保険契約と同一とする新たな保険契約を締結すると仮定した場合の、その新たな保険契約の契約日における積立利率
- 「残存月数」とは…………… 解約日または減額日からその日を含めて、直後に到来する積立利率適用期間の満了日までの月数（月数未満切上げ）

- ・「適用されている積立利率」が、「解約日・減額日に計算される積立利率+0.3%」より低い場合
⇒解約返戻金が減少します。
- ・「適用されている積立利率」が、「解約日・減額日に計算される積立利率+0.3%」より高い場合
⇒解約返戻金が増加します。

《市場価格調整率の例》

下の表は、つぎの条件の場合における市場価格調整率の例です。

- ・積立利率…年3%
- ・経過年数
 …解約日時点における契約日・積立利率計算基準日からその日を含めて経過した年数
- ・金利変動幅
 …市場価格調整率の算式における「適用されている積立利率」に対しての「解約日・減額日に計算される積立利率」の変動幅

【積立利率適用期間が10年の場合】

経過年数	金利変動幅									
	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	0.0%	-0.3%	-0.5%	-1.0%	-1.5%	-2.0%
1年	0.1803	0.1444	0.1067	0.0673	0.0258	0.0000	-0.0176	-0.0633	-0.1112	-0.1616
2年	0.1619	0.1294	0.0955	0.0600	0.0230	0.0000	-0.0157	-0.0561	-0.0983	-0.1424
3年	0.1432	0.1142	0.0841	0.0527	0.0202	0.0000	-0.0137	-0.0489	-0.0855	-0.1236
4年	0.1241	0.0987	0.0725	0.0454	0.0173	0.0000	-0.0117	-0.0418	-0.0728	-0.1050
5年	0.1045	0.0830	0.0608	0.0379	0.0144	0.0000	-0.0098	-0.0347	-0.0603	-0.0868
6年	0.0845	0.0670	0.0489	0.0305	0.0116	0.0000	-0.0078	-0.0277	-0.0480	-0.0688
7年	0.0641	0.0506	0.0369	0.0229	0.0087	0.0000	-0.0058	-0.0207	-0.0358	-0.0512
8年	0.0432	0.0341	0.0248	0.0154	0.0058	0.0000	-0.0039	-0.0137	-0.0237	-0.0338
9年	0.0218	0.0172	0.0125	0.0077	0.0029	0.0000	-0.0019	-0.0068	-0.0118	-0.0168
10年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

【積立利率適用期間が15年の場合】

経過年数	金利変動幅									
	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	0.0%	-0.3%	-0.5%	-1.0%	-1.5%	-2.0%
1年	0.2660	0.2154	0.1610	0.1027	0.0399	0.0000	-0.0276	-0.1002	-0.1783	-0.2624
2年	0.2496	0.2017	0.1505	0.0957	0.0371	0.0000	-0.0256	-0.0927	-0.1646	-0.2415
3年	0.2328	0.1877	0.1397	0.0887	0.0343	0.0000	-0.0236	-0.0853	-0.1510	-0.2210
4年	0.2157	0.1735	0.1289	0.0816	0.0315	0.0000	-0.0216	-0.0779	-0.1376	-0.2009
5年	0.1982	0.1591	0.1179	0.0745	0.0287	0.0000	-0.0196	-0.0706	-0.1243	-0.1811
6年	0.1803	0.1444	0.1067	0.0673	0.0258	0.0000	-0.0176	-0.0633	-0.1112	-0.1616
7年	0.1619	0.1294	0.0955	0.0600	0.0230	0.0000	-0.0157	-0.0561	-0.0983	-0.1424
8年	0.1432	0.1142	0.0841	0.0527	0.0202	0.0000	-0.0137	-0.0489	-0.0855	-0.1236
9年	0.1241	0.0987	0.0725	0.0454	0.0173	0.0000	-0.0117	-0.0418	-0.0728	-0.1050
10年	0.1045	0.0830	0.0608	0.0379	0.0144	0.0000	-0.0098	-0.0347	-0.0603	-0.0868
11年	0.0845	0.0670	0.0489	0.0305	0.0116	0.0000	-0.0078	-0.0277	-0.0480	-0.0688
12年	0.0641	0.0506	0.0369	0.0229	0.0087	0.0000	-0.0058	-0.0207	-0.0358	-0.0512
13年	0.0432	0.0341	0.0248	0.0154	0.0058	0.0000	-0.0039	-0.0137	-0.0237	-0.0338
14年	0.0218	0.0172	0.0125	0.0077	0.0029	0.0000	-0.0019	-0.0068	-0.0118	-0.0168
15年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

◆解約控除率とは

- ・ご契約を解約・減額された場合に適用される経過年数に応じて定められた所定の率をいいます。
- ・解約控除率は、経過年数によって異なります。
- ・解約控除率は、年の途中いつ解約しても一定となります。
- ・経過年数が10年以上のご契約には解約控除はありません。

■解約控除率は、運用通貨および経過年数に応じてつぎのとおりとします。

〈運用通貨：円〉

経過年数									
1年未満	2年未満	3年未満	4年未満	5年未満	6年未満	7年未満	8年未満	9年未満	10年未満
0.07	0.063	0.056	0.049	0.042	0.035	0.028	0.021	0.014	0.007

〈運用通貨：米国ドル、ユーロ、豪ドル〉

経過年数									
1年未満	2年未満	3年未満	4年未満	5年未満	6年未満	7年未満	8年未満	9年未満	10年未満
0.1	0.09	0.08	0.07	0.06	0.05	0.04	0.03	0.02	0.01

ここでの経過年数とは、契約日からその日を含めて解約日または減額日までの経過年数をいいます。

《解約返戻金の計算例》

下の表は、つぎの条件の場合における解約返戻金額の例です。

- ・積立利率…年3%
- ・解約時の積立金額…10,000米国ドル
- ・経過年数
 - …解約日時点における契約日からその日を含めて経過した年数
- ・金利変動幅
 - …市場価格調整率の算式における「適用されている積立利率」に対しての「解約日・減額日に計算される積立利率」の変動幅

表の数値は、解約返戻金額（米国ドルの例）です。なお、表の数値は米国ドル未満を切り捨てているため、実際の数値と異なることがあります。

【積立利率適用期間が10年の場合】

経過年数	金利変動幅									
	2.00%	1.50%	1.00%	0.50%	0.00%	-0.30%	-0.50%	-1.00%	-1.50%	-2.00%
1年	7,297	7,656	8,033	8,427	8,842	9,100	9,276	9,733	10,212	10,716
2年	7,581	7,906	8,245	8,600	8,970	9,200	9,357	9,761	10,183	10,624
3年	7,868	8,158	8,459	8,773	9,098	9,300	9,437	9,789	10,155	10,536
4年	8,159	8,413	8,675	8,946	9,227	9,400	9,517	9,818	10,128	10,450
5年	8,455	8,670	8,892	9,121	9,356	9,500	9,598	9,847	10,103	10,368
6年	8,755	8,930	9,111	9,295	9,484	9,600	9,678	9,877	10,080	10,288
7年	9,059	9,194	9,331	9,471	9,613	9,700	9,758	9,907	10,058	10,212
8年	9,368	9,459	9,552	9,646	9,742	9,800	9,839	9,937	10,037	10,138
9年	9,682	9,728	9,775	9,823	9,871	9,900	9,919	9,968	10,018	10,068
10年	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

(数値：米国ドル)

【積立利率適用期間が15年の場合】

経過年数	金利変動幅									
	2.00%	1.50%	1.00%	0.50%	0.00%	-0.30%	-0.50%	-1.00%	-1.50%	-2.00%
1年	6,440	6,946	7,490	8,073	8,701	9,100	9,376	10,102	10,883	11,724
2年	6,704	7,183	7,695	8,243	8,829	9,200	9,456	10,127	10,846	11,615
3年	6,972	7,423	7,903	8,413	8,957	9,300	9,536	10,153	10,810	11,510
4年	7,243	7,665	8,111	8,584	9,085	9,400	9,616	10,179	10,776	11,409
5年	7,518	7,909	8,321	8,755	9,213	9,500	9,696	10,206	10,743	11,311
6年	7,797	8,156	8,533	8,927	9,342	9,600	9,776	10,233	10,712	11,216
7年	8,081	8,406	8,745	9,100	9,470	9,700	9,857	10,261	10,683	11,124
8年	8,368	8,658	8,959	9,273	9,598	9,800	9,937	10,289	10,655	11,036
9年	8,659	8,913	9,175	9,446	9,727	9,900	10,017	10,318	10,628	10,950
10年	8,955	9,170	9,392	9,621	9,856	10,000	10,098	10,347	10,603	10,868
11年	9,155	9,330	9,511	9,695	9,884	10,000	10,078	10,277	10,480	10,688
12年	9,359	9,494	9,631	9,771	9,913	10,000	10,058	10,207	10,358	10,512
13年	9,568	9,659	9,752	9,846	9,942	10,000	10,039	10,137	10,237	10,338
14年	9,782	9,828	9,875	9,923	9,971	10,000	10,019	10,068	10,118	10,168
15年	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

(数値：米国ドル)

3 解約返戻金のご請求について

- 積立利率計算基準日を解約日・減額日に指定することができます。
- つぎに定める日（解約日・減額日）の積立金額を基準として計算した金額を解約返戻金として保険契約者にお支払します。

解約日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 積立利率計算基準日を解約日に指定しない解約の場合 …解約に必要な請求書類が当社に到着した日 ・ 積立利率計算基準日を解約日に指定しての解約の場合 …解約に必要な請求書類が当社に到着した日の直後に到来する積立利率計算基準日
減額日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 積立利率計算基準日を減額日に指定しない減額の場合 …減額に必要な請求書類が当社に到着した日 ・ 積立利率計算基準日を減額日に指定しての減額の場合 …減額に必要な請求書類が当社に到着した日の直後に到来する積立利率計算基準日

ご注意

- 解約返戻金額は、運用通貨建てで計算されます。そのため、運用通貨が外貨で、円に換算した場合の金額は、為替の変動による影響を受けますのでご注意ください。
- 外貨で解約返戻金をお支払する際に、お支払にかかる諸手数料をお支払額より差し引かせていただく場合があります。
- また、外貨でのお受取の際には、金融機関により諸手数料が必要となる場合があります。当該手数料は、お客様の負担となります。

4 被保険者による保険契約者への解約の請求について

- 被保険者と保険契約者が異なるご契約の場合、つぎに掲げる事由に該当するときは、被保険者は保険契約者に対し、ご契約の解約をご請求することができます。この場合、被保険者から解約のご請求を受けた保険契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。
 - ①保険契約者または保険金等の受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として保険金等のお支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
 - ②保険金等の受取人が当該生命保険契約にもとづく保険給付のご請求について詐欺を行った、または行おうとした場合
 - ③上記①②の他、被保険者の保険契約者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
 - ④保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者のご契約のお申込の同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

5 差押債権者、破産管財人等による解約について

- 保険契約者の差押債権者、破産管財人等（以下、「債権者等」といいます）によるご契約の解約は、解約の通知が当社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じません。

6 保険金等の受取人による保険契約の存続について

- 債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知されたときにおいて、以下のすべてを満たす保険金等の受取人はご契約を存続させることができます。
 - ①保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - ②保険契約者でないこと
- 保険金等の受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到着したときから1か月を経過する日までの間に、以下のすべてのお手続を行う必要があります。
 - ①保険契約者の同意を得ること
 - ②解約の通知が当社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと
 - ③上記②について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること（当社への通知についても期間内に行うこと）

生命保険と税金について

以降の記載は、2016年3月現在の税法にもとづいております。

個別の税務取扱につきましては、所轄の税務署等にご確認ください。また、税法上の取扱については、将来変更される可能性があります。

1 外貨建保険のお取扱について

- この保険契約にかかわる金銭の授受は、運用通貨が外貨（米国ドル、ユーロ、豪ドル）の場合、その外貨により行われますが、日本においてご契約される生命保険契約ですので、税法上の取扱については他の円建の生命保険と同じになります。円換算時に用いる為替レートは、一般的につきの為替レートを適用し、円に換算するものとされています。

※運用通貨が外貨で、保険料円入金特約により円で保険料をお払込されている場合は、保険料は円換算額を、また円支払特約等により円でお受取になっている場合は、各支払金は円換算額を基準とします。

詳しくは、税務署等にご確認ください。

科 目	円換算日	換算時の為替レート ^{*1}
保険料 ^{*2}	保険料受領日	TTM（対顧客電信仲値）
死亡保険金 ^{*3} 災害死亡保険金 ^{*3}	被保険者の死亡日	〈相続税の対象となる場合〉TTB（対顧客電信買相場）
		〈所得税の対象となる場合〉TTM（対顧客電信仲値）
解約返戻金 ^{*3}	解約日・減額日	TTM（対顧客電信仲値）

*1 当社の行う税務計算の方法は下記のとおりです。

TTM：当社が指標として指定する銀行のTTM

TTB：TTBに準じる為替レートとして「円支払特約用の為替レート」を用います。

*2 保険料円入金特約により円で保険料をお払込になっている場合は、円で支払った金額となります。

*3 円支払特約により円でお受取になっている場合は、円で受け取った金額となります。

※税法上の取扱については、将来変更される可能性があります。

2 生命保険料控除

お払込になった保険料は、「生命保険料控除」の対象となりますので、所得税、住民税が軽減されます。
 ※受取人が保険契約者本人あるいは配偶者またはその他の親族の場合に適用されます。
 ※「生命保険料控除証明書」を発行します。年末調整あるいは確定申告のときまで大切に保管してください。
 ※運用通貨が外貨の場合、生命保険料控除証明書は運用通貨額を保険料受領日の「当社が指標として指定する銀行のTTM（TTM：対顧客電信仲値）」により円換算した金額を記載します。ただし、保険料円入金特約を付加した場合には円換算額を記載します。

3 死亡保険金の税制上のお取扱について

- 死亡保険金を受け取られたときの税金

ご契約内容	契 約 例	税の種類
保険契約者と被保険者が同一人の場合	④ ⑤ ⑥ 夫 夫 妻 夫 夫 子	相 続 税
保険契約者が受取人の場合	④ ⑤ ⑥ 夫 妻 夫 夫 子 夫	所得税（一時所得） + 住 民 税
保険契約者・被保険者・受取人がそれぞれ異なる場合	④ ⑤ ⑥ 夫 妻 子 夫 子 妻	贈 与 税

※④は保険契約者、⑤は被保険者、⑥は受取人を指します。



保険金等のご請求について

○保険金等のお支払事由が生じた場合には、当社までご連絡ください。

■ご請求に必要な書類

- 保険金等の諸手続に必要な書類は、普通保険約款別表および別表4の「請求書類」をご覧ください。

■ご請求についてのご注意

- 保険金等のご請求は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間を過ぎますと、ご請求の権利がなくなります。
- 保険金等のお支払に際し、当社の担当者または当社で委託したものが確認させていただく場合があります。確認に際し、正当な理由がなくご回答いただけなかったり、同意をいただけない場合、その確認が終わるまで保険金等のお支払はできません。

■保険金等の支払場所について

- 保険金等は、当社の本社または当社の指定した場所でお支払します。

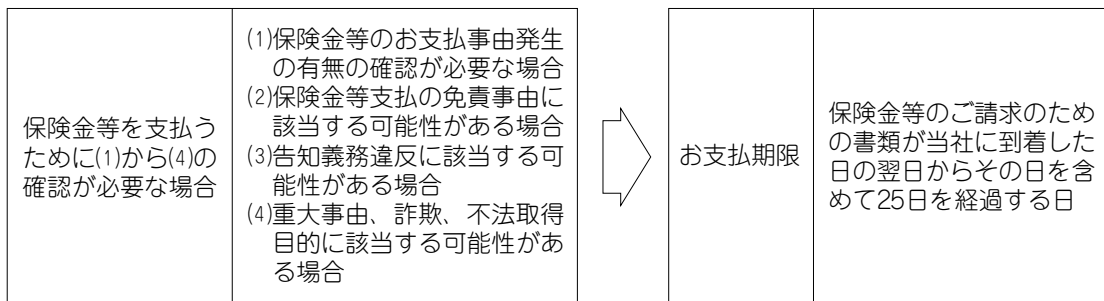
■外国に居住することとなる場合のお願い

- 保険契約者、被保険者、または死亡保険金受取人が外国に居住することとなる場合（旅行その他一時的に滞在する場合を除きます）には、事前に日本国内に居住する方を代理人または連絡人に指定し、この旨を当社へご連絡ください。

■保険金等のお支払期限について

- 保険金等は、そのご請求に必要な書類が当社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内にお支払します。

ただし、保険金等をお支払するために追加で確認・照会・調査が必要な場合には、それぞれのケースに応じたお支払の期限を約款に定めました。追加で確認・照会・調査が必要な場合、当社は保険金等をご請求した方にその旨を通知します。



上記(1)から(4)を確認するために特別な照会等が必要な場合のお支払期限については、普通保険約款等をご覧ください。

普通保険約款等で定めた期限をこえた場合、期限をこえた日からその日を含めて、所定の利息を付けて、保険金等をお支払します。

- ※「書類が当社に到着」とは、「完備された請求書類が当社に到着」したことをいいます。
- ※保険金等をお支払するための上記の確認等に際し、保険契約者・被保険者・保険金等の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等をお支払しません。



保険会社からのお願い

1 こんなときはすみやかにご連絡ください

- 住所変更、名義変更、改姓、保険証券の紛失、改印、印鑑の紛失等の場合には、当社のコールセンターもしくは本社へすみやかにお知らせください。

■保険金等の受取人の変更について

- 保険契約者は保険金等のお支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、保険金等の受取人を変更することができます。ただし、保険金等の受取人が約款であらかじめ定められている場合には保険金等の受取人の変更はできません。
- 保険金等の受取人を変更される場合には、当社へご通知ください。

※当社が通知を受ける前に変更前の保険金等の受取人に保険金等をお支払したときは、そのお支払後に変更後の保険金等の受取人から保険金等のご請求を受けても、当社は保険金等をお支払しません。

■遺言による保険金等の受取人の変更について

- 保険契約者は保険金等のお支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金等の受取人を変更することができます。この場合、保険契約者が亡くなられた後、保険契約者の相続人から当社へご通知ください。ただし、保険金等の受取人が約款であらかじめ定められている場合には保険金等の受取人の変更はできません。
- 保険金等の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、保険金等の受取人変更の効力を生じません。

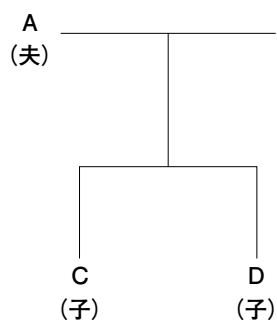
※当社が通知を受ける前に変更前の保険金等の受取人に保険金等をお支払したときは、そのお支払後に変更後の保険金等の受取人から保険金等のご請求を受けても、当社は保険金等をお支払しません。

ご契約時に確認させていただいたご本人を特定するための事項等に変更があった場合には、当社へすみやかにお知らせください。

※「ご本人を特定するための事項等」とは、本人特定事項（氏名、住居、生年月日等）、取引を行う目的、職業または事業内容、法人のお客様の場合は実質的支配者（法人の議決権総数の4分の1超の議決権を有している者等）をいいます。

2 死亡保険金受取人が死亡されたときは、すみやかに当社にご連絡ください

- 新しい死亡保険金受取人に変更するお手続きをしていただきます。
 - 死亡保険金受取人が亡くなられた時以後、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人が死亡保険金受取人となります。
- ※死亡保険金受取人となった人が2人以上いる場合は、死亡保険金の受取割合は均等とします。



（保険契約者・被保険者 Aさん
死亡保険金受取人 Bさん）

○Bさん（死亡保険金受取人）が死亡し、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。その後、Aさん（保険契約者、被保険者）が死亡した場合は、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。この場合、CさんとDさんの死亡保険金の受取割合は均等（それぞれ5割ずつ）となります。
（注）保険事故の発生形態によって種々の場合が生じることがありますので、当社にご連絡ください。



管轄裁判所について

管轄裁判所について

- 保険金等のご請求に関する訴訟については、当社の本社の所在地または受取人の住所地と同一の都道府県内にある支社（同一の都道府県内に支社がないときは、もよりの支社）の所在地を管轄する地方裁判所（本庁とします）をもって合意による管轄裁判所とします。



お問い合わせについて

○各種お問い合わせについて

コールセンター	0120-78-2269 <small>ナンバー ジブロック</small> 通話料無料 受付時間 平日8:30~20:00 土曜9:00~17:00 (日・祝・12/31~1/3を除く) ※携帯電話、PHSからもご利用になれます。
インターネットホームページ	http://www.gib-life.co.jp/



積立利率更改型一時払終身保険(円建)普通保険約款

この保険の趣旨

1 用語の意義

第1条 用語の意義

2 通貨

第2条 通貨

3 責任開始期

第3条 責任開始期

4 積立金、積立利率および積立利率適用期間

第4条 積立金および積立利率

第5条 積立利率適用期間および積立利率の更改

5 保険金の支払

第6条 保険金の支払

第7条 生死不明その他の場合の取扱

第8条 災害死亡保険金の削減支払

第9条 保険金の請求手続

6 解約、解約返戻金および保険金の受取人による保険契約の存続

第10条 解約

第11条 解約返戻金

第12条 保険金の受取人による保険契約の存続

7 契約内容の変更

第13条 基本保険金額の減額

8 詐欺による取消、不法取得目的による無効

第14条 詐欺による取消

第15条 不法取得目的による無効

9 告知義務および告知義務違反による解除

第16条 告知義務

第17条 告知義務違反による解除

第18条 告知義務違反による解除ができない場合

10 重大事由による解除

第19条 重大事由による解除

11 保険金の受取人

第20条 保険金の分割割合

第21条 受取人の代表者

第22条 会社への通知による保険金の受取人の変更、成年後見等の開始

第23条 遺言による保険金の受取人の変更

12 保険契約者

第24条 保険契約者の代表者

第25条 保険契約者の変更

第26条 保険契約者の住所変更、成年後見等の開始

13 被保険者の業務変更等

第27条 被保険者の業務変更等

14 年齢の計算、契約年齢および性別の誤りの処理

第28条 契約年齢の計算

第29条 契約年齢および性別の誤りの処理

15 契約者配当

第30条 契約者配当

16 時効

第31条 時効

17 管轄裁判所

第32条 管轄裁判所

18 契約内容の登録

第33条 契約内容の登録

別表1 対象となる不慮の事故

別表2 請求書類

別表3 解約返戻金額

別表4 感染症

積立利率更改型一時払終身保険（円建）普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、市場金利に基づいて積立金に付利する利率を定め、その利率を定期的に更改する仕組みの一時払の円建終身保険で、つぎの給付を主な内容とするものです。

- (1) 死亡保険金
被保険者が死亡したときに支払います。
- (2) 災害死亡保険金
被保険者が不慮の事故または感染症により死亡したときに支払います。

1 用語の意義

第1条（用語の意義）

この普通保険約款において使用されるつぎの各号の用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

- (1) 「積立利率計算基準日」とは、契約日から10年ごとまたは15年ごとの年単位の契約応当日をいいます。（契約応当日のない月の場合は、その月の末日とします。）
- (2) 「積立利率適用期間」とは、契約日および契約日後に到来する各積立利率計算基準日におけるそれぞれの積立利率を適用する期間をいいます。この期間は、契約日および契約日後に到来する各積立利率計算基準日から、それぞれの直後に到来する積立利率計算基準日の前日までとし、10年または15年とします。
- (3) 「保険金」とは、死亡保険金または災害死亡保険金をいいます。
- (4) 「基本保険金額」とは、保険契約締結の際または基本保険金額の減額の際、保険契約者の申し出によって定めた金額をいい、保険契約締結の際に定めた基本保険金額と同額の金額を保険契約の一時払保険料とします。

2 通貨

第2条（通貨）

この保険における通貨は、円とし、保険契約者は、保険契約締結の際、円により基本保険金額を指定することを要します。

3 責任開始期

第3条（責任開始期）

- 1 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

承諾の時期	責任開始期
(1) 保険契約の申込を承諾した後に、一時払保険料を受け取った場合	一時払保険料を受け取った時
(2) 一時払保険料相当額を受け取った後に、保険契約の申込を承諾した場合	一時払保険料相当額を受け取った時。ただし、被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時

- 2 前項の規定により、会社の責任が開始される日を、契約日とします。
- 3 会社が、保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を交付します。
- 4 前項の保険証券には、つぎの各号に定める事項を記載します。
 - (1) 会社名
 - (2) 保険契約者の氏名または名称
 - (3) 被保険者の氏名
 - (4) 死亡保険金受取人（普通保険約款または保険契約に付加された特約の特約条項において受取人が定められている場合を除きます。）の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
 - (5) 保険期間
 - (6) 積立利率適用期間
 - (7) 基本保険金額

- (8) 保険料およびその支払方法
- (9) 契約日
- (10) 保険証券の作成年月日
- (11) 特約が付加されたときは、その特約について、第2号から第9号までに準ずる事項

4 積立金、積立利率および積立利率適用期間

第4条（積立金および積立利率）

- 1 積立金とは、将来の保険金を支払うために、一時払保険料を積み立てた部分をいい、金利情勢に基づいて、会社の定める方法により計算した利率（以下、「積立利率」といいます。）を付けて、経過した年月日数により積み立てます。この場合、積立利率により積み立てた金額を「積立金額」といいます（以下、同じとします。）。
- 2 積立金額の計算に際しては、契約日および契約日後に到来する各積立利率計算基準日における積立利率をそれぞれの積立利率適用期間中適用します。
- 3 積立利率は、第5項に定める指標金利の平均値に最大1.0%を増減させた範囲内で会社が定めた利率から、災害死亡保障に備えるための災害死亡保障費率、保険契約の締結および維持に必要な費用としてそれぞれ新契約費率および維持費率を差し引いた利率とします。
- 4 前項の規定により計算された積立利率が、この保険契約の予定利率（保険料を計算する際に使用した利率をいい、年0.05%とします。以下、同じとします。）を下回る場合には、積立利率は予定利率と同じとします。
- 5 積立利率の計算の基礎となる指標金利は、積立利率適用期間に応じ、つぎのとおりとします。

積立利率適用期間	指標金利
10年	残存期間10年の日本国債の流通利回り
15年	残存期間15年の日本国債の流通利回り

- 6 前項の規定にかかわらず、将来の運用情勢の変化により国債の流通利回りが消滅したときまたは長期間にわたりこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど国債の流通利回りを指標金利として用いることが適切でなくなった場合は、会社は、主務官庁の認可を得て、指標金利をこの保険の運用対象と連動する金利に変更することがあります。この場合、指標金利を変更する日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

第5条（積立利率適用期間および積立利率の更改）

- 1 積立利率適用期間は、保険契約者が、保険契約締結の際、10年または15年のいずれかの期間（保険契約締結の日において会社を取り扱っている期間とします。）を指定するものとし、以後これを変更することはできません。
- 2 積立利率は、積立利率計算基準日に更改を行います。
- 3 会社は、積立利率計算基準日に更改した積立利率を保険契約者に通知します。

5 保険金の支払

第6条（保険金の支払）

1 この保険契約において支払う保険金の種類、支払事由、支払額および受取人は、つぎの各号のとおりです。

保険金の種類	支払事由	支払額	受取人
(1) 死亡保険金	被保険者が死亡したとき	被保険者が死亡した日における積立金相当額。 ただし、その日における解約返戻金額を下回る場合には、解約返戻金額とします。	死亡保険金受取人
(2) 災害死亡保険金（死亡保険金に加えて支払います。）	つぎのいずれかを直接の原因として被保険者が死亡したとき ① 責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表1に定める不慮の事故をいいます。）（ただし、不慮の事故が発生した日からその日を含めて180日以内の死亡に限ります。） ② 責任開始期以後に発病した感染症（別表4に定める感染症をいいます。）	被保険者が死亡した日における積立金の20%相当額	

2 この保険契約において、支払事由に該当しても保険金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）は、つぎのとおりです。

保険金の種類	免責事由
(1) 死亡保険金	つぎのいずれかにより、被保険者が死亡したとき ① 責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内の自殺 ② 保険契約者または死亡保険金受取人の故意による致死
(2) 災害死亡保険金	つぎのいずれかにより、支払事由に該当したとき ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ② 死亡保険金受取人の故意または重大な過失 ③ 被保険者の犯罪行為 ④ 被保険者の精神障害を原因とする事故 ⑤ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑥ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑦ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

第7条（生死不明その他の場合の取扱）

- 被保険者の生死が不明の場合でも、会社は、被保険者が死亡したものと認めたときは、死亡保険金を支払います。
- 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合に、その受取人が、保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡保険金受取人に支払います。
- 被保険者の死亡が免責事由に該当したことによって保険金を支払わないときは、会社は、積立金（前項に該当する場合には、支払われない保険金部分の積立金）を、保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、保険金を支払わない場合には、積立金その他の返戻金の払戻はありません。

第8条（災害死亡保険金の削減支払）

被保険者が、戦争その他の変乱、地震、噴火または津波によって死亡した場合に、その原因によって死亡した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、その影響の程度に応じ、災害死亡保険金を削減して支払うか、または災害死亡保険金を支払わないことがあります。

第9条（保険金の請求手続）

- 1 保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または死亡保険金受取人は、すみやかに会社に通知してください。
- 2 死亡保険金受取人は、保険金の支払事由が生じたときは、すみやかに請求書類（別表2に定める請求書類をいいます。以下、同じとします。）を提出して、保険金を請求してください。
- 3 死亡保険金受取人は、死亡保険金の支払事由が生じたときは、死亡保険金を葬儀費用等に充当するため、会社の定める事由、金額等の範囲内で、会社所定の金額を上限として、死亡保険金の一部または全部につき簡易請求を行うことができます。この場合、会社は、前項に定める提出書類の一部の省略を認めるものとします。
- 4 保険金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- 5 保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金の請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれつぎの各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、保険金の請求のための書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて25日を経過する日とします。

保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金の支払の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
(4) この保険契約の普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	第2号および前号に定める事項、第19条（重大事由による解除）第1項第4号の①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡保険金受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金の請求時までにおける事実

- 6 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第4項および前項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、保険金の請求のための書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてつぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合は、それぞれの日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

前項の確認をするために不可欠な特別な照会・調査	日数
(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	45日
(2) 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	60日
(3) 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別な調査、分析または鑑定	90日
(4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日

前項の確認をするために不可欠な特別な照会・調査	日数
(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査	90日
(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査	60日

- 7 第5項および前項の場合、会社は、保険金を請求した者に通知します。
- 8 第4項から第6項までに定める期限をこえて保険金を支払う場合には、第4項から第6項までに定める期限をこえた日からその日を含めて、所定の利息を付けて、保険金を支払います。
- 9 第5項および第6項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、正当な理由がなく第5項および第6項に掲げる事項の確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより第5項および第6項に掲げる事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

6 解約、解約返戻金および保険金の受取人による保険契約の存続

第10条（解約）

- 1 保険契約者は、いつでも、将来に向かって保険契約を解約し、解約返戻金を請求することができます。
- 2 保険契約者が保険契約の解約を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- 3 本条の解約は、請求書類が会社に到着した日に効力を生じます。ただし、会社の定める方法による積立利率計算基準日を指定しての解約が行われた場合には、請求書類が会社に到着した日の直後に到来する積立利率計算基準日に効力を生じます。
- 4 前項の解約の効力が生じる日を以下、「解約日」といいます。

第11条（解約返戻金）

- 1 解約返戻金は、解約日の積立金額を基準として別表3に定める方法により計算します。
- 2 解約返戻金の支払時期および場所については、第9条（保険金の請求手続）第4項および第8項の規定を準用します。この場合、第9条第4項中、「その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて」を「解約日の翌日からその日を含めて」と読み替えます。

第12条（保険金の受取人による保険契約の存続）

- 1 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時にいてつぎの各号のすべてを満たす保険金の受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、前項の解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
- 3 前項の通知をするときは、請求書類を会社に提出してください。
- 4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、第1項の解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金（保険金の支払の際にあわせて支払われる金額がある場合には、その金額を含むもの）とします。以下、本条において同じとします。）の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、会社が支払うべき金額の限度で、第2項の金額を債権者等に支払います。この場合、会社が支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金の受取人に支払います。

7 契約内容の変更

第13条（基本保険金額の減額）

- 1 保険契約者は、会社の定める金額の範囲（保険契約者が変更を請求した日において会社を取り扱っている範囲とします。）内で、将来に向かって基本保険金額を減額することができます。ただし、減額後の基本保険金額は、会社所定の金額以上であることを要します。
- 2 基本保険金額を減額する場合には、同じ割合で積立金額も減額されます。

- 3 保険契約者が基本保険金額の減額を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- 4 本条の減額は、請求書類が会社に到着した日に効力を生じます。ただし、会社の定める方法による積立利率計算基準日を指定しての減額が行われた場合には、請求書類が会社に到着した日の直後に到来する積立利率計算基準日に効力を生じます。
- 5 前項の減額の効力が生じる日を以下、「減額日」といいます。
- 6 基本保険金額の減額部分は解約されたものとして取り扱い、その減額部分に対する解約返戻金は、第11条（解約返戻金）の規定を準用して支払います。この場合、第11条中、「解約日」を「減額日」と読み替えます。
- 7 本条の規定により基本保険金額を減額したときは、減額後の基本保険金額を保険証券に表示します。

8 詐欺による取消、不法取得目的による無効

第14条（詐欺による取消）

保険契約者または被保険者の詐欺により保険契約を締結したときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

第15条（不法取得目的による無効）

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したときは、会社は、保険契約を無効とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

9 告知義務および告知義務違反による解除

第16条（告知義務）

保険契約者または被保険者は、会社が保険契約の締結の際、保険金の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、その書面により告知することを要します。

第17条（告知義務違反による解除）

- 1 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
- 2 会社は、保険金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、保険金の支払を行いません。なお、すでに保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求することができます。
- 3 保険金の支払事由が、保険契約の解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が証明したときは、保険金の支払を行います。
- 4 本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または死亡保険金受取人に通知します。
- 5 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、被保険者が死亡した場合はその日の、それ以外の場合は解除の通知を発信した日の、第11条（解約返戻金）の規定による解約返戻金を保険契約者に支払います。

第18条（告知義務違反による解除ができない場合）

- 1 前条第1項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、保険契約の解除をすることができません。
 - (1) 保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を、会社が知っていたか、または過失のため知らなかったとき
 - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第16条（告知義務）に定める告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第16条（告知義務）に定める告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 解除の原因となる事実を、会社が知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) 保険契約が責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責

任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に保険金の支払事由が生じ、かつ、解除の原因となる事実があるときを除きます。

- 2 前項第2号および第3号の場合、各号に定める保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第16条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められるときは、適用しません。

10 重大事由による解除

第19条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者または死亡保険金の受取人が死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。以下、本項において同様とします。）を詐取する目的もしくは他人に死亡保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) 保険契約者、被保険者または災害死亡保険金の受取人がこの保険契約の災害死亡保険金を詐取する目的もしくは他人に災害死亡保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (3) この保険契約の死亡保険金または災害死亡保険金の請求に関し、死亡保険金または災害死亡保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人がつぎのいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、保険契約者、被保険者または死亡保険金もしくは災害死亡保険金の受取人に対する会社の信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由があるとき
 - (6) 保険契約者、被保険者または死亡保険金もしくは災害死亡保険金の受取人に対する会社の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする第1号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由があるとき
- 2 会社は、保険金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険金の支払事由による保険金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号の①から⑤までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下、本項において同じとします。）の支払を行いません。もし、すでに保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求することができます。
- 3 本条の規定により保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。
- 4 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、被保険者が死亡した場合はその日の、それ以外の場合は解除の通知を発信した日の、第11条（解約返戻金）の規定による解約返戻金を保険契約者に支払います。
- 5 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金を保険契約者に支払います。

11 保険金の受取人

第20条（保険金の分割割合）

保険金の受取人が2人以上の場合には、保険金の分割割合（各受取人の受取分）を指定してください。分割割合の指定がないときは、各受取分は、均等の割合として取り扱います。

第21条（受取人の代表者）

- 1 保険金の受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険金の受取人を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、会社が保険金の受取人の1人に対してした行為は、他の保険金の受取人に対しても効力を生じます。

第22条（会社への通知による保険金の受取人の変更、成年後見等の開始）

- 1 保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 保険契約者は、災害死亡保険金の受取人を死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。
- 3 死亡保険金受取人が保険金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- 4 前項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
- 5 第3項および前項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- 6 第1項の通知をするときは、請求書類を会社に提出してください。
- 7 第1項の規定により死亡保険金受取人を変更したときは、保険証券に表示します。
- 8 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 9 保険金の受取人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合、またはすでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合もしくは任意後見監督人が選任されている場合には、保険契約者もしくは保険金の受取人または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。通知されるべき事項に変更が生じた場合も同じとします。

第23条（遺言による保険金の受取人の変更）

- 1 前条に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 第1項および前項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- 4 本条の場合、前条第2項から第7項までの規定を準用します。

12 保険契約者

第24条（保険契約者の代表者）

- 1 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
- 3 保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。

第25条（保険契約者の変更）

- 1 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
- 2 保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- 3 本条の承継をしたときは、保険証券に表示します。

第26条（保険契約者の住所変更、成年後見等の開始）

- 1 保険契約者が、住所（通信先を含みます。）を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。
- 2 保険契約者が、前項の通知をしなかったときは、会社の知った最終の住所あてに発した通知は、通常到

達に要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

- 3 保険契約者について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合、またはすでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合もしくは任意後見監督人が選任されている場合には、保険契約者または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。通知されるべき事項に変更が生じた場合も同じとします。

13 被保険者の業務変更等

第27条（被保険者の業務変更等）

被保険者が、保険契約の継続中にどのような業務に従事し、またはどこの場所に転居しもしくは旅行しても、会社は、保険契約を解除せず、保険契約上の責任を負います。

14 年齢の計算、契約年齢および性別の誤りの処理

第28条（契約年齢の計算）

被保険者の契約日における契約年齢は、満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

第29条（契約年齢および性別の誤りの処理）

- 1 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りのあった場合、契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社の定める範囲外であったときは保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻し、その他のときは実際の年齢に基づいて保険料を更正し、会社の定める方法で保険料の過不足分を授受します。
- 2 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別に基づいて保険料を更正し、会社の定める方法で保険料の過不足分を授受します。

15 契約者配当

第30条（契約者配当）

この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

16 時効

第31条（時効）

保険金、解約返戻金その他この保険契約による諸支払金の支払を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

17 管轄裁判所

第32条（管轄裁判所）

保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または保険金の受取人（保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とする。）の住所地と同一の都道府県内にある支社（同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社）の所在地を管轄する地方裁判所（本庁とします。）をもって、合意による管轄裁判所とします。

18 契約内容の登録

第33条（契約内容の登録）

- 1 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下、「協会」といいます。）に登録します。
 - (1) 保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
 - (2) 災害死亡保険金の金額
 - (3) 契約日
 - (4) 当会社名

- 2 前項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。
- 3 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金または災害死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、本条において同じとします。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。
- 5 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。）から5年以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます（ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。）。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（身体の内部的原因によるものは該当しません。）

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故（V01～V99）	
2. 不慮の損傷のその他の外因（W00～X59）	
・転倒・転落（W00～W19）	
・生物によらない機械的な力への曝露（W20～W49）	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露（W42） ・振動への曝露（W43）
・生物による機械的な力への曝露（W50～W64）	
・不慮の溺死および溺水（W65～W74）	
・その他の不慮の窒息（W75～W84）	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥＜吸引＞（W78） 気道閉塞を生じた食物の誤嚥＜吸引＞（W79） 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥＜吸引＞（W80）
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露（W85～W99）	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露（W94）（高山病など）
・煙、火および火災への曝露（X00～X09）	
・熱および高温物質との接触（X10～X19）	
・有毒動植物との接触（X20～X29）	
・自然の力への曝露（X30～X39）	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露（X30）（日射病、熱射病など）

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露 (X40～X49) 	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは除外します。 <ul style="list-style-type: none"> ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 <ul style="list-style-type: none"> ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ポツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
<ul style="list-style-type: none"> ・無理ながんばり、旅行および欠乏状態 (X50～X57) 	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは除外します。 <ul style="list-style-type: none"> ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動 (X50) 中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動 (X51) (乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在 (X52) ・食糧の不足 (X53) ・水の不足 (X54)
<ul style="list-style-type: none"> ・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露 (X58～X59) 	
3. 加害にもとづく傷害および死亡 (X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為 (Y35～Y36)	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは除外します。 <ul style="list-style-type: none"> ・合法的処刑 (Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症 (Y40～Y84)	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは除外します。 <ul style="list-style-type: none"> ・疾病の診断、治療を目的としたもの
<ul style="list-style-type: none"> ・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤 (Y40～Y59) によるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは含まれません。 <ul style="list-style-type: none"> ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
<ul style="list-style-type: none"> ・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故 (Y60～Y69) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具 (Y70～Y82) によるもの 	
<ul style="list-style-type: none"> ・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの (Y83～Y84) 	

備考

1. 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
2. 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

別表2 請求書類

〔I〕 保険金等の請求の場合

請求項目	手続書類
死亡保険金 災害死亡保険金	(1) 請求書* (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類 (災害死亡保険金を請求する場合に限ります。) (3) 医師の死亡診断書または死体検案書* (4) 被保険者の住民票 (5) 死亡保険金受取人の戸籍抄本 (6) 死亡保険金受取人の印鑑証明書 (7) 死亡保険金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (8) 保険証券
解約返戻金	(1) 請求書* (2) 被保険者の住民票 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 保険証券

（備考）

1. 上記の書類のうち、*印は会社所定のもので、会社または会社の指定した場所に用意してあります。
2. 上記の書類は、会社に提出してください。
3. 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、手続書類の一部もしくは全部の省略を認めることまたは他の書類による代替を認めることがあります。
4. 官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下、「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下、「死亡退職金等」といいます。）として死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金の請求の際、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
 - (1) 死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 - (2) 死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 - (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

〔Ⅱ〕 その他手続請求の場合

請 求 項 目	手 続 書 類
基本保険金額の減額	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の住民票 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 保険証券
会社への通知による死亡保険金受取人の変更	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の同意を証する書類 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 保険証券
遺言による死亡保険金受取人の変更	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の同意を証する書類 (3) 遺言書 (4) 保険契約者の相続人であることを証する書類 (5) 保険証券
保険契約者の変更	(1) 請求書＊ (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
保険金の受取人による保険契約の存続	(1) 請求書＊ (2) 保険契約者の同意を証する書類 (3) 保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類 (4) 債権者等による解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証する書類

(備考)

1. 前表と同じとします。

別表3 解約返戻金額

解約返戻金額は、積立金額および積立利率に基づいて、つぎの算式によって計算される金額とします。

- (1) 解約日または減額日が積立利率計算基準日の場合
積立金額
- (2) 解約日または減額日が積立利率計算基準日以外の日の場合
積立金額 × (1 - 市場価格調整率 - 解約控除率)

(注1) 「解約控除率」とは、経過年月日数（契約日からその日を含めて解約日または減額日までの日数とします。）に応じた会社の定める率とします。

(注2) 「市場価格調整率」とは、つぎの算式によって計算される率とします。

$$1 - \left[\frac{1 + \text{適用されている積立利率}}{1 + \text{解約日・減額日に計算される積立利率} + 0.3\%} \right]^{\text{残存月数} / 12}$$

ここで、

- ・適用されている積立利率
 - …解約日または減額日の属する積立利率適用期間中、この保険契約に適用されている積立利率
 - ・解約日・減額日に計算される積立利率
 - …解約日または減額日を契約日として、積立利率適用期間をこの保険契約と同一とする新たな保険契約を締結すると仮定した場合の、その新たな保険契約の契約日における積立利率
 - ・残存月数
 - …解約日または減額日からその日を含めて、直後に到来する積立利率適用期間の満了日までの月数（月数未満切上げ）
- とします。

(注3) 死亡保険金の支払に際しては、別表3中、「解約日または減額日」とあるのは「被保険者が死亡した日」と読み替えます。

(備考)

市場価格調整率 (MVA = Market Value Adjustment)

市場価格調整率は、解約または基本保険金額の減額時に、その時の市場金利に応じて解約返戻金額を調整するための比率であり、資産と負債（積立金）をマッチングさせるALM的要素を取り入れたものです。

この市場価格調整率により、この保険契約に適用されている積立利率が、「解約日・減額日に計算される積立利率+0.3%」より高いときは解約返戻金額を増加させ、低いときは減少させます。

一般に、公社債等の固定金利資産に投資されている資産価格は、市場金利の変動に応じて価格が変動します。投資時点よりも市場金利が高くなると資産価値は減少し、投資時点よりも市場金利が低くなると資産価値は増加する性質があります。

別表4 感染症

「感染症」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分 類 項 目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)	

Memo



積立利率更改型一時払終身保険(米国ドル建)普通保険約款

この保険の趣旨

1 用語の意義

第1条 用語の意義

2 通貨

第2条 通貨

3 責任開始期

第3条 責任開始期

4 積立金、積立利率および積立利率適用期間

第4条 積立金および積立利率

第5条 積立利率適用期間および積立利率の更改

5 保険金の支払

第6条 保険金の支払

第7条 生死不明その他の場合の取扱

第8条 災害死亡保険金の削減支払

第9条 保険金の請求手続

6 解約、解約返戻金および保険金の受取人による保険契約の存続

第10条 解約

第11条 解約返戻金

第12条 保険金の受取人による保険契約の存続

7 契約内容の変更

第13条 基本保険金額の減額

8 詐欺による取消、不法取得目的による無効

第14条 詐欺による取消

第15条 不法取得目的による無効

9 告知義務および告知義務違反による解除

第16条 告知義務

第17条 告知義務違反による解除

第18条 告知義務違反による解除ができない場合

10 重大事由による解除

第19条 重大事由による解除

11 保険金の受取人

第20条 保険金の分割割合

第21条 受取人の代表者

第22条 会社への通知による保険金の受取人の変更、成年後見等の開始

第23条 遺言による保険金の受取人の変更

12 保険契約者

第24条 保険契約者の代表者

第25条 保険契約者の変更

第26条 保険契約者の住所変更、成年後見等の開始

13 被保険者の業務変更等

第27条 被保険者の業務変更等

14 年齢の計算、契約年齢および性別の誤りの処理

第28条 契約年齢の計算

第29条 契約年齢および性別の誤りの処理

15 契約者配当

第30条 契約者配当

16 時効

第31条 時効

17 管轄裁判所

第32条 管轄裁判所

18 契約内容の登録

第33条 契約内容の登録

別表1 対象となる不慮の事故

別表2 請求書類

別表3 解約返戻金額

別表4 感染症

積立利率更改型一時払終身保険（米国ドル建）普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、市場金利に基づいて積立金に付利する利率を定め、その利率を定期的に更改する仕組みの一時払の米国ドル建終身保険で、つぎの給付を主な内容とするものです。

- (1) 死亡保険金
被保険者が死亡したときに支払います。
- (2) 災害死亡保険金
被保険者が不慮の事故または感染症により死亡したときに支払います。

1 用語の意義

第1条（用語の意義）

この普通保険約款において使用されるつぎの各号の用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

- (1) 「積立利率計算基準日」とは、契約日から10年ごとまたは15年ごとの年単位の契約応当日をいいます。（契約応当日のない月の場合は、その月の末日とします。）
- (2) 「積立利率適用期間」とは、契約日および契約日後に到来する各積立利率計算基準日におけるそれぞれの積立利率を適用する期間をいいます。この期間は、契約日および契約日後に到来する各積立利率計算基準日から、それぞれの直後に到来する積立利率計算基準日の前日までとし、10年または15年とします。
- (3) 「保険金」とは、死亡保険金または災害死亡保険金をいいます。
- (4) 「基本保険金額」とは、保険契約締結の際または基本保険金額の減額の際、保険契約者の申し出によって定めた金額をいい、保険契約締結の際に定めた基本保険金額と同額の金額を保険契約の一時払保険料とします。

2 通貨

第2条（通貨）

この保険における通貨は、アメリカ合衆国通貨（以下、「米国ドル」といいます。）とし、保険契約者は、保険契約締結の際、米国ドルにより基本保険金額を指定することを要します。

3 責任開始期

第3条（責任開始期）

- 1 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

承諾の時期	責任開始期
(1) 保険契約の申込を承諾した後に、一時払保険料を受け取った場合	一時払保険料を受け取った時
(2) 一時払保険料相当額を受け取った後に、保険契約の申込を承諾した場合	一時払保険料相当額を受け取った時。ただし、被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時

- 2 前項の規定により、会社の責任が開始される日を、契約日とします。
- 3 会社が、保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を交付します。
- 4 前項の保険証券には、つぎの各号に定める事項を記載します。
 - (1) 会社名
 - (2) 保険契約者の氏名または名称
 - (3) 被保険者の氏名
 - (4) 死亡保険金受取人（普通保険約款または保険契約に付加された特約の特約条項において受取人が定められている場合を除きます。）の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
 - (5) 保険期間
 - (6) 積立利率適用期間
 - (7) 基本保険金額

- (8) 保険料およびその支払方法
- (9) 契約日
- (10) 保険証券の作成年月日
- (11) 特約が付加されたときは、その特約について、第2号から第9号までに準ずる事項

4 積立金、積立利率および積立利率適用期間

第4条（積立金および積立利率）

- 1 積立金とは、将来の保険金を支払うために、一時払保険料を積み立てた部分をいい、金利情勢に基づいて、会社の定める方法により計算した利率（以下、「積立利率」といいます。）を付けて、経過した年月日数により積み立てます。この場合、積立利率により積み立てた金額を「積立金額」といいます（以下、同じとします。）。
- 2 積立金額の計算に際しては、契約日および契約日後に到来する各積立利率計算基準日における積立利率をそれぞれの積立利率適用期間中適用します。
- 3 積立利率は、第5項に定める指標金利の平均値に最大1.0%を増減させた範囲内で会社が定めた利率から、災害死亡保障に備えるための災害死亡保障費率、保険契約の締結および維持に必要な費用としてそれぞれ新契約費率および維持費率を差し引いた利率とします。
- 4 前項の規定により計算された積立利率が、この保険契約の予定利率（保険料を計算する際に使用した利率をいい、年0.05%とします。以下、同じとします。）を下回る場合には、積立利率は予定利率と同じとします。
- 5 積立利率の計算の基礎となる指標金利は、積立利率適用期間に応じ、つぎのとおりとします。

積立利率適用期間	指標金利
10年	金利スワップレート 10年物 米国ドルー米国ドル買値
15年	金利スワップレート 15年物 米国ドルー米国ドル買値

- 6 前項の規定にかかわらず、将来の運用情勢の変化により金利スワップレートが消滅したときまたは長期間にわたりこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど金利スワップレートを指標金利として用いることが適切でなくなった場合は、会社は、主務官庁の認可を得て、指標金利をこの保険の運用対象と連動する金利に変更することがあります。この場合、指標金利を変更する日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

第5条（積立利率適用期間および積立利率の更改）

- 1 積立利率適用期間は、保険契約者が、保険契約締結の際、10年または15年のいずれかの期間（保険契約締結の日において会社を取り扱っている期間とします。）を指定するものとし、以後これを変更することはできません。
- 2 積立利率は、積立利率計算基準日に更改を行います。
- 3 会社は、積立利率計算基準日に更改した積立利率を保険契約者に通知します。

5 保険金の支払

第6条（保険金の支払）

1 この保険契約において支払う保険金の種類、支払事由、支払額および受取人は、つぎの各号のとおりです。

保険金の種類	支払事由	支払額	受取人
(1) 死亡保険金	被保険者が死亡したとき	被保険者が死亡した日における積立金相当額。 ただし、その日における解約返戻金額を下回る場合には、解約返戻金額とします。	死亡保険金受取人
(2) 災害死亡保険金（死亡保険金に加えて支払います。）	つぎのいずれかを直接の原因として被保険者が死亡したとき ① 責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表1に定める不慮の事故をいいます。）（ただし、不慮の事故が発生した日からその日を含めて180日以内の死亡に限ります。） ② 責任開始期以後に発病した感染症（別表4に定める感染症をいいます。）	被保険者が死亡した日における積立金の20%相当額	

2 この保険契約において、支払事由に該当しても保険金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）は、つぎのとおりです。

保険金の種類	免責事由
(1) 死亡保険金	つぎのいずれかにより、被保険者が死亡したとき ① 責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内の自殺 ② 保険契約者または死亡保険金受取人の故意による致死
(2) 災害死亡保険金	つぎのいずれかにより、支払事由に該当したとき ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ② 死亡保険金受取人の故意または重大な過失 ③ 被保険者の犯罪行為 ④ 被保険者の精神障害を原因とする事故 ⑤ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑥ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑦ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

第7条（生死不明その他の場合の取扱）

- 被保険者の生死が不明の場合でも、会社は、被保険者が死亡したものと認めたときは、死亡保険金を支払います。
- 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合に、その受取人が、保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡保険金受取人に支払います。
- 被保険者の死亡が免責事由に該当したことによって保険金を支払わないときは、会社は、積立金（前項に該当する場合には、支払われない保険金部分の積立金）を、保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、保険金を支払わない場合には、積立金その他の返戻金の払戻はありません。

第8条（災害死亡保険金の削減支払）

被保険者が、戦争その他の変乱、地震、噴火または津波によって死亡した場合に、その原因によって死亡した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、その影響の程度に応じ、災害死亡保険金を削減して支払うか、または災害死亡保険金を支払わないことがあります。

第9条（保険金の請求手続）

- 1 保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または死亡保険金受取人は、すみやかに会社に通知してください。
- 2 死亡保険金受取人は、保険金の支払事由が生じたときは、すみやかに請求書類（別表2に定める請求書類をいいます。以下、同じとします。）を提出して、保険金を請求してください。
- 3 死亡保険金受取人は、死亡保険金の支払事由が生じたときは、死亡保険金を葬儀費用等に充当するため、会社の定める事由、金額等の範囲内で、会社所定の金額を上限として、死亡保険金の一部または全部につき簡易請求を行うことができます。この場合、会社は、前項に定める提出書類の一部の省略を認めるものとします。
- 4 保険金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- 5 保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金の請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれつぎの各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、保険金の請求のための書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて25日を経過する日とします。

保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金の支払の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
(4) この保険契約の普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	第2号および前号に定める事項、第19条（重大事由による解除）第1項第4号の①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡保険金受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金の請求時までにおける事実

- 6 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第4項および前項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、保険金の請求のための書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてつぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合は、それぞれの日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

前項の確認をするために不可欠な特別な照会・調査	日数
(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	45日
(2) 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	60日
(3) 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別な調査、分析または鑑定	90日
(4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日

前項の確認をするために不可欠な特別な照会・調査	日数
(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査	90日
(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査	60日

- 7 第5項および前項の場合、会社は、保険金を請求した者に通知します。
- 8 第4項から第6項までに定める期限をこえて保険金を支払う場合には、第4項から第6項までに定める期限をこえた日からその日を含めて、所定の利息を付けて、保険金を支払います。
- 9 第5項および第6項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、正当な理由がなく第5項および第6項に掲げる事項の確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより第5項および第6項に掲げる事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

6 解約、解約返戻金および保険金の受取人による保険契約の存続

第10条（解約）

- 1 保険契約者は、いつでも、将来に向かって保険契約を解約し、解約返戻金を請求することができます。
- 2 保険契約者が保険契約の解約を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- 3 本条の解約は、請求書類が会社に到着した日に効力を生じます。ただし、会社の定める方法による積立利率計算基準日を指定しての解約が行われた場合には、請求書類が会社に到着した日の直後に到来する積立利率計算基準日に効力を生じます。
- 4 前項の解約の効力が生じる日を以下、「解約日」といいます。

第11条（解約返戻金）

- 1 解約返戻金は、解約日の積立金額を基準として別表3に定める方法により計算します。
- 2 解約返戻金の支払時期および場所については、第9条（保険金の請求手続）第4項および第8項の規定を準用します。この場合、第9条第4項中、「その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて」を「解約日の翌日からその日を含めて」と読み替えます。

第12条（保険金の受取人による保険契約の存続）

- 1 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時にいてつぎの各号のすべてを満たす保険金の受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、前項の解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
- 3 前項の通知をするときは、請求書類を会社に提出してください。
- 4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、第1項の解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金（保険金の支払の際にあわせて支払われる金額がある場合には、その金額を含むものとします。以下、本条において同じとします。）の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、会社が支払うべき金額の限度で、第2項の金額を債権者等に支払います。この場合、会社が支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金の受取人に支払います。

7 契約内容の変更

第13条（基本保険金額の減額）

- 1 保険契約者は、会社の定める金額の範囲（保険契約者が変更を請求した日において会社を取り扱っている範囲とします。）内で、将来に向かって基本保険金額を減額することができます。ただし、減額後の基本保険金額は、会社所定の金額以上であることを要します。
- 2 基本保険金額を減額する場合には、同じ割合で積立金額も減額されます。

- 3 保険契約者が基本保険金額の減額を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- 4 本条の減額は、請求書類が会社に到着した日に効力を生じます。ただし、会社の定める方法による積立利率計算基準日を指定しての減額が行われた場合には、請求書類が会社に到着した日の直後に到来する積立利率計算基準日に効力を生じます。
- 5 前項の減額の効力が生じる日を以下、「減額日」といいます。
- 6 基本保険金額の減額部分は解約されたものとして取り扱い、その減額部分に対する解約返戻金は、第11条（解約返戻金）の規定を準用して支払います。この場合、第11条中、「解約日」を「減額日」と読み替えます。
- 7 本条の規定により基本保険金額を減額したときは、減額後の基本保険金額を保険証券に表示します。

8 詐欺による取消、不法取得目的による無効

第14条（詐欺による取消）

保険契約者または被保険者の詐欺により保険契約を締結したときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

第15条（不法取得目的による無効）

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したときは、会社は、保険契約を無効とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

9 告知義務および告知義務違反による解除

第16条（告知義務）

保険契約者または被保険者は、会社が保険契約の締結の際、保険金の支払事由の発生に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、その書面により告知することを要します。

第17条（告知義務違反による解除）

- 1 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
- 2 会社は、保険金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、保険金の支払を行いません。なお、すでに保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求することができます。
- 3 保険金の支払事由が、保険契約の解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が証明したときは、保険金の支払を行います。
- 4 本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または死亡保険金受取人に通知します。
- 5 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、被保険者が死亡した場合はその日の、それ以外の場合は解除の通知を発信した日の、第11条（解約返戻金）の規定による解約返戻金を保険契約者に支払います。

第18条（告知義務違反による解除ができない場合）

- 1 前条第1項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、保険契約の解除をすることができません。
 - (1) 保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を、会社が知っていたか、または過失のため知らなかったとき
 - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第16条（告知義務）に定める告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第16条（告知義務）に定める告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 解除の原因となる事実を、会社が知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) 保険契約が責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責

任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に保険金の支払事由が生じ、かつ、解除の原因となる事実があるときを除きます。

- 2 前項第2号および第3号の場合、各号に定める保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第16条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められるときは、適用しません。

10 重大事由による解除

第19条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者または死亡保険金の受取人が死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。以下、本項において同様とします。）を詐取する目的もしくは他人に死亡保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) 保険契約者、被保険者または災害死亡保険金の受取人がこの保険契約の災害死亡保険金を詐取する目的もしくは他人に災害死亡保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (3) この保険契約の死亡保険金または災害死亡保険金の請求に関し、死亡保険金または災害死亡保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人がつぎのいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、保険契約者、被保険者または死亡保険金もしくは災害死亡保険金の受取人に対する会社の信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由があるとき
 - (6) 保険契約者、被保険者または死亡保険金もしくは災害死亡保険金の受取人に対する会社の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする第1号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由があるとき
- 2 会社は、保険金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険金の支払事由による保険金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号の①から⑤までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下、本項において同じとします。）の支払を行いません。もし、すでに保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求することができます。
- 3 本条の規定により保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。
- 4 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、被保険者が死亡した場合はその日の、それ以外の場合は解除の通知を発信した日の、第11条（解約返戻金）の規定による解約返戻金を保険契約者に支払います。
- 5 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金を保険契約者に支払います。

11 保険金の受取人

第20条（保険金の分割割合）

保険金の受取人が2人以上の場合には、保険金の分割割合（各受取人の受取分）を指定してください。分割割合の指定がないときは、各受取分は、均等の割合として取り扱います。

第21条（受取人の代表者）

- 1 保険金の受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険金の受取人を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、会社が保険金の受取人の1人に対してした行為は、他の保険金の受取人に対しても効力を生じます。

第22条（会社への通知による保険金の受取人の変更、成年後見等の開始）

- 1 保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 保険契約者は、災害死亡保険金の受取人を死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。
- 3 死亡保険金受取人が保険金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- 4 前項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
- 5 第3項および前項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- 6 第1項の通知をするときは、請求書類を会社に提出してください。
- 7 第1項の規定により死亡保険金受取人を変更したときは、保険証券に表示します。
- 8 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 9 保険金の受取人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合、またはすでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合もしくは任意後見監督人が選任されている場合には、保険契約者もしくは保険金の受取人または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。通知されるべき事項に変更が生じた場合も同じとします。

第23条（遺言による保険金の受取人の変更）

- 1 前条に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 第1項および前項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- 4 本条の場合、前条第2項から第7項までの規定を準用します。

12 保険契約者

第24条（保険契約者の代表者）

- 1 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
- 3 保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。

第25条（保険契約者の変更）

- 1 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
- 2 保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- 3 本条の承継をしたときは、保険証券に表示します。

第26条（保険契約者の住所変更、成年後見等の開始）

- 1 保険契約者が、住所（通信先を含みます。）を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。
- 2 保険契約者が、前項の通知をしなかったときは、会社の知った最終の住所あてに発した通知は、通常到

達に要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

- 3 保険契約者について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合、またはすでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合もしくは任意後見監督人が選任されている場合には、保険契約者または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。通知されるべき事項に変更が生じた場合も同じとします。

13 被保険者の業務変更等

第27条（被保険者の業務変更等）

被保険者が、保険契約の継続中にどのような業務に従事し、またはどこの場所に転居しもしくは旅行しても、会社は、保険契約を解除せず、保険契約上の責任を負います。

14 年齢の計算、契約年齢および性別の誤りの処理

第28条（契約年齢の計算）

被保険者の契約日における契約年齢は、満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

第29条（契約年齢および性別の誤りの処理）

- 1 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りのあった場合、契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社の定める範囲外であったときは保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻し、その他のときは実際の年齢に基づいて保険料を更正し、会社の定める方法で保険料の過不足分を授受します。
- 2 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別に基づいて保険料を更正し、会社の定める方法で保険料の過不足分を授受します。

15 契約者配当

第30条（契約者配当）

この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

16 時効

第31条（時効）

保険金、解約返戻金その他この保険契約による諸支払金の支払を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

17 管轄裁判所

第32条（管轄裁判所）

保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または保険金の受取人（保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とする。）の住所地と同一の都道府県内にある支社（同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社）の所在地を管轄する地方裁判所（本庁とします。）をもって、合意による管轄裁判所とします。

18 契約内容の登録

第33条（契約内容の登録）

- 1 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下、「協会」といいます。）に登録します。
 - (1) 保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
 - (2) 災害死亡保険金の金額
 - (3) 契約日
 - (4) 当会社名

- 2 前項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。
- 3 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金または災害死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、本条において同じとします。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。
- 5 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。）から5年以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます（ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。）。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（身体の内部的原因によるものは該当しません。）

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故（V01～V99）	
2. 不慮の損傷のその他の外因（W00～X59）	
・ 転倒・転落（W00～W19）	
・ 生物によらない機械的な力への曝露（W20～W49）	※つぎのものは除外します。 ・ 騒音への曝露（W42） ・ 振動への曝露（W43）
・ 生物による機械的な力への曝露（W50～W64）	
・ 不慮の溺死および溺水（W65～W74）	
・ その他の不慮の窒息（W75～W84）	※つぎのものは除外します。 ・ 疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥＜吸引＞（W78） 気道閉塞を生じた食物の誤嚥＜吸引＞（W79） 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥＜吸引＞（W80）
・ 電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露（W85～W99）	※つぎのものは除外します。 ・ 高圧、低圧および気圧の変化への曝露（W94）（高山病など）
・ 煙、火および火災への曝露（X00～X09）	
・ 熱および高温物質との接触（X10～X19）	
・ 有毒動植物との接触（X20～X29）	
・ 自然の力への曝露（X30～X39）	※つぎのものは除外します。 ・ 自然の過度の高温への曝露（X30）（日射病、熱射病など）

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
<ul style="list-style-type: none"> 有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露 (X40～X49) 	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは除外します。 <ul style="list-style-type: none"> 疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 <ul style="list-style-type: none"> 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ポツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
<ul style="list-style-type: none"> 無理ながんばり、旅行および欠乏状態 (X50～X57) 	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは除外します。 <ul style="list-style-type: none"> 無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動 (X50) 中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 旅行および移動 (X51) (乗り物酔いなど) 無重力環境への長期滞在 (X52) 食糧の不足 (X53) 水の不足 (X54)
<ul style="list-style-type: none"> その他および詳細不明の要因への不慮の曝露 (X58～X59) 	
3. 加害にもとづく傷害および死亡 (X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為 (Y35～Y36)	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは除外します。 <ul style="list-style-type: none"> 合法的処刑 (Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症 (Y40～Y84)	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは除外します。 <ul style="list-style-type: none"> 疾病の診断、治療を目的としたもの
<ul style="list-style-type: none"> 治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤 (Y40～Y59) によるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは含まれません。 <ul style="list-style-type: none"> 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
<ul style="list-style-type: none"> 外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故 (Y60～Y69) 	
<ul style="list-style-type: none"> 治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具 (Y70～Y82) によるもの 	
<ul style="list-style-type: none"> 患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの (Y83～Y84) 	

備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

別表2 請求書類

〔I〕 保険金等の請求の場合

請求項目	手続書類
死亡保険金 災害死亡保険金	(1) 請求書* (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類 (災害死亡保険金を請求する場合に限ります。) (3) 医師の死亡診断書または死体検案書* (4) 被保険者の住民票 (5) 死亡保険金受取人の戸籍抄本 (6) 死亡保険金受取人の印鑑証明書 (7) 死亡保険金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (8) 保険証券
解約返戻金	(1) 請求書* (2) 被保険者の住民票 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 保険証券

（備考）

1. 上記の書類のうち、*印は会社所定のもので、会社または会社の指定した場所に用意してあります。
2. 上記の書類は、会社に提出してください。
3. 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、手続書類の一部もしくは全部の省略を認めることまたは他の書類による代替を認めることがあります。
4. 官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下、「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下、「死亡退職金等」といいます。）として死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金の請求の際、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
 - (1) 死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 - (2) 死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 - (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

〔Ⅱ〕 その他手続請求の場合

請 求 項 目	手 続 書 類
基本保険金額の減額	(1) 請求書* (2) 被保険者の住民票 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 保険証券
会社への通知による死亡保険金受取人の変更	(1) 請求書* (2) 被保険者の同意を証する書類 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 保険証券
遺言による死亡保険金受取人の変更	(1) 請求書* (2) 被保険者の同意を証する書類 (3) 遺言書 (4) 保険契約者の相続人であることを証する書類 (5) 保険証券
保険契約者の変更	(1) 請求書* (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
保険金の受取人による保険契約の存続	(1) 請求書* (2) 保険契約者の同意を証する書類 (3) 保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類 (4) 債権者等による解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証する書類

(備考)

1. 前表と同じとします。

別表3 解約返戻金額

解約返戻金額は、積立金額および積立利率に基づいて、つぎの算式によって計算される金額とします。

- (1) 解約日または減額日が積立利率計算基準日の場合
積立金額
- (2) 解約日または減額日が積立利率計算基準日以外の日の場合
積立金額 × (1 - 市場価格調整率 - 解約控除率)

(注1) 「解約控除率」とは、経過年月日数（契約日からその日を含めて解約日または減額日までの日数とします。）に応じた会社の定める率とします。

(注2) 「市場価格調整率」とは、つぎの算式によって計算される率とします。

$$1 - \left[\frac{1 + \text{適用されている積立利率}}{1 + \text{解約日・減額日に計算される積立利率} + 0.3\%} \right]^{\text{残存月数} / 12}$$

ここで、

- ・適用されている積立利率
…解約日または減額日の属する積立利率適用期間中、この保険契約に適用されている積立利率
- ・解約日・減額日に計算される積立利率
…解約日または減額日を契約日として、積立利率適用期間をこの保険契約と同一とする新たな保険契約を締結すると仮定した場合の、その新たな保険契約の契約日における積立利率
- ・残存月数
…解約日または減額日からその日を含めて、直後に到来する積立利率適用期間の満了日までの月数（月数未満切上げ）

とします。

(注3) 死亡保険金の支払に際しては、別表3中、「解約日または減額日」とあるのは「被保険者が死亡した日」と読み替えます。

(備考)

市場価格調整率 (MVA = Market Value Adjustment)

市場価格調整率は、解約または基本保険金額の減額時に、その時の市場金利に応じて解約返戻金額を調整するための比率であり、資産と負債（積立金）をマッチングさせるALM的要素を取り入れたものです。

この市場価格調整率により、この保険契約に適用されている積立利率が、「解約日・減額日に計算される積立利率+0.3%」より高いときは解約返戻金額を増加させ、低いときは減少させます。

一般に、公社債等の固定金利資産に投資されている資産価格は、市場金利の変動に応じて価格が変動します。投資時点よりも市場金利が高くなると資産価値は減少し、投資時点よりも市場金利が低くなると資産価値は増加する性質があります。

別表4 感染症

「感染症」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分 類 項 目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)	

Memo



積立利率更改型一時払終身保険(ユ一口建)普通保険約款

この保険の趣旨

1 用語の意義

第1条 用語の意義

2 通貨

第2条 通貨

3 責任開始期

第3条 責任開始期

4 積立金、積立利率および積立利率適用期間

第4条 積立金および積立利率

第5条 積立利率適用期間および積立利率の更改

5 保険金の支払

第6条 保険金の支払

第7条 生死不明その他の場合の取扱

第8条 災害死亡保険金の削減支払

第9条 保険金の請求手続

6 解約、解約返戻金および保険金の受取人による保険契約の存続

第10条 解約

第11条 解約返戻金

第12条 保険金の受取人による保険契約の存続

7 契約内容の変更

第13条 基本保険金額の減額

8 詐欺による取消、不法取得目的による無効

第14条 詐欺による取消

第15条 不法取得目的による無効

9 告知義務および告知義務違反による解除

第16条 告知義務

第17条 告知義務違反による解除

第18条 告知義務違反による解除ができない場合

10 重大事由による解除

第19条 重大事由による解除

11 保険金の受取人

第20条 保険金の分割割合

第21条 受取人の代表者

第22条 会社への通知による保険金の受取人の変更、成年後見等の開始

第23条 遺言による保険金の受取人の変更

12 保険契約者

第24条 保険契約者の代表者

第25条 保険契約者の変更

第26条 保険契約者の住所変更、成年後見等の開始

13 被保険者の業務変更等

第27条 被保険者の業務変更等

14 年齢の計算、契約年齢および性別の誤りの処理

第28条 契約年齢の計算

第29条 契約年齢および性別の誤りの処理

15 契約者配当

第30条 契約者配当

16 時効

第31条 時効

17 管轄裁判所

第32条 管轄裁判所

18 契約内容の登録

第33条 契約内容の登録

別表1 対象となる不慮の事故

別表2 請求書類

別表3 解約返戻金額

別表4 感染症

積立利率更改型一時払終身保険（ユーロ建）普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、市場金利に基づいて積立金に付利する利率を定め、その利率を定期的に更改する仕組みの一時払のユーロ建終身保険で、つぎの給付を主な内容とするものです。

- (1) 死亡保険金
被保険者が死亡したときに支払います。
- (2) 災害死亡保険金
被保険者が不慮の事故または感染症により死亡したときに支払います。

1 用語の意義

第1条（用語の意義）

この普通保険約款において使用されるつぎの各号の用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

- (1) 「積立利率計算基準日」とは、契約日から10年ごとの年単位の契約応当日をいいます。（契約応当日のない月の場合は、その月の末日とします。）
- (2) 「積立利率適用期間」とは、契約日および契約日後に到来する各積立利率計算基準日におけるそれぞれの積立利率を適用する期間をいいます。この期間は、契約日および契約日後に到来する各積立利率計算基準日から、それぞれの直後に到来する積立利率計算基準日の前日までの10年とします。
- (3) 「保険金」とは、死亡保険金または災害死亡保険金をいいます。
- (4) 「基本保険金額」とは、保険契約締結の際または基本保険金額の減額の際、保険契約者の申し出によって定めた金額をいい、保険契約締結の際に定めた基本保険金額と同額の金額を保険契約の一時払保険料とします。

2 通貨

第2条（通貨）

この保険における通貨は、欧州単一通貨（以下、「ユーロ」といいます。）とし、保険契約者は、保険契約締結の際、ユーロにより基本保険金額を指定することを要します。

3 責任開始期

第3条（責任開始期）

- 1 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

承諾の時期	責任開始期
(1) 保険契約の申込を承諾した後に、一時払保険料を受け取った場合	一時払保険料を受け取った時
(2) 一時払保険料相当額を受け取った後に、保険契約の申込を承諾した場合	一時払保険料相当額を受け取った時。ただし、被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時

- 2 前項の規定により、会社の責任が開始される日を、契約日とします。
- 3 会社が、保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を交付します。
- 4 前項の保険証券には、つぎの各号に定める事項を記載します。
 - (1) 会社名
 - (2) 保険契約者の氏名または名称
 - (3) 被保険者の氏名
 - (4) 死亡保険金受取人（普通保険約款または保険契約に付加された特約の特約条項において受取人が定められている場合を除きます。）の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
 - (5) 保険期間
 - (6) 積立利率適用期間
 - (7) 基本保険金額
 - (8) 保険料およびその支払方法

- (9) 契約日
- (10) 保険証券の作成年月日
- (11) 特約が付加されたときは、その特約について、第2号から第9号までに準ずる事項

4 積立金、積立利率および積立利率適用期間

第4条（積立金および積立利率）

- 1 積立金とは、将来の保険金を支払うために、一時払保険料を積み立てた部分をいい、金利情勢に基づいて、会社の定める方法により計算した利率（以下、「積立利率」といいます。）を付けて、経過した年月日数により積み立てます。この場合、積立利率により積み立てた金額を「積立金額」といいます（以下、同じとします。）。
- 2 積立金額の計算に際しては、契約日および契約日後に到来する各積立利率計算基準日における積立利率をそれぞれの積立利率適用期間中適用します。
- 3 積立利率は、第5項に定める指標金利の平均値に最大1.0%を増減させた範囲内で会社が定めた利率から、災害死亡保障に備えるための災害死亡保障費率、保険契約の締結および維持に必要な費用としてそれぞれ新契約費率および維持費率を差し引いた利率とします。
- 4 前項の規定により計算された積立利率が、この保険契約の予定利率（保険料を計算する際に使用した利率をいい、年0.05%とします。以下、同じとします。）を下回る場合には、積立利率は予定利率と同じとします。
- 5 積立利率の計算の基礎となる指標金利は、金利スワップレート10年物、ユーロユーロ買値とします。
- 6 前項の規定にかかわらず、将来の運用情勢の変化により金利スワップレートが消滅したときまたは長期間にわたりこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど金利スワップレートを指標金利として用いることが適切でなくなった場合は、会社は、主務官庁の認可を得て、指標金利をこの保険の運用対象と連動する金利に変更することがあります。この場合、指標金利を変更する日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

第5条（積立利率適用期間および積立利率の更改）

- 1 積立利率適用期間は10年とします。
- 2 積立利率は、積立利率計算基準日に更改を行います。
- 3 会社は、積立利率計算基準日に更改した積立利率を保険契約者に通知します。

5 保険金の支払

第6条（保険金の支払）

- 1 この保険契約において支払う保険金の種類、支払事由、支払額および受取人は、つぎの各号のとおりです。

保険金の種類	支 払 事 由	支 払 額	受 取 人
(1) 死亡保険金	被保険者が死亡したとき	被保険者が死亡した日における積立金相当額。 ただし、その日における解約返戻金額を下回る場合には、解約返戻金額とします。	死亡保険金 受取人
(2) 災害死亡保険金 (死亡保険金に加えて支払います。)	つぎのいずれかを直接の原因として被保険者が死亡したとき ① 責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表1に定める不慮の事故をいいます。）（ただし、不慮の事故が発生した日からその日を含めて180日以内の死亡に限ります。） ② 責任開始期以後に発病した感染症（別表4に定める感染症をいいます。）	被保険者が死亡した日における積立金の20%相当額	

- 2 この保険契約において、支払事由に該当しても保険金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）は、つぎのとおりです。

保険金の種類	免 責 事 由
(1) 死亡保険金	つぎのいずれかにより、被保険者が死亡したとき ① 責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内の自殺 ② 保険契約者または死亡保険金受取人の故意による致死
(2) 災害死亡保険金	つぎのいずれかにより、支払事由に該当したとき ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ② 死亡保険金受取人の故意または重大な過失 ③ 被保険者の犯罪行為 ④ 被保険者の精神障害を原因とする事故 ⑤ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑥ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑦ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

第7条（生死不明その他の場合の取扱）

- 1 被保険者の生死が不明の場合でも、会社は、被保険者が死亡したものと認めたときは、死亡保険金を支払います。
- 2 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合に、その受取人が、保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡保険金受取人に支払います。
- 3 被保険者の死亡が免責事由に該当したことによって保険金を支払わないときは、会社は、積立金（前項に該当する場合には、支払われない保険金部分の積立金）を、保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、保険金を支払わない場合には、積立金その他の返戻金の払戻はありません。

第8条（災害死亡保険金の削減支払）

被保険者が、戦争その他の変乱、地震、噴火または津波によって死亡した場合に、その原因によって死亡した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、その影響の程度に応じ、災害死亡保険金を削減して支払うか、または災害死亡保険金を支払わないことがあります。

第9条（保険金の請求手続）

- 1 保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または死亡保険金受取人は、すみやかに会社に通知してください。
- 2 死亡保険金受取人は、保険金の支払事由が生じたときは、すみやかに請求書類（別表2に定める請求書類をいいます。以下、同じとします。）を提出して、保険金を請求してください。
- 3 死亡保険金受取人は、死亡保険金の支払事由が生じたときは、死亡保険金を葬儀費用等に充当するため、会社の定める事由、金額等の範囲内で、会社所定の金額を上限として、死亡保険金の一部または全部につき簡易請求を行うことができます。この場合、会社は、前項に定める提出書類の一部の省略を認めるものとします。
- 4 保険金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- 5 保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金の請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれつぎの各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、保険金の請求のための書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて25日を経過する日とします。

保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金の支払の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
(4) この保険契約の普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	第2号および前号に定める事項、第19条（重大事由による解除）第1項第4号の①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡保険金受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金の請求時までにおける事実

6 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第4項および前項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、保険金の請求のための書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてつぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合は、それぞれの日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

前項の確認をするために不可欠な特別な照会・調査	日数
(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	45日
(2) 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	60日
(3) 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別な調査、分析または鑑定	90日
(4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査	90日
(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査	60日

7 第5項および前項の場合、会社は、保険金を請求した者に通知します。

8 第4項から第6項までに定める期限をこえて保険金を支払う場合には、第4項から第6項までに定める期限をこえた日からその日を含めて、所定の利息を付けて、保険金を支払います。

9 第5項および第6項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、正当な理由がなく第5項および第6項に掲げる事項の確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより第5項および第6項に掲げる事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

6 解約、解約返戻金および保険金の受取人による保険契約の存続

第10条（解約）

1 保険契約者は、いつでも、将来に向かって保険契約を解約し、解約返戻金を請求することができます。

2 保険契約者が保険契約の解約を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。

3 本条の解約は、請求書類が会社に到着した日に効力を生じます。ただし、会社の定める方法による積立利率計算基準日を指定しての解約が行われた場合には、請求書類が会社に到着した日の直後に到来する積立利率計算基準日に効力を生じます。

4 前項の解約の効力が生じる日を以下、「解約日」といいます。

第11条（解約返戻金）

- 1 解約返戻金は、解約日の積立金額を基準として別表3に定める方法により計算します。
- 2 解約返戻金の支払時期および場所については、第9条（保険金の請求手続）第4項および第8項の規定を準用します。この場合、第9条第4項中、「その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて」を「解約日の翌日からその日を含めて」と読み替えます。

第12条（保険金の受取人による保険契約の存続）

- 1 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時にいてつぎの各号のすべてを満たす保険金の受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、前項の解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
- 3 前項の通知をするときは、請求書類を会社に提出してください。
- 4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、第1項の解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金（保険金の支払の際にあわせて支払われる金額がある場合には、その金額を含むもの）とします。以下、本条において同じとします。）の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、会社が支払うべき金額の限度で、第2項の金額を債権者等に支払います。この場合、会社が支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金の受取人に支払います。

7 契約内容の変更

第13条（基本保険金額の減額）

- 1 保険契約者は、会社の定める金額の範囲（保険契約者が変更を請求した日において会社が取り扱っている範囲とします。）内で、将来に向かって基本保険金額を減額することができます。ただし、減額後の基本保険金額は、会社所定の金額以上であることを要します。
- 2 基本保険金額を減額する場合には、同じ割合で積立金額も減額されます。
- 3 保険契約者が基本保険金額の減額を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- 4 本条の減額は、請求書類が会社に到着した日に効力を生じます。ただし、会社の定める方法による積立利率計算基準日を指定しての減額が行われた場合には、請求書類が会社に到着した日の直後に到来する積立利率計算基準日に効力を生じます。
- 5 前項の減額の効力が生じる日を以下、「減額日」といいます。
- 6 基本保険金額の減額部分は解約されたものとして取り扱い、その減額部分に対する解約返戻金は、第11条（解約返戻金）の規定を準用して支払います。この場合、第11条中、「解約日」を「減額日」と読み替えます。
- 7 本条の規定により基本保険金額を減額したときは、減額後の基本保険金額を保険証券に表示します。

8 詐欺による取消、不法取得目的による無効

第14条（詐欺による取消）

保険契約者または被保険者の詐欺により保険契約を締結したときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

第15条（不法取得目的による無効）

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したときは、会社は、保険契約を無効とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

9 告知義務および告知義務違反による解除

第16条（告知義務）

保険契約者または被保険者は、会社が保険契約の締結の際、保険金の支払事由の発生に関する

重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、その書面により告知することを要します。

第17条（告知義務違反による解除）

- 1 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
- 2 会社は、保険金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、保険金の支払を行いません。なお、すでに保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求することができます。
- 3 保険金の支払事由が、保険契約の解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が証明したときは、保険金の支払を行います。
- 4 本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または死亡保険金受取人に通知します。
- 5 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、被保険者が死亡した場合はその日の、それ以外の場合は解除の通知を発信した日の、第11条（解約返戻金）の規定による解約返戻金を保険契約者に支払います。

第18条（告知義務違反による解除ができない場合）

- 1 前条第1項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、保険契約の解除をすることができません。
 - (1) 保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を、会社が知っていたか、または過失のため知らなかったとき
 - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第16条（告知義務）に定める告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第16条（告知義務）に定める告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 解除の原因となる事実を、会社が知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) 保険契約が責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に保険金の支払事由が生じ、かつ、解除の原因となる事実があるときを除きます。
- 2 前項第2号および第3号の場合、各号に定める保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第16条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められるときは、適用しません。

10 重大事由による解除

第19条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者または死亡保険金の受取人が死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。以下、本項において同様とします。）を詐取する目的もしくは他人に死亡保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) 保険契約者、被保険者または災害死亡保険金の受取人がこの保険契約の災害死亡保険金を詐取する目的もしくは他人に災害死亡保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (3) この保険契約の死亡保険金または災害死亡保険金の請求に関し、死亡保険金または災害死亡保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人がつぎのいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

- ④ 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、保険契約者、被保険者または死亡保険金もしくは災害死亡保険金の受取人に対する会社の信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由があるとき
 - (6) 保険契約者、被保険者または死亡保険金もしくは災害死亡保険金の受取人に対する会社の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする第1号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由があるとき
- 2 会社は、保険金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険金の支払事由による保険金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号の①から⑤までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下、本項において同じとします。）の支払を行いません。もし、すでに保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求することができます。
- 3 本条の規定により保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。
- 4 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、被保険者が死亡した場合はその日の、それ以外の場合は解除の通知を発信した日の、第11条（解約返戻金）の規定による解約返戻金を保険契約者に支払います。
- 5 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金を保険契約者に支払います。

11 保険金の受取人

第20条（保険金の分割割合）

保険金の受取人が2人以上の場合には、保険金の分割割合（各受取人の受取分）を指定してください。分割割合の指定がないときは、各受取分は、均等の割合として取り扱います。

第21条（受取人の代表者）

- 1 保険金の受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険金の受取人を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、会社が保険金の受取人の1人に対してした行為は、他の保険金の受取人に対しても効力を生じます。

第22条（会社への通知による保険金の受取人の変更、成年後見等の開始）

- 1 保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 保険契約者は、災害死亡保険金の受取人を死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。
- 3 死亡保険金受取人が保険金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- 4 前項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
- 5 第3項および前項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- 6 第1項の通知をするときは、請求書類を会社に提出してください。
- 7 第1項の規定により死亡保険金受取人を変更したときは、保険証券に表示します。
- 8 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 9 保険金の受取人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合、またはすでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合もしくは任意後見監督人が選任されている場合には、保険契約者もしくは保険金の受取人または成年後見人等も

しくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。通知されるべき事項に変更が生じた場合も同じとします。

第23条（遺言による保険金の受取人の変更）

- 1 前条に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 第1項および前項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- 4 本条の場合、前条第2項から第7項までの規定を準用します。

12 保険契約者

第24条（保険契約者の代表者）

- 1 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
- 3 保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。

第25条（保険契約者の変更）

- 1 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
- 2 保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- 3 本条の承継をしたときは、保険証券に表示します。

第26条（保険契約者の住所変更、成年後見等の開始）

- 1 保険契約者が、住所（通信先を含みます。）を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。
- 2 保険契約者が、前項の通知をしなかったときは、会社の知った最終の住所あてに発した通知は、通常到達に要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。
- 3 保険契約者について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合、またはすでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合もしくは任意後見監督人が選任されている場合には、保険契約者または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。通知されるべき事項に変更が生じた場合も同じとします。

13 被保険者の業務変更等

第27条（被保険者の業務変更等）

被保険者が、保険契約の継続中にどのような業務に従事し、またはどこの場所に転居しもしくは旅行しても、会社は、保険契約を解除せず、保険契約上の責任を負います。

14 年齢の計算、契約年齢および性別の誤りの処理

第28条（契約年齢の計算）

被保険者の契約日における契約年齢は、満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

第29条（契約年齢および性別の誤りの処理）

- 1 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りのあった場合、契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社の定める範囲外であったときは保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻し、その他のときは実際の年齢に基づいて保険料を更正し、会社の定める方法で保険料の過不足分を授受します。
- 2 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別に基づいて保険料を

更正し、会社の定める方法で保険料の過不足分を授受します。

15 契約者配当

第30条（契約者配当）

この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

16 時効

第31条（時効）

保険金、解約返戻金その他この保険契約による諸支払金の支払を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

17 管轄裁判所

第32条（管轄裁判所）

保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または保険金の受取人（保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地と同一の都道府県内にある支社（同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社）の所在地を管轄する地方裁判所（本庁とします。）をもって、合意による管轄裁判所とします。

18 契約内容の登録

第33条（契約内容の登録）

- 1 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下、「協会」といいます。）に登録します。
 - (1) 保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
 - (2) 災害死亡保険金の金額
 - (3) 契約日
 - (4) 当会社名
- 2 前項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。
- 3 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金または災害死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、本条において同じとします。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。
- 5 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。）から5年以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます（ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。）。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（身体の内部的原因によるものは該当しません。）

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故（V01～V99）	
2. 不慮の損傷のその他の外因（W00～X59）	
・転倒・転落（W00～W19）	
・生物によらない機械的な力への曝露（W20～W49）	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露（W42） ・振動への曝露（W43）
・生物による機械的な力への曝露（W50～W64）	
・不慮の溺死および溺水（W65～W74）	
・その他の不慮の窒息（W75～W84）	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥＜吸引＞（W78） 気道閉塞を生じた食物の誤嚥＜吸引＞（W79） 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥＜吸引＞（W80）
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露（W85～W99）	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露（W94）（高山病など）
・煙、火および火災への曝露（X00～X09）	
・熱および高温物質との接触（X10～X19）	
・有毒動植物との接触（X20～X29）	
・自然の力への曝露（X30～X39）	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露（X30）（日射病、熱射病など）

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露 (X40～X49) 	<p>※つぎのものは除外します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・疾病の診断、治療を目的としたもの <p>※つぎのものは含まれません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ポツリウス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
<ul style="list-style-type: none"> ・無理ながんばり、旅行および欠乏状態 (X50～X57) 	<p>※つぎのものは除外します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動 (X50) 中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動 (X51) (乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在 (X52) ・食糧の不足 (X53) ・水の不足 (X54)
<ul style="list-style-type: none"> ・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露 (X58～X59) 	
3. 加害にもとづく傷害および死亡 (X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為 (Y35～Y36)	<p>※つぎのものは除外します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合法的処刑 (Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症 (Y40～Y84)	<p>※つぎのものは除外します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・疾病の診断、治療を目的としたもの
<ul style="list-style-type: none"> ・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤 (Y40～Y59) によるもの 	<p>※つぎのものは含まれません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
<ul style="list-style-type: none"> ・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故 (Y60～Y69) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具 (Y70～Y82) によるもの 	
<ul style="list-style-type: none"> ・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの (Y83～Y84) 	

備考

1. 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
2. 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

別表2 請求書類

〔I〕 保険金等の請求の場合

請求項目	手続書類
死亡保険金 災害死亡保険金	(1) 請求書* (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類 (災害死亡保険金を請求する場合に限ります。) (3) 医師の死亡診断書または死体検案書* (4) 被保険者の住民票 (5) 死亡保険金受取人の戸籍抄本 (6) 死亡保険金受取人の印鑑証明書 (7) 死亡保険金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (8) 保険証券
解約返戻金	(1) 請求書* (2) 被保険者の住民票 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 保険証券

（備考）

1. 上記の書類のうち、*印は会社所定のもので、会社または会社の指定した場所に用意してあります。
2. 上記の書類は、会社に提出してください。
3. 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、手続書類の一部もしくは全部の省略を認めることまたは他の書類による代替を認めることがあります。
4. 官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下、「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下、「死亡退職金等」といいます。）として死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金の請求の際、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
 - (1) 死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 - (2) 死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 - (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

〔Ⅱ〕 その他手続請求の場合

請 求 項 目	手 続 書 類
基本保険金額の減額	(1) 請求書* (2) 被保険者の住民票 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 保険証券
会社への通知による死亡保険金受取人の変更	(1) 請求書* (2) 被保険者の同意を証する書類 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 保険証券
遺言による死亡保険金受取人の変更	(1) 請求書* (2) 被保険者の同意を証する書類 (3) 遺言書 (4) 保険契約者の相続人であることを証する書類 (5) 保険証券
保険契約者の変更	(1) 請求書* (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
保険金の受取人による保険契約の存続	(1) 請求書* (2) 保険契約者の同意を証する書類 (3) 保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類 (4) 債権者等による解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証する書類

(備考)

1. 前表と同じとします。

別表3 解約返戻金額

解約返戻金額は、積立金額および積立利率に基づいて、つぎの算式によって計算される金額とします。

- (1) 解約日または減額日が積立利率計算基準日の場合
積立金額
- (2) 解約日または減額日が積立利率計算基準日以外の日の場合
積立金額 × (1 - 市場価格調整率 - 解約控除率)

(注1) 「解約控除率」とは、経過年月日数(契約日からその日を含めて解約日または減額日までの日数とします。)に応じた会社の定める率とします。

(注2) 「市場価格調整率」とは、つぎの算式によって計算される率とします。

$$1 - \left[\frac{1 + \text{適用されている積立利率}}{1 + \text{解約日・減額日に計算される積立利率} + 0.3\%} \right]^{\text{残存月数} / 12}$$

ここで、

- ・適用されている積立利率
…解約日または減額日の属する積立利率適用期間中、この保険契約に適用されている積立利率
- ・解約日・減額日に計算される積立利率
…解約日または減額日を契約日として、積立利率適用期間をこの保険契約と同一とする新たな保険契約を締結すると仮定した場合の、その新たな保険契約の契約日における積立利率
- ・残存月数
…解約日または減額日からその日を含めて、直後に到来する積立利率適用期間の満了日までの月数(月数未満切上げ)

とします。

(注3) 死亡保険金の支払に際しては、別表3中、「解約日または減額日」とあるのは「被保険者が死亡した日」と読み替えます。

(備考)

市場価格調整率(MVA=Market Value Adjustment)

市場価格調整率は、解約または基本保険金額の減額時に、その時の市場金利に応じて解約返戻金額を調整するための比率であり、資産と負債(積立金)をマッチングさせるALM的要素を取り入れたものです。

この市場価格調整率により、この保険契約に適用されている積立利率が、「解約日・減額日に計算される積立利率+0.3%」より高いときは解約返戻金額を増加させ、低いときは減少させます。

一般に、公社債等の固定金利資産に投資されている資産価格は、市場金利の変動に応じて価格が変動します。投資時点よりも市場金利が高くなると資産価値は減少し、投資時点よりも市場金利が低くなると資産価値は増加する性質があります。

別表4 感染症

「感染症」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分 類 項 目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
シフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りませす。)	



積立利率更改型一時払終身保険(豪ドル建)普通保険約款

この保険の趣旨

1 用語の意義

第1条 用語の意義

2 通貨

第2条 通貨

3 責任開始期

第3条 責任開始期

4 積立金、積立利率および積立利率適用期間

第4条 積立金および積立利率

第5条 積立利率適用期間および積立利率の更改

5 保険金の支払

第6条 保険金の支払

第7条 生死不明その他の場合の取扱

第8条 災害死亡保険金の削減支払

第9条 保険金の請求手続

6 解約、解約返戻金および保険金の受取人による保険契約の存続

第10条 解約

第11条 解約返戻金

第12条 保険金の受取人による保険契約の存続

7 契約内容の変更

第13条 基本保険金額の減額

8 詐欺による取消、不法取得目的による無効

第14条 詐欺による取消

第15条 不法取得目的による無効

9 告知義務および告知義務違反による解除

第16条 告知義務

第17条 告知義務違反による解除

第18条 告知義務違反による解除ができない場合

10 重大事由による解除

第19条 重大事由による解除

11 保険金の受取人

第20条 保険金の分割割合

第21条 受取人の代表者

第22条 会社への通知による保険金の受取人の変更、成年後見等の開始

第23条 遺言による保険金の受取人の変更

12 保険契約者

第24条 保険契約者の代表者

第25条 保険契約者の変更

第26条 保険契約者の住所変更、成年後見等の開始

13 被保険者の業務変更等

第27条 被保険者の業務変更等

14 年齢の計算、契約年齢および性別の誤りの処理

第28条 契約年齢の計算

第29条 契約年齢および性別の誤りの処理

15 契約者配当

第30条 契約者配当

16 時効

第31条 時効

17 管轄裁判所

第32条 管轄裁判所

18 契約内容の登録

第33条 契約内容の登録

別表1 対象となる不慮の事故

別表2 請求書類

別表3 解約返戻金額

別表4 感染症

積立利率更改型一時払終身保険（豪ドル建）普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、市場金利に基づいて積立金に付利する利率を定め、その利率を定期的に更改する仕組みの一時払の豪ドル建終身保険で、つぎの給付を主な内容とするものです。

- (1) 死亡保険金
被保険者が死亡したときに支払います。
- (2) 災害死亡保険金
被保険者が不慮の事故または感染症により死亡したときに支払います。

1 用語の意義

第1条（用語の意義）

この普通保険約款において使用されるつぎの各号の用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

- (1) 「積立利率計算基準日」とは、契約日から10年ごとの年単位の契約応当日をいいます。（契約応当日のない月の場合は、その月の末日とします。）
- (2) 「積立利率適用期間」とは、契約日および契約日後に到来する各積立利率計算基準日におけるそれぞれの積立利率を適用する期間をいいます。この期間は、契約日および契約日後に到来する各積立利率計算基準日から、それぞれの直後に到来する積立利率計算基準日の前日までの10年とします。
- (3) 「保険金」とは、死亡保険金または災害死亡保険金をいいます。
- (4) 「基本保険金額」とは、保険契約締結の際または基本保険金額の減額の際、保険契約者の申し出によって定めた金額をいい、保険契約締結の際に定めた基本保険金額と同額の金額を保険契約の一時払保険料とします。

2 通貨

第2条（通貨）

この保険における通貨は、オーストラリア通貨（以下、「豪ドル」といいます。）とし、保険契約者は、保険契約締結の際、豪ドルにより基本保険金額を指定することを要します。

3 責任開始期

第3条（責任開始期）

- 1 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

承諾の時期	責任開始期
(1) 保険契約の申込を承諾した後に、一時払保険料を受け取った場合	一時払保険料を受け取った時
(2) 一時払保険料相当額を受け取った後に、保険契約の申込を承諾した場合	一時払保険料相当額を受け取った時。ただし、被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時

- 2 前項の規定により、会社の責任が開始される日を、契約日とします。
- 3 会社が、保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を交付します。
- 4 前項の保険証券には、つぎの各号に定める事項を記載します。
 - (1) 会社名
 - (2) 保険契約者の氏名または名称
 - (3) 被保険者の氏名
 - (4) 死亡保険金受取人（普通保険約款または保険契約に付加された特約の特約条項において受取人が定められている場合を除きます。）の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
 - (5) 保険期間
 - (6) 積立利率適用期間
 - (7) 基本保険金額
 - (8) 保険料およびその支払方法

- (9) 契約日
- (10) 保険証券の作成年月日
- (11) 特約が付加されたときは、その特約について、第2号から第9号までに準ずる事項

4 積立金、積立利率および積立利率適用期間

第4条（積立金および積立利率）

- 1 積立金とは、将来の保険金を支払うために、一時払保険料を積み立てた部分をいい、金利情勢に基づいて、会社の定める方法により計算した利率（以下、「積立利率」といいます。）を付けて、経過した年月日数により積み立てます。この場合、積立利率により積み立てた金額を「積立金額」といいます（以下、同じとします。）。
- 2 積立金額の計算に際しては、契約日および契約日後に到来する各積立利率計算基準日における積立利率をそれぞれの積立利率適用期間中適用します。
- 3 積立利率は、第5項に定める指標金利の平均値に最大1.0%を増減させた範囲内で会社が定めた利率から、災害死亡保障に備えるための災害死亡保障費率、保険契約の締結および維持に必要な費用としてそれぞれ新契約費率および維持費率を差し引いた利率とします。
- 4 前項の規定により計算された積立利率が、この保険契約の予定利率（保険料を計算する際に使用した利率をいい、年0.05%とします。以下、同じとします。）を下回る場合には、積立利率は予定利率と同じとします。
- 5 積立利率の計算の基礎となる指標金利は、残存期間10年のオーストラリア国債の流通利回りとします。
- 6 前項の規定にかかわらず、将来の運用情勢の変化により国債の流通利回りが消滅したときまたは長期間にわたりこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど国債の流通利回りを指標金利として用いることが適切でなくなった場合は、会社は、主務官庁の認可を得て、指標金利をこの保険の運用対象と連動する金利に変更することがあります。この場合、指標金利を変更する日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

第5条（積立利率適用期間および積立利率の更改）

- 1 積立利率適用期間は10年とします。
- 2 積立利率は、積立利率計算基準日に更改を行います。
- 3 会社は、積立利率計算基準日に更改した積立利率を保険契約者に通知します。

5 保険金の支払

第6条（保険金の支払）

- 1 この保険契約において支払う保険金の種類、支払事由、支払額および受取人は、つぎの各号のとおりです。

保険金の種類	支 払 事 由	支 払 額	受 取 人
(1) 死亡保険金	被保険者が死亡したとき	被保険者が死亡した日における積立金相当額。 ただし、その日における解約返戻金額を下回る場合には、解約返戻金額とします。	死亡保険金 受取人
(2) 災害死亡保険金 (死亡保険金に加えて支払います。)	つぎのいずれかを直接の原因として被保険者が死亡したとき ① 責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表1に定める不慮の事故をいいます。）（ただし、不慮の事故が発生した日からその日を含めて180日以内の死亡に限ります。） ② 責任開始期以後に発病した感染症（別表4に定める感染症をいいます。）	被保険者が死亡した日における積立金の20%相当額	

- 2 この保険契約において、支払事由に該当しても保険金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）は、つぎのとおりです。

保険金の種類	免 責 事 由
(1) 死亡保険金	つぎのいずれかにより、被保険者が死亡したとき ① 責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内の自殺 ② 保険契約者または死亡保険金受取人の故意による致死
(2) 災害死亡保険金	つぎのいずれかにより、支払事由に該当したとき ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ② 死亡保険金受取人の故意または重大な過失 ③ 被保険者の犯罪行為 ④ 被保険者の精神障害を原因とする事故 ⑤ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑥ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑦ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

第7条（生死不明その他の場合の取扱）

- 1 被保険者の生死が不明の場合でも、会社は、被保険者が死亡したものと認めたときは、死亡保険金を支払います。
- 2 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合に、その受取人が、保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡保険金受取人に支払います。
- 3 被保険者の死亡が免責事由に該当したことによって保険金を支払わないときは、会社は、積立金（前項に該当する場合には、支払われない保険金部分の積立金）を、保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、保険金を支払わない場合には、積立金その他の返戻金の払戻はありません。

第8条（災害死亡保険金の削減支払）

被保険者が、戦争その他の変乱、地震、噴火または津波によって死亡した場合に、その原因によって死亡した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、その影響の程度に応じ、災害死亡保険金を削減して支払うか、または災害死亡保険金を支払わないことがあります。

第9条（保険金の請求手続）

- 1 保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または死亡保険金受取人は、すみやかに会社に通知してください。
- 2 死亡保険金受取人は、保険金の支払事由が生じたときは、すみやかに請求書類（別表2に定める請求書類をいいます。以下、同じとします。）を提出して、保険金を請求してください。
- 3 死亡保険金受取人は、死亡保険金の支払事由が生じたときは、死亡保険金を葬儀費用等に充当するため、会社の定める事由、金額等の範囲内で、会社所定の金額を上限として、死亡保険金の一部または全部につき簡易請求を行うことができます。この場合、会社は、前項に定める提出書類の一部の省略を認めるものとします。
- 4 保険金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- 5 保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金の請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれつぎの各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、保険金の請求のための書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて25日を経過する日とします。

保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の有無

保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(2) 保険金の支払の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
(4) この保険契約の普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	第2号および前号に定める事項、第19条（重大事由による解除）第1項第4号の①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡保険金受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金の請求時までにおける事実

6 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第4項および前項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、保険金の請求のための書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてつぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合は、それぞれの日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

前項の確認をするために不可欠な特別な照会・調査	日数
(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	45日
(2) 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	60日
(3) 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別な調査、分析または鑑定	90日
(4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査	90日
(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査	60日

7 第5項および前項の場合、会社は、保険金を請求した者に通知します。

8 第4項から第6項までに定める期限をこえて保険金を支払う場合には、第4項から第6項までに定める期限をこえた日からその日を含めて、所定の利息を付けて、保険金を支払います。

9 第5項および第6項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、正当な理由がなく第5項および第6項に掲げる事項の確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより第5項および第6項に掲げる事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

6 解約、解約返戻金および保険金の受取人による保険契約の存続

第10条（解約）

- 1 保険契約者は、いつでも、将来に向かって保険契約を解約し、解約返戻金を請求することができます。
- 2 保険契約者が保険契約の解約を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- 3 本条の解約は、請求書類が会社に到着した日に効力を生じます。ただし、会社の定める方法による積立利率計算基準日を指定しての解約が行われた場合には、請求書類が会社に到着した日の直後に到来する積立利率計算基準日に効力を生じます。
- 4 前項の解約の効力が生じる日を以下、「解約日」といいます。

第11条（解約返戻金）

- 1 解約返戻金は、解約日の積立金額を基準として別表3に定める方法により計算します。

- 2 解約返戻金の支払時期および場所については、第9条（保険金の請求手続）第4項および第8項の規定を準用します。この場合、第9条第4項中、「その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて」を「解約日の翌日からその日を含めて」と読み替えます。

第12条（保険金の受取人による保険契約の存続）

- 1 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に際つぎの各号のすべてを満たす保険金の受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、前項の解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
- 3 前項の通知をするときは、請求書類を会社に提出してください。
- 4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、第1項の解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金（保険金の支払の際にあわせて支払われる金額がある場合には、その金額を含むもの）とします。以下、本条において同じとします。）の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、会社が支払うべき金額の限度で、第2項の金額を債権者等に支払います。この場合、会社が支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金の受取人に支払います。

7 契約内容の変更

第13条（基本保険金額の減額）

- 1 保険契約者は、会社の定める金額の範囲（保険契約者が変更を請求した日において会社が取り扱っている範囲とします。）内で、将来に向かって基本保険金額を減額することができます。ただし、減額後の基本保険金額は、会社所定の金額以上であることを要します。
- 2 基本保険金額を減額する場合には、同じ割合で積立金額も減額されます。
- 3 保険契約者が基本保険金額の減額を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- 4 本条の減額は、請求書類が会社に到着した日に効力を生じます。ただし、会社の定める方法による積立利率計算基準日を指定しての減額が行われた場合には、請求書類が会社に到着した日の直後に到来する積立利率計算基準日に効力を生じます。
- 5 前項の減額の効力が生じる日を以下、「減額日」といいます。
- 6 基本保険金額の減額部分は解約されたものとして取り扱い、その減額部分に対する解約返戻金は、第11条（解約返戻金）の規定を準用して支払います。この場合、第11条中、「解約日」を「減額日」と読み替えます。
- 7 本条の規定により基本保険金額を減額したときは、減額後の基本保険金額を保険証券に表示します。

8 詐欺による取消、不法取得目的による無効

第14条（詐欺による取消）

保険契約者または被保険者の詐欺により保険契約を締結したときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

第15条（不法取得目的による無効）

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したときは、会社は、保険契約を無効とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

9 告知義務および告知義務違反による解除

第16条（告知義務）

保険契約者または被保険者は、会社が保険契約の締結の際、保険金の支払事由の発生に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、その書面により告知することを要します。

第17条（告知義務違反による解除）

- 1 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
- 2 会社は、保険金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、保険金の支払を行いません。なお、すでに保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求することができます。
- 3 保険金の支払事由が、保険契約の解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が証明したときは、保険金の支払を行います。
- 4 本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または死亡保険金受取人に通知します。
- 5 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、被保険者が死亡した場合はその日の、それ以外の場合は解除の通知を発信した日の、第11条（解約返戻金）の規定による解約返戻金を保険契約者に支払います。

第18条（告知義務違反による解除ができない場合）

- 1 前条第1項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、保険契約の解除をすることができません。
 - (1) 保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を、会社が知っていたか、または過失のため知らなかったとき
 - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第16条（告知義務）に定める告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第16条（告知義務）に定める告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 解除の原因となる事実を、会社が知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) 保険契約が責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に保険金の支払事由が生じ、かつ、解除の原因となる事実があるときを除きます。
- 2 前項第2号および第3号の場合、各号に定める保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第16条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められるときは、適用しません。

10 重大事由による解除

第19条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者または死亡保険金の受取人が死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。以下、本項において同様とします。）を詐取する目的もしくは他人に死亡保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) 保険契約者、被保険者または災害死亡保険金の受取人がこの保険契約の災害死亡保険金を詐取する目的もしくは他人に災害死亡保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (3) この保険契約の死亡保険金または災害死亡保険金の請求に関し、死亡保険金または災害死亡保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人がつぎのいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

- ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、保険契約者、被保険者または死亡保険金もしくは災害死亡保険金の受取人に対する会社の信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由があるとき
- (6) 保険契約者、被保険者または死亡保険金もしくは災害死亡保険金の受取人に対する会社の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする第1号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由があるとき
- 2 会社は、保険金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険金の支払事由による保険金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号の①から⑤までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下、本項において同じとします。）の支払を行いません。もし、すでに保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求することができます。
- 3 本条の規定により保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。
- 4 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、被保険者が死亡した場合はその日の、それ以外の場合は解除の通知を発信した日の、第11条（解約返戻金）の規定による解約返戻金を保険契約者に支払います。
- 5 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金を保険契約者に支払います。

11 保険金の受取人

第20条（保険金の分割割合）

保険金の受取人が2人以上の場合には、保険金の分割割合（各受取人の受取分）を指定してください。分割割合の指定がないときは、各受取分は、均等の割合として取り扱います。

第21条（受取人の代表者）

- 1 保険金の受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険金の受取人を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、会社が保険金の受取人の1人に対してした行為は、他の保険金の受取人に対しても効力を生じます。

第22条（会社への通知による保険金の受取人の変更、成年後見等の開始）

- 1 保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 保険契約者は、災害死亡保険金の受取人を死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。
- 3 死亡保険金受取人が保険金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- 4 前項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
- 5 第3項および前項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- 6 第1項の通知をするときは、請求書類を会社に提出してください。
- 7 第1項の規定により死亡保険金受取人を変更したときは、保険証券に表示します。
- 8 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 9 保険金の受取人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合、またはすでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合もしくは任意後見監督人が選任されている場合には、保険契約者もしくは保険金の受取人または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。通知されるべき事項に変更が生じた場合も同じとします。

第23条（遺言による保険金の受取人の変更）

- 1 前条に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 第1項および前項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- 4 本条の場合、前条第2項から第7項までの規定を準用します。

12 保険契約者

第24条（保険契約者の代表者）

- 1 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
- 3 保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。

第25条（保険契約者の変更）

- 1 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
- 2 保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- 3 本条の承継をしたときは、保険証券に表示します。

第26条（保険契約者の住所変更、成年後見等の開始）

- 1 保険契約者が、住所（通信先を含みます。）を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。
- 2 保険契約者が、前項の通知をしなかったときは、会社の知った最終の住所あてに発した通知は、通常到達に要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。
- 3 保険契約者について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合、またはすでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合もしくは任意後見監督人が選任されている場合には、保険契約者または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。通知されるべき事項に変更が生じた場合も同じとします。

13 被保険者の業務変更等

第27条（被保険者の業務変更等）

被保険者が、保険契約の継続中にどのような業務に従事し、またはどこの場所に転居しもしくは旅行しても、会社は、保険契約を解除せず、保険契約上の責任を負います。

14 年齢の計算、契約年齢および性別の誤りの処理

第28条（契約年齢の計算）

被保険者の契約日における契約年齢は、満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

第29条（契約年齢および性別の誤りの処理）

- 1 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りのあった場合、契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社の定める範囲外であったときは保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻し、その他のときは実際の年齢に基づいて保険料を更正し、会社の定める方法で保険料の過不足分を授受します。
- 2 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別に基づいて保険料を更正し、会社の定める方法で保険料の過不足分を授受します。

15 契約者配当

第30条（契約者配当）

この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

16 時効

第31条（時効）

保険金、解約返戻金その他この保険契約による諸支払金の支払を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

17 管轄裁判所

第32条（管轄裁判所）

保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または保険金の受取人（保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地と同一の都道府県内にある支社（同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社）の所在地を管轄する地方裁判所（本庁とします。）をもって、合意による管轄裁判所とします。

18 契約内容の登録

第33条（契約内容の登録）

- 1 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下、「協会」といいます。）に登録します。
 - (1) 保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
 - (2) 災害死亡保険金の金額
 - (3) 契約日
 - (4) 当会社名
- 2 前項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。
- 3 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金または災害死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、本条において同じとします。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。
- 5 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。）から5年以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます（ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。）。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（身体の内部的原因によるものは該当しません。）

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故（V01～V99）	
2. 不慮の損傷のその他の外因（W00～X59）	
・転倒・転落（W00～W19）	
・生物によらない機械的な力への曝露（W20～W49）	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露（W42） ・振動への曝露（W43）
・生物による機械的な力への曝露（W50～W64）	
・不慮の溺死および溺水（W65～W74）	
・その他の不慮の窒息（W75～W84）	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥＜吸引＞（W78） 気道閉塞を生じた食物の誤嚥＜吸引＞（W79） 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥＜吸引＞（W80）
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露（W85～W99）	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露（W94）（高山病など）
・煙、火および火災への曝露（X00～X09）	
・熱および高温物質との接触（X10～X19）	
・有毒動植物との接触（X20～X29）	
・自然の力への曝露（X30～X39）	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露（X30）（日射病、熱射病など）

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露 (X40～X49) 	<p>※つぎのものは除外します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・疾病の診断、治療を目的としたもの <p>※つぎのものは含まれません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ポツリウス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
<ul style="list-style-type: none"> ・無理ながんばり、旅行および欠乏状態 (X50～X57) 	<p>※つぎのものは除外します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動 (X50) 中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動 (X51) (乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在 (X52) ・食糧の不足 (X53) ・水の不足 (X54)
<ul style="list-style-type: none"> ・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露 (X58～X59) 	
3. 加害にもとづく傷害および死亡 (X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為 (Y35～Y36)	<p>※つぎのものは除外します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合法的処刑 (Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症 (Y40～Y84)	<p>※つぎのものは除外します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・疾病の診断、治療を目的としたもの
<ul style="list-style-type: none"> ・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤 (Y40～Y59) によるもの 	<p>※つぎのものは含まれません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
<ul style="list-style-type: none"> ・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故 (Y60～Y69) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具 (Y70～Y82) によるもの 	
<ul style="list-style-type: none"> ・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの (Y83～Y84) 	

備考

1. 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
2. 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

別表2 請求書類

〔I〕 保険金等の請求の場合

請求項目	手続書類
死亡保険金 災害死亡保険金	(1) 請求書* (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類 (災害死亡保険金を請求する場合に限ります。) (3) 医師の死亡診断書または死体検案書* (4) 被保険者の住民票 (5) 死亡保険金受取人の戸籍抄本 (6) 死亡保険金受取人の印鑑証明書 (7) 死亡保険金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (8) 保険証券
解約返戻金	(1) 請求書* (2) 被保険者の住民票 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 保険証券

(備考)

1. 上記の書類のうち、*印は会社所定のもので、会社または会社の指定した場所に用意してあります。
2. 上記の書類は、会社に提出してください。
3. 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、手続書類の一部もしくは全部の省略を認めることまたは他の書類による代替を認めることがあります。
4. 官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下、「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下、「死亡退職金等」といいます。）として死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金の請求の際、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
 - (1) 死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 - (2) 死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 - (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

〔Ⅱ〕 その他手続請求の場合

請 求 項 目	手 続 書 類
基本保険金額の減額	(1) 請求書* (2) 被保険者の住民票 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 保険証券
会社への通知による死亡保険金受取人の変更	(1) 請求書* (2) 被保険者の同意を証する書類 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 保険証券
遺言による死亡保険金受取人の変更	(1) 請求書* (2) 被保険者の同意を証する書類 (3) 遺言書 (4) 保険契約者の相続人であることを証する書類 (5) 保険証券
保険契約者の変更	(1) 請求書* (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
保険金の受取人による保険契約の存続	(1) 請求書* (2) 保険契約者の同意を証する書類 (3) 保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類 (4) 債権者等による解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証する書類

(備考)

1. 前表と同じとします。

別表3 解約返戻金額

解約返戻金額は、積立金額および積立利率に基づいて、つぎの算式によって計算される金額とします。

- (1) 解約日または減額日が積立利率計算基準日の場合
積立金額
- (2) 解約日または減額日が積立利率計算基準日以外の日の場合
積立金額 × (1 - 市場価格調整率 - 解約控除率)

(注1)「解約控除率」とは、経過年月日数(契約日からその日を含めて解約日または減額日までの日数とします。)に応じた会社の定める率とします。

(注2)「市場価格調整率」とは、つぎの算式によって計算される率とします。

$$1 - \left[\frac{1 + \text{適用されている積立利率}}{1 + \text{解約日・減額日に計算される積立利率} + 0.3\%} \right]^{\text{残存月数} / 12}$$

ここで、

- ・適用されている積立利率
…解約日または減額日の属する積立利率適用期間中、この保険契約に適用されている積立利率
- ・解約日・減額日に計算される積立利率
…解約日または減額日を契約日として、積立利率適用期間をこの保険契約と同一とする新たな保険契約を締結すると仮定した場合の、その新たな保険契約の契約日における積立利率
- ・残存月数
…解約日または減額日からその日を含めて、直後に到来する積立利率適用期間の満了日までの月数(月数未満切上げ)

とします。

(注3)死亡保険金の支払に際しては、別表3中、「解約日または減額日」とあるのは「被保険者が死亡した日」と読み替えます。

(備考)

市場価格調整率(MVA=Market Value Adjustment)

市場価格調整率は、解約または基本保険金額の減額時に、その時の市場金利に応じて解約返戻金額を調整するための比率であり、資産と負債(積立金)をマッチングさせるALM的要素を取り入れたものです。

この市場価格調整率により、この保険契約に適用されている積立利率が、「解約日・減額日に計算される積立利率+0.3%」より高いときは解約返戻金額を増加させ、低いときは減少させます。

一般に、公社債等の固定金利資産に投資されている資産価格は、市場金利の変動に応じて価格が変動します。投資時点よりも市場金利が高くなると資産価値は減少し、投資時点よりも市場金利が低くなると資産価値は増加する性質があります。

別表4 感染症

「感染症」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分 類 項 目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
シフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りませす。)	



保険料円入金特約条項

この特約の趣旨

第1条 特約の締結

第2条 特約の適用

第3条 保険料円換算額の算出に用いる為替レート

第4条 保険料円換算額の相違

保険料円換算額を定める場合の特則

保険料円入金特約条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約の普通保険約款における米国ドル建、ユーロ建または豪ドル建の保険料を円により払い込む取扱について定めたものです。

第1条（特約の締結）

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の締結の際、主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）の申し出により、主契約に付加して締結します。

第2条（特約の適用）

この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、アメリカ合衆国通貨（以下、「米国ドル」といいます。）建、欧州単一通貨（以下、「ユーロ」といいます。）建またはオーストラリア通貨（以下、「豪ドル」といいます。）建の保険料を円に換算した金額（以下、「保険料円換算額」といいます。）により払い込むことができるものとします。

第3条（保険料円換算額の算出に用いる為替レート）

- 1 前条に定める米国ドル建、ユーロ建または豪ドル建の保険料の円への換算には、会社が保険料円換算額を受領する日（以下、「受領日」といいます。また、その日が、次項に定める会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下、同じとします。）におけるそれぞれの通貨に対応する会社所定の為替レートを用いるものとします。
- 2 前項に定めるそれぞれの通貨に対応する会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する、受領日におけるそれぞれの通貨に対応する対顧客電信売相場（TTS）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を上回ることはありません。

第4条（保険料円換算額の相違）

保険契約者が払い込んだ金額と保険料円換算額が相違した場合は、過剰分は保険契約者に払い戻し、不足分については保険契約者より領収するものとします。

保険料円換算額を定める場合の特則

- 1 保険契約者は、この特約を付加した場合に、この特則の適用を申し出ることができます。
- 2 この特則を適用した場合、米国ドル建、ユーロ建、または豪ドル建の保険料および基本保険金額を定めず、保険契約者が払い込んだ金額を保険料円換算額として定めます。
- 3 前項の場合、会社は、第3条（保険料円換算額の算出に用いる為替レート）に定める為替レートを用いて、米国ドル建、ユーロ建、または豪ドル建の保険料および基本保険金額を計算します。

Memo



円支払特約条項

この特約の趣旨

- | | |
|-------------------------|------------------|
| 第1条 特約の適用 | 第4条 保険金を支払う場合の取扱 |
| 第2条 解約返戻金を支払う場合の取扱 | 第5条 積立金を支払う場合の取扱 |
| 第3条 年金および死亡一時金を支払う場合の取扱 | 第6条 主約款の規定の準用 |

円支払特約条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約の普通保険約款における米国ドル建、ユーロ建または豪ドル建の解約返戻金、年金、保険金、死亡一時金または積立金を円により支払う取扱について定めたものです。

第1条（特約の適用）

- この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）におけるアメリカ合衆国通貨（以下、「米国ドル」といいます。）建、欧州単一通貨（以下、「ユーロ」といいます。）建またはオーストラリア通貨（以下、「豪ドル」といいます。）建の解約返戻金、年金、保険金、死亡一時金または積立金を円により支払う場合に適用します。
- 年金および死亡一時金の円による支払については、第3条（年金および死亡一時金を支払う場合の取扱）第2項の規定により、年金開始日の前日末における積立金額を円に換算して年金額を計算することによって取り扱います。

第2条（解約返戻金を支払う場合の取扱）

- 主契約の解約返戻金（以下、解約返戻金といいます。）の請求に際して、主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）から申し出があった場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、解約返戻金を円により支払います。
- 円により解約返戻金を支払う場合には、主約款に定める解約日または減額日（以下、「解約日または減額日」といいます。また、これらの日が、次項に定める会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）におけるそれぞれの通貨に対応する会社所定の為替レートを用いて解約返戻金を円に換算します。
- 前項に定めるそれぞれの通貨に対応する会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する、解約日または減額日（これらの日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）のそれぞれの通貨に対応する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

第3条（年金および死亡一時金を支払う場合の取扱）

- 主契約の年金および死亡一時金（以下、それぞれ「年金」、「死亡一時金」といいます。）について、主契約の年金開始日（以下、「年金開始日」といいます。）の前日までに保険契約者から申し出があった場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、年金および死亡一時金を円により支払います。
- 円により年金および死亡一時金を支払う場合には、年金開始日（その日が、次項に定める会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）におけるそれぞれの通貨に対応する会社所定の為替レートを用いて年金開始日の前日末における積立金額（主約款の年金開始日の前日における積立金の一時支払の規定により、積立金の一部についての一時支払を選択した場合は、その積立金の一部を除いた金額。）を円に換算し、年金開始日における年金の種類に基づき、年金開始日における会社所定の率および計算方法により年金額を計算します。
- 前項に定めるそれぞれの通貨に対応する会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する、年金開始日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）のそれぞれの通貨に対応する対顧客電信買相場（TTB）

(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。

- 4 本条の規定により、円による年金の支払を開始した場合、以後、米国ドル、ユーロまたは豪ドルにより年金を支払うことはありません。その後に支払われる死亡一時金についても同じとします。
- 5 第2項の規定により計算された年金額が会社の定める最低年金額に満たないときまたは会社の定める最高年金額をこえるときに主約款の規定により支払われる積立金については、第5条(積立金を支払う場合の取扱)の規定を準用して、円により支払います。

第4条(保険金を支払う場合の取扱)

- 1 主契約の死亡保険金受取人から申し出があった場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、主契約の保険金(以下、「保険金」といいます。)を円により支払います。
- 2 円により保険金を支払う場合には、主契約の被保険者が死亡した日(以下、「被保険者の死亡日」といいます。また、その日が、次項に定める会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)におけるそれぞれの通貨に対応する会社所定の為替レートをを用いて保険金を円に換算します。
- 3 前項に定めるそれぞれの通貨に対応する会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する、被保険者の死亡日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)のそれぞれの通貨に対応する対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。

第5条(積立金を支払う場合の取扱)

- 1 保険契約者から申し出があった場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、主約款の、年金開始日の前日における積立金の一時支払の規定または据置期間の再設定が行われなかったことにより年金開始日の前日末における積立金を一時に支払う規定により支払われる主契約の積立金(以下、「積立金」といいます。)を円により支払います。
- 2 円により積立金を支払う場合には、年金開始日(その日が、次項に定める会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)におけるそれぞれの通貨に対応する会社所定の為替レートをを用いて積立金を円に換算します。
- 3 前項に定めるそれぞれの通貨に対応する会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する、年金開始日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)のそれぞれの通貨に対応する対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。

第6条(主約款の規定の準用)

この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。



積立金定期引出特約条項

この特約の趣旨

第1条	特約の締結	第8条	基本保険金額の減額が行われた場合の取扱
第2条	主契約の積立利率	第9条	主約款の規定の準用
第3条	定期引出開始日および定期引出日	第10条	定期引出金を円により支払う場合の特則
第4条	定期引出金の支払	第11条	保険金の受取人による保険契約の存続の特則
第5条	定期引出金の請求手続	別表	請求書類
第6条	特約の解約		
第7条	定期引出額の減額		

積立金定期引出特約条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約に付加して締結し、主契約の積立金の一部を解約控除および市場価格調整を行うことなく定期的に取り崩し、保険契約者に支払うこと（以下、「定期引出」といいます。）を主な内容とするものです。

第1条（特約の締結）

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）が積立利率更改型一時払終身保険（円建）、積立利率更改型一時払終身保険（米国ドル建）、積立利率更改型一時払終身保険（ユーロ建）または積立利率更改型一時払終身保険（豪ドル建）である場合、主契約の締結の際、主契約の保険契約者の申し出により、主契約に付加して締結します。

第2条（主契約の積立利率）

この特約を主契約に付加した場合、主契約の積立利率は、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の積立利率に関する規定にかかわらず、主約款の規定により定まる積立利率から、定期引出に要する率を差し引いた利率とします。

第3条（定期引出開始日および定期引出日）

- 定期引出開始日は、主契約の契約日から起算して1年を経過した日の直後に到来する年単位の契約応当日（契約応当日のない場合は、その月の末日とします。）をいいます。
- 定期引出日は、つぎのとおりとします。
 - 第1回の定期引出日
定期引出開始日
 - 第2回以後の定期引出日
定期引出開始日後の年単位の契約応当日

第4条（定期引出金の支払）

- 会社は、定期引出日が到来したときは、主契約の積立金の一部を取り崩し、定期引出金として保険契約者に支払います。
- 前項の規定により支払われる定期引出金の額（以下「定期引出額」といいます。）は、主契約の積立利率適用期間ごとに主契約の基本保険金額および第2条（主契約の積立利率）に定める主契約の積立利率に基づいて、つぎの算式によって計算される金額とします。

$$\text{主契約の基本保険金額} \times \text{主契約の積立利率}$$

ただし、定期引出日が、積立利率計算基準日と同日となるときは、定期引出額は、定期引出日の前日の属する積立利率適用期間における定期引出額とします。
- 定期引出金が支払われた場合、支払直後の主契約の積立金額は、支払前の主契約の積立金額から定期引出額を差し引いた金額とします。

- 4 定期引出金が支払われた場合でも、主契約の基本保険金額は減少しません。
- 5 会社は、積立利率計算基準日以後、その日の属する積立利率適用期間にかかる定期引出額を保険契約者に通知します。

第5条（定期引出金の請求手続）

- 1 保険契約者は、定期引出日が到来したときは、すみやかに別表に定める書類を提出して、定期引出金を請求してください。
- 2 定期引出金は、その請求に必要な書類が会社に到着してから（到着日の翌日からその日を含めて計算して）5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。この場合、主約款第9条（保険金の請求手続）第8項の規定を準用します。

第6条（特約の解約）

- 1 保険契約者は、あらかじめ会社の定める方法により申し出の直後に到来する積立利率適用期間満了時をもってこの特約を解約する申し出をした場合に限り、この特約を解約することができます。
- 2 前項の解約が行われた場合でも、会社は、前項の積立利率適用期間の満了直後に到来する積立利率計算基準日を定期引出日とする定期引出金の支払を行います。

第7条（定期引出額の減額）

定期引出額の減額はできません。ただし、次条の規定により主契約の基本保険金額の減額が行われた場合を除きます。

第8条（基本保険金額の減額が行われた場合の取扱）

- 1 主約款の規定により主契約の基本保険金額の減額が行われた場合には、以後、減額後の主契約の基本保険金額に基づき、第4条（定期引出金の支払）第2項に定める方法により、定期引出額を改めます。
- 2 本条の規定により、定期引出額が減額されたときは、減額後の定期引出額を保険証券に表示します。

第9条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第10条（定期引出金を円により支払う場合の特則）

- 1 この特約が、積立利率更改型一時払終身保険（米国ドル建）、積立利率更改型一時払終身保険（ユーロ建）または積立利率更改型一時払終身保険（豪ドル建）に付加され、定期引出金の請求に際して、保険契約者からの申し出があった場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、定期引出金を円により支払います。
- 2 円により定期引出金を支払う場合には、定期引出日（その日が、次項に定める会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）におけるそれぞれの通貨に対応する会社所定の為替レートをを用いて定期引出金を円に換算します。
- 3 前項に定めるそれぞれの通貨に対応する会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する、定期引出日（これらの日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）のそれぞれの通貨に対応する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
- 4 本条により、定期引出金の円による支払を開始した場合、以後主契約の通貨により定期引出金を支払うことはありません。

第11条（保険金の受取人による保険契約の存続の特則）

主約款の保険金の受取人による保険契約の存続の規定が適用される場合には、主約款第12条（保険金の受取人による保険契約の存続）第4項をつぎのとおり読み替えます。

「

- 4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、第1項の解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金または定期引出金（保険金または定期引出金の支払の際にあわせて支払われる金額がある場合には、その金額を含むものとします。以下、本条において「保険金等」といいます。）の支払事由が生じ、会社が保険金等を支払うべきときは、会社が支払うべき金額の限度で、第2項の金額を債権者等に支払います。この場合、会社が支払うべき金額から債権者等に支払った金額を

差し引いた残額を、保険金等の受取人に支払います。

- 5 前項に定める定期引出金の支払後の第2項に定める金額は、解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額から支払った定期引出金（定期引出金の支払の際にあわせて支払われる金額がある場合には、その金額を含むものとします。）の金額を差し引いた金額とします。

」

別表 請求書類

〔I〕 定期引出金の請求の場合

請求項目	手続書類
定期引出金	(1) 請求書* (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

(備考)

1. 上記の書類のうち、*印は会社所定のもので、会社または会社の指定した場所に用意してあります。
2. 上記の書類は、会社に提出してください。
3. 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、手続書類の一部もしくは全部の省略を認めることまたは他の書類による代替を認めることがあります。



普通保険約款・特約条項

年金支払移行特約(積立利率更改型一時払終身保険用)条項

この特約の趣旨

- | | |
|-------------------------------|-------------------------------------|
| 第1条 特約の締結 | 第14条 会社への通知による後継年金受取人の変更 |
| 第2条 年金支払日 | 第15条 遺言による後継年金受取人の変更 |
| 第3条 年金受取人 | 第16条 年金受取人の住所変更、成年後見等の開始 |
| 第4条 年金の種類 | 第17条 年齢の計算 |
| 第5条 年金額 | 第18条 契約者配当 |
| 第6条 年金および死亡一時金の支払 | 第19条 管轄裁判所 |
| 第7条 年金の分割支払 | 第20条 円により年金および死亡一時金を支払う場合の取扱 |
| 第8条 死亡一時金の支払にかえての年金の支払 | 第21条 主約款の規定の準用 |
| 第9条 年金の一括支払 | 別表 請求書類 |
| 第10条 年金または死亡一時金の請求手続 | |
| 第10条の2 重大事由による解除 | |
| 第11条 年金または死亡一時金の分割割合 | |
| 第12条 年金受取人の代表者 | |
| 第13条 後継年金受取人 | |

年金支払移行特約(積立利率更改型一時払終身保険用)条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約の全部または一部について将来の死亡保険金または災害死亡保険金の支払にかえて、年金支払に移行することを主な内容とするものです。

第1条(特約の締結)

- この特約は、主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)が積立利率更改型一時払終身保険(円建)、積立利率更改型一時払終身保険(米国ドル建)、積立利率更改型一時払終身保険(ユーロ建)または積立利率更改型一時払終身保険(豪ドル建)である場合、保険契約者から、被保険者の同意を得たうえで、主契約の全部または一部について将来の死亡保険金または災害死亡保険金の支払にかえて、年金支払に移行する旨の申し出があったときに、主契約に付加して締結します。
- この特約の締結日は、会社が必要書類を受け付けた日とします。
- 前2項の規定にかかわらず、主契約の契約日からこの特約の締結日の前日までの期間が5年未満であるときはこの特約を締結することはできません。
- この特約が締結されたときは、会社は、年金証書を第3条(年金受取人)に定める年金受取人に発行します。

第2条(年金支払日)

- 第1回の年金支払日(以下、「年金開始日」といいます。)は、この特約の締結日とします。
- 第2回以後の年金支払日は、年金開始日の年単位の応当日とします。

第3条(年金受取人)

- この特約の年金受取人は、保険契約者とします。
- 年金受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。
- 死亡一時金の受取人を年金受取人以外の者に変更することはできません。

第4条(年金の種類)

- この特約の年金の種類はつぎに定める年金の種類(選択する年金の種類が保証期間付終身年金の場合は保証期間を、確定年金の場合は年金支払期間を含みます。以下、同じとします。)とし、保険契約者は、この特約の締結の際、会社の定める期間および被保険者年齢の範囲内で、1または2以上の年金の種類を指定するものとします。

- (1) 保証金額付終身年金
 - (2) 保証期間付終身年金
 - (3) 確定年金
- 2 以上の年金の種類を指定した場合、特に規定がないときは、指定したそれぞれの年金の種類の部分の全体を1つの特約として取り扱います。

第5条（年金額）

- 1 年金額は、この特約の締結日における主契約の解約または減額による解約返戻金額（以下、「年金原資額」といいます。）を基準として、この特約の締結日における年金の種類、会社所定の率および計算方法により計算した金額とします。
- 2 前項の規定により計算された年金額が会社の定める最低年金額に満たないときは、この特約による取扱をしません。前条第1項の規定により2以上の年金の種類が指定されていた場合には、それぞれの年金の種類の部分について本項の規定を適用します。
- 3 第1項の規定により計算された年金額が会社の定める最高年金額をこえるときは、会社の定める最高年金額を年金額とし、この会社の定める最高年金額を支払うために必要な金額をこえる解約返戻金額は、年金開始日に保険契約者に一時に支払います。

第6条（年金および死亡一時金の支払）

- 1 この特約における年金および死亡一時金の支払は、つぎのとおりです。

- (1) 年金の種類が保証金額付終身年金の場合

名称	年金または死亡一時金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	支払額	受取人
① 年金	被保険者が年金支払日に生存しているとき	年金額	年金受取人
② 死亡一時金	被保険者が死亡一時金保証期間（死亡一時金が支払われる期間をいい、年金開始日から支払うべき年金の合計額がはじめて年金原資額をこえることとなる年金支払日の前日までの期間をいいます。以下、同じとします。）中に死亡したとき	年金原資額からすでに支払った年金およびすでに支払うことの確定した年金の合計額を差し引いた金額。（ただし、その残額がないときは支払はありません。）	

- (2) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合

名称	支払事由	支払額	受取人
① 年金	被保険者が年金支払日に生存しているとき	年金額	年金受取人
② 死亡一時金	被保険者が年金開始日以後、保証期間（被保険者の生死にかかわらず年金が支払われる期間をいいます。以下、同じとします。）中の最後の年金支払日の前日までに死亡したとき	保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額	

- (3) 年金の種類が確定年金の場合

名称	支払事由	支払額	受取人
① 年金	被保険者が年金支払期間中の年金支払日に生存しているとき	年金額	年金受取人
② 死亡一時金	被保険者が年金開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までに死亡したとき	年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額	

- 2 この特約は、年金の種類に応じて、それぞれつぎの各号に定めるときに、消滅します。

- (1) 年金の種類が保証金額付終身年金の場合

被保険者が死亡したとき

- (2) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合
死亡一時金を支払ったときまたは保証期間経過後に被保険者が死亡したとき
 - (3) 年金の種類が確定年金の場合
死亡一時金を支払ったとき
- 3 2以上の年金の種類を指定した場合、前項の規定は、それぞれの年金の種類の部分について適用します。この場合、すべての年金の種類部分が消滅した時にこの特約は消滅します。
- 4 第1項各号の規定にかかわらず、年金受取人の故意により第1項各号に定める死亡一時金の支払事由に該当したときは、死亡一時金は支払いません。
- 5 第1項各号に定める死亡一時金については、年金開始日以後、被保険者の生死が不明の場合でも、会社は、被保険者が死亡したものと認めたときは、死亡したものとして取り扱います。
- 6 年金受取人の故意により第1項各号に定める死亡一時金の支払事由に該当した場合に、その年金受取人が死亡一時金の一部の受取人であるときは、死亡一時金の残額を他の年金受取人に支払います。この場合、支払われない死亡一時金部分に相当する金額も他の年金受取人に支払います。

第7条（年金の分割支払）

- 1 年金受取人から請求があったときは、会社の定める回数および方法により、年金の分割支払をすることができます。ただし、1回の支払金額が会社所定の金額に達しないときは、年金の分割支払の取扱をしません。
- 2 前項の場合、被保険者が死亡した場合で、その死亡日の属する年度の年金に未支払分があるときは、これを一括して年金受取人に支払います。
- 3 年金受取人が死亡した場合は、後継年金受取人に前項の未支払分を支払います。この場合、第13条（後継年金受取人）の規定を適用します。

第8条（死亡一時金の支払にかえての年金の支払）

- 1 第6条（年金および死亡一時金の支払）の規定にかかわらず、年金の種類が保証期間付終身年金または確定年金である場合、年金受取人は、死亡一時金の支払にかえて、年金の種類に応じてつぎの期間中、継続して年金を受け取ることができます。
 - (1) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合
保証期間中
 - (2) 年金の種類が確定年金の場合
年金支払期間中
- 2 年金受取人が本条の取扱を請求するときは、別表に定める請求書類（以下、「請求書類」といいます。）を提出してください。
- 3 第1項の場合、この特約は、年金の種類に応じてつぎの時に消滅します。
 - (1) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合
保証期間が満了した時
 - (2) 年金の種類が確定年金の場合
年金支払期間が満了した時
- 4 2以上の年金の種類を指定した場合、本条の規定は、それぞれの年金の種類の部分について適用します。この場合、すべての年金の種類部分が消滅したときにこの特約は消滅します。

第9条（年金の一括支払）

- 1 年金受取人は、年金の種類に応じて、将来の年金の支払にかえて、つぎの金額の一括支払（以下、この取扱を「年金の一括支払」といいます。）を請求することができます。ただし、年金の種類が、保証金額付終身年金の場合は死亡一時金保証期間中、かつ、第1号に定める金額があるときに、保証期間付終身年金の場合は保証期間中の最後の年金支払日前に限り、
 - (1) 年金の種類が保証金額付終身年金の場合
年金開始日から次項に定める請求書類が会社に到着した日までの経過年月日数により定まる積立金額を基準として、会社の定める方法により計算した金額。この場合、年金の一括支払を行ったときでも死亡一時金保証期間後の年金はそのまま存続します。ただし、被保険者が死亡したときは、その時点でこの特約は消滅します。
 - (2) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合
保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額。この場合、年金の一括支払を行ったときで

も保証期間後の年金はそのまま存続します。ただし、被保険者が死亡したときは、その時点でこの特約は消滅します。

(3) 年金の種類が確定年金の場合

年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額。この場合、この特約は年金の一括支払を行ったときに消滅します。

2 年金受取人が本条の取扱を請求するときは、請求書類を提出してください。

3 第1項第1号または第2号の規定により年金の一括支払を行ったときは、年金証書に表示します。

4 2以上の年金の種類を指定した場合、本条の規定は、それぞれの年金の種類の部分について適用します。この場合、この特約はすべての年金の種類部分が消滅した時に消滅します。

第10条（年金または死亡一時金の請求手続）

1 年金または死亡一時金の支払事由が生じたときは、年金受取人は、すみやかに会社に通知してください。

2 年金受取人は、年金または死亡一時金の支払事由が生じたときは、すみやかに請求書類を提出して、年金または死亡一時金を請求してください。

3 年金受取人は、死亡一時金の支払事由が生じたときは、死亡一時金を葬儀費用等に充当するため、会社の定める事由、金額等の範囲内で、会社所定の金額を上限として、死亡一時金の一部または全部につき簡易請求を行うことができます。この場合、会社は、前項に定める提出書類の一部の省略を認めるものとします。

4 前3項に定めるほか、年金または死亡一時金の請求、支払時期および場所については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の保険金の請求手続に関する規定を準用します。

第10条の2（重大事由による解除）

1 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

2 前項の場合、年金開始日以後に本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、年金の一括支払の請求を受けたものとして計算した金額を年金の受取人に支払います。

第11条（年金または死亡一時金の分割割合）

年金受取人が2人以上の場合には、年金または死亡一時金の分割割合（各受取人の受取分）を指定してください。分割割合の指定がないときは、各受取分は、均等の割合として取り扱います。

第12条（年金受取人の代表者）

1 年金受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の年金受取人を代理するものとします。

2 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が年金受取人の1人に対してした行為は、他の年金受取人に対しても効力を生じます。

第13条（後継年金受取人）

1 保険契約者は、この特約の締結時に、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、年金受取人が死亡したときにその年金受取人の権利および義務のすべてを承継すべき者（以下、「後継年金受取人」といいます。）を指定してください。

2 年金受取人が死亡した場合には、後継年金受取人が、年金受取人の権利および義務のすべてを承継するものとします（以後、後継年金受取人が年金受取人となるものとします。）。

3 前項の場合、年金受取人の死亡時に、後継年金受取人の指定がされていないとき、または、後継年金受取人がすでに死亡しておりかつ後継年金受取人の死亡後に次条の規定により後継年金受取人の変更が行われていないときは、会社は、つぎの各号の者を後継年金受取人とみなして、前項の取扱を行います。

(1) 被保険者

(2) 前号に該当する者がいない場合

被保険者の配偶者

(3) 前2号に該当する者がいない場合

年金受取人の法定相続人（法定相続人のうち死亡している者がいるときは、その者については順次の法定相続人）

4 前項により年金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

5 本条に掲げる者であって、故意に年金受取人または先順位者もしくは同順位者を死亡させた者は、後継年金受取人としての取扱を受けることができません。

- 6 年金受取人の権利および義務を承継した後継年金受取人は、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、新たに、後継年金受取人を指定してください。
- 7 第1項および前項の通知をするときは、請求書類を会社に提出してください。
- 8 第1項または第6項の規定により後継年金受取人を指定したときは、保険証券または年金証書に表示します。
- 9 第1項または第6項の通知が会社に到達する前に第3項の規定により後継年金受取人とみなされた者に年金または死亡一時金を支払ったときは、その支払後に後継年金受取人から年金または死亡一時金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第14条（会社への通知による後継年金受取人の変更）

- 1 年金受取人は、死亡一時金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、後継年金受取人を変更することができます。
- 2 前項の通知をするときは、請求書類を会社に提出してください。
- 3 第1項の規定により後継年金受取人を変更したときは、保険証券または年金証書に表示します。
- 4 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の後継年金受取人に年金または死亡一時金を支払ったときは、その支払後に変更後の後継年金受取人から年金または死亡一時金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第15条（遺言による後継年金受取人の変更）

- 1 前条に定めるほか、年金受取人は、死亡一時金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、後継年金受取人を変更することができます。
- 2 前項の後継年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 前2項による後継年金受取人の変更は、年金受取人が死亡した後、年金受取人の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- 4 本条の場合、前条第2項および第3項の規定を準用します。

第16条（年金受取人の住所変更、成年後見等の開始）

- 1 年金受取人が、住所（通信先を含みます。）を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。
- 2 年金受取人が、前項の通知をしなかったときは、会社の知った最終の住所あてに発した通知は、通常到達に要する期間を経過した時に、年金受取人に到達したものとみなします。
- 3 年金の受取人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合、またはすでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合もしくは任意後見監督人が選任されている場合には、保険契約者、年金の受取人または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。通知されるべき事項に変更が生じた場合も同じとします。
- 4 前項の規定は死亡一時金の受取人について準用します。

第17条（年齢の計算）

被保険者の年齢は、満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

第18条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第19条（管轄裁判所）

この特約における年金または死亡一時金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第20条（円により年金および死亡一時金を支払う場合の取扱）

この特約が付加された主契約が円建以外の場合で、この特約の年金および死亡一時金を円により支払う場合には、円支払特約条項の規定により円に換算された解約返戻金額を第5条（年金額）第1項の解約返戻金額として、この特約条項の規定を適用して取り扱います。

第21条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

別表 請求書類

〔Ⅰ〕 年金・死亡一時金等の請求の場合

請求項目	手続書類
年金 年金の一括支払	(1) 請求書* (2) 被保険者の住民票（ただし、被保険者が年金受取人と同一人の場合は不要） (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 年金証書（第1回の年金の場合は不要）
死亡一時金	(1) 請求書* (2) 医師の死亡診断書または死体検案書* (3) 被保険者の住民票 (4) 年金受取人の戸籍抄本 (5) 年金受取人の印鑑証明書 (6) 年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 年金証書

（備考）

1. 上記の書類のうち、*印は会社所定のもので、会社または会社の指定した場所に用意してあります。
2. 上記の書類は、会社に提出してください。
3. 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、必要書類の一部もしくは全部の省略を認めることまたは他の書類による代替を認めることがあります。

〔Ⅱ〕 その他手続請求の場合

請求項目	手続書類
会社への通知による 後継年金受取人の指 定・変更	(1) 請求書* (2) 被保険者の同意を証する書類 (3) 年金受取人の印鑑証明書 (4) 年金証書
遺言による後継年金 受取人の変更	(1) 請求書* (2) 被保険者の同意を証する書類 (3) 遺言書 (4) 年金受取人の相続人であることを証する書類 (5) 年金証書

（備考）

1. 前表と同じとします。

Memo



介護年金移行特約条項

この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結
- 第2条 介護年金支払への移行
- 第3条 通貨
- 第4条 年金の種類
- 第5条 介護年金額
- 第6条 介護年金および死亡一時金の支払
- 第7条 介護年金の分割支払
- 第8条 介護年金の一括支払
- 第9条 介護年金または死亡一時金の請求手続
- 第10条 特約の内容変更
- 第11条 特約の解約
- 第12条 解約返戻金
- 第13条 重大事由による解除
- 第14条 介護年金の受取人の住所変更、成年後見等の開始
- 第15条 年齢の計算
- 第16条 契約者配当
- 第17条 法令等の改正に伴う支払事由の変更
- 第18条 管轄裁判所
- 第19条 主約款の規定の準用

主契約に質権が設定される場合の特則

主契約に平準定期保険特約、無解約返戻金型平準定期保険特約、家族収入特約、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約、高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）、米国ドル建特定疾病保障終身保険特約（低解約返戻金型）、災害死亡給付特約、傷害特約、配偶者傷害特約または子供傷害特約が付加されている場合の特則

主契約に新医療保険特約、配偶者新医療保険特約、子供新医療保険特約、新医療成人病特約、新医療女性疾病入院特約、新医療がん特約、配偶者新医療がん特約、新医療入院一時金特約、新医療長期入院特約、新医療通院特約、特定損傷特約、介護特約または先進医療特約が付加されている場合の特則

積立利率更改型一時払終身保険に付加されている場合の特則

主契約にリビング・ニーズ特約とあわせて付加する場合の特則

- 附則1 請求書類
- 附則2 会社所定の要介護状態
- 附則3 公的介護保険制度
- 附則4 要介護認定
- 附則5 要介護更新認定
- 附則6 公的介護保険制度の要介護2以上の状態
- 附則7 薬物依存

介護年金移行特約条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の全部または一部について将来の死亡保険金の支払等にかえて、通常の年金よりも割増された介護年金支払に移行することを主な内容とするものです。

第1条（特約の締結）

- 1 この特約は、主契約の締結の際、保険契約者の申出により、被保険者の同意を得たうえで、主契約に付加して締結します。
- 2 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、被保険者の同意を得て保険契約者から申出があった場合、この特約を主契約に付加することができます。
- 3 この特約の締結日は、主契約の契約日とします。ただし、前項の規定によりこの特約を付加した場合は、会社が必要書類を受け付けた日とします。

第2条（介護年金支払への移行）

- 1 第6条（介護年金および死亡一時金の支払）第1項に定める第1回介護年金の請求があった場合、第1回介護年金の支払日（第1回介護年金が支払われる場合における第1回介護年金の請求書類（附則1に定

める請求書類をいいます。以下、同じとします。)が会社に到着した日をいいます。以下、同じとします。)以後、主契約のうち、この特約により介護年金支払に移行する部分については、この特約条項の規定を適用するものとし、主契約の普通保険約款(以下、「主約款」といいます。)に定めるつぎの取扱を行いません。

- (1) 死亡保険金の支払
 - (2) 高度障害保険金の支払
 - (3) 保険金額の減額
 - (4) 解約
 - (5) 契約者貸付
- 2 主契約が延長定期保険に変更されていた場合は、前項の介護年金支払への移行を請求することができません。
- 3 払済保険に変更後の主契約の一部を介護年金支払に移行した場合、介護年金支払に移行しない部分については、主約款の規定にかかわらず、原保険契約への復旧の取扱を行いません。
- 4 会社は、第1回介護年金を支払う際に、年金証書を第6条(介護年金および死亡一時金の支払)に定める介護年金の受取人に発行します。

第3条(通貨)

- 1 この特約における通貨は、円とします。
- 2 この特約が付加された主契約が円建以外の場合、第1回介護年金の支払日の前日(その日が、次項に定める会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直前のその金融機関の営業日とします。)におけるそれぞれの通貨に対応する会社所定の為替レートをを用いて円に換算された解約返戻金等の金額を第5条(介護年金額)第1項の解約返戻金等の金額として、この特約条項の規定を適用して取り扱います。
- 3 前項に定めるそれぞれの通貨に対応する会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する、第1回介護年金の支払日の前日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直前のその金融機関の営業日とします。)のそれぞれの通貨に対応する対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。

第4条(年金の種類)

この特約の年金の種類はつぎに定める年金の種類(選択する年金の種類が保証期間付介護終身年金の場合は保証期間を含みます。以下、同じとします。)とし、この特約の締結の際、会社の定める保証期間および被保険者年齢の範囲内で、保険契約者が指定するものとします。

- (1) 保証金額付介護終身年金
- (2) 保証期間付介護終身年金

第5条(介護年金額)

- 1 介護年金の受取人は、保険契約者の同意を得たうえで、介護年金支払に移行する解約返戻金等の全部または一部の金額(以下、「年金原資額」といいます。)を指定することができます。
- 2 介護年金額は、第1回介護年金の支払日における年金原資額を基準として、第1回介護年金の支払日における会社所定の率および計算方法により計算した金額とします。ただし、保険料の自動振替貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利金を差し引き、また、未払込保険料があるときは、その金額を差し引きます。
- 3 介護年金支払への移行に際して、解約返戻金と同時に支払われる前納保険料の清算金およびその他会社が支払う金額があるときは、別段の申出のない限り、この金額を介護年金額の計算基礎となる金額に充当します。
- 4 第2項の規定により計算された介護年金額が会社の定める最低年金額に満たないときは、介護年金支払に移行しません。
- 5 第2項の規定により計算された介護年金額が会社の定める最高年金額をこえるときは、会社の定める最高年金額を介護年金額とし、この会社の定める最高年金額を支払うために必要な金額をこえる解約返戻金等の金額は、第1回介護年金の支払日に介護年金の受取人に一時に支払います。

第6条（介護年金および死亡一時金の支払）

1 この特約において介護年金を支払う場合または死亡一時金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）、支払額および受取人はつぎのとおりです。

(1) 年金の種類が保証金額付介護終身年金の場合

名称		支払事由	支払額	受取人
① 介護年金	第1回介護年金	<p>つぎのいずれにも該当したとき</p> <p>ア. 介護年金の請求書類が会社に到着していること</p> <p>イ. 第1回介護年金の支払日が主契約の契約日からその日を含めて5年経過後（主契約の契約日からその日を含めて5年よりも保険料払込期間が短い場合には、保険料払込期間経過後）に到来する主契約の契約応当日以後であること</p> <p>ウ. 第1回介護年金の支払日における被保険者の年齢が満40歳以上であること</p> <p>エ. 第1回介護年金の支払日において、被保険者がつぎのいずれかに該当していること</p> <p>(a) 満65歳未満の被保険者がつぎの条件をすべて満たすことが、医師によって診断確定されたこと</p> <p>(i) 会社所定の要介護状態（附則2に定める会社所定の要介護状態をいいます。以下、同じとします。）に該当したこと</p> <p>(ii) 会社所定の要介護状態がその要介護状態に該当した日からその日を含めて180日以上継続していること</p> <p>(b) 公的介護保険制度（附則3に定める公的介護保険制度をいいます。以下、同じとします。）により、公的介護保険制度による要介護認定（附則4に定める要介護認定をいいます。以下、同じとします。）または要介護更新認定（附則5に定める要介護更新認定をいいます。以下、同じとします。）を受け、要介護2以上の状態（附則6に定める公的介護保険制度の要介護2以上の状態をいいます。以下、同じとします。）に該当していると認定されていること</p>	介護年金額	被保険者（被保険者以外の者に変更することはできません。）
	第2回以後介護年金	<p>被保険者が第1回介護年金の支払日の年単位の応当日（以下、「第2回以後介護年金の支払日」といいます。）に生存しているとき</p>		

名称	支払事由	支払額	受取人
② 死亡一時金	被保険者が死亡一時金保証期間（死亡一時金が支払われる期間をいい、第1回介護年金の支払日から支払うべき介護年金の合計額がはじめて年金原資額をこえることとなる第2回以後介護年金の支払日の前日までの期間をいいます。以下、同じとします。）中に死亡したとき	年金原資額からすでに支払った介護年金およびすでに支払うことの確定した介護年金の合計額を差し引いた金額（ただし、その残額がないときは支払はありません。）	主契約の死亡保険金受取人（主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。）

(2) 年金の種類が保証期間付介護終身年金の場合

名称	支払事由	支払額	受取人
① 介護年金	第1回介護年金	介護年金額	被保険者（被保険者以外の者に変更することはできません。）
	第2回以後介護年金		

つぎのいずれにも該当したとき

ア. 介護年金の請求書類が会社に到着していること

イ. 第1回介護年金の支払日が主契約の契約日からその日を含めて5年経過後（主契約の契約日からその日を含めて5年よりも保険料払込期間が短い場合には、保険料払込期間経過後）に到来する主契約の契約応当日以後であること

ウ. 第1回介護年金の支払日における被保険者の年齢が、満40歳以上会社所定の年齢以下であること

エ. 第1回介護年金の支払日において、被保険者がつぎのいずれかに該当していること

(a) 満65歳未満の被保険者がつぎの条件をすべて満たすことが、医師によって診断確定されたこと

(i) 会社所定の要介護状態に該当したこと

(ii) 会社所定の要介護状態がその要介護状態に該当した日からその日を含めて180日以上継続していること

(b) 公的介護保険制度により、公的介護保険制度による要介護認定または要介護更新認定を受け、要介護2以上の状態に該当していると認定されていること

名称	支払事由	支払額	受取人
② 死亡一時金	被保険者が第1回介護年金の支払日以後保証期間中の最後の年金支払日の前日までに死亡したとき	保証期間の残存期間に対する介護年金の現価に相当する金額	主契約の死亡保険金受取人（主契約の死亡保険金受取人以外の変更にできません。）

2 この特約において、支払事由に該当しても介護年金または死亡一時金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）は、つぎのとおりです。

名称	免責事由
(1) 介護年金	つぎのいずれかにより、支払事由に該当したとき ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ② 被保険者の犯罪行為 ③ 被保険者の薬物依存（附則7に定める薬物依存をいいます。）
(2) 死亡一時金	つぎのいずれかにより、被保険者が死亡したとき ① 主契約の責任開始期からその日を含めて2年以内の自殺 ② 保険契約者または主契約の死亡保険金受取人の故意による致死

- 3 被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。
- 4 第1項に定める死亡一時金については、第1回介護年金の支払日以後、被保険者の生死が不明の場合でも、会社は、被保険者が死亡したものと認めたときは、死亡したものとして取り扱います。
- 5 死亡一時金の受取人が故意に被保険者を死亡させた場合に、その受取人が、死亡一時金の一部の受取人であるときは、死亡一時金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡一時金の受取人に支払います。
- 6 被保険者の死亡が免責事由に該当したことによって死亡一時金を支払わないときは、会社は、責任準備金（前項に該当する場合には、支払われない死亡一時金部分の責任準備金。また、死亡一時金を支払わない場合で、責任準備金の額が死亡一時金の額を上回るときは死亡一時金の額を限度とします。）を、保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、死亡一時金を支払わない場合には、責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。

第7条（介護年金の分割支払）

- 1 第1回介護年金の支払日以後、介護年金の受取人から請求があったときは、会社の定める回数および方法により、介護年金の分割支払をすることができます。ただし、1回の支払金額が会社所定の金額に達しないときは、介護年金の分割支払の取扱をしません。
- 2 前項の場合、被保険者が死亡した場合で、その死亡日の属する年度の介護年金に未支払分があるときは、これを一括して介護年金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。

第8条（介護年金の一括支払）

- 1 介護年金の受取人は、死亡一時金保証期間中または保証期間中に限り、将来の介護年金の支払にかえて、つぎの金額の一括支払（以下、この取扱を「介護年金の一括支払」といいます。）を請求することができます。ただし、年金の種類が、保証金額付介護終身年金の場合は死亡一時金保証期間中、かつ、第1号に定める金額があるときに、保証期間付介護終身年金の場合は保証期間中の最後の年金支払日前に限りです。
- (1) 保証金額付介護終身年金の場合
第1回介護年金の支払日から第4項に定める請求書類が会社に到着した日までの経過年月日数により定まる責任準備金額を基準として、会社の定める方法により計算した金額
- (2) 保証期間付介護終身年金の場合
保証期間の残存期間に対する介護年金の現価に相当する金額
- 2 前項の場合、介護年金の一括支払を行ったときでも死亡一時金保証期間後または保証期間後の介護年金

は被保険者が生存する限りそのまま存続します。

- 3 介護年金の一括支払を行った場合、第6条（介護年金および死亡一時金の支払）第1項にかかわらず、以後の死亡一時金の支払はありません。
- 4 介護年金の受取人が本条の取扱を請求するときは、請求書類を提出してください。
- 5 第1項の規定により介護年金の一括支払を行ったときは、年金証書に表示します。

第9条（介護年金または死亡一時金の請求手続）

- 1 介護年金または死亡一時金（以下、「介護年金等」といいます。）の支払事由が生じたときは、保険契約者または介護年金等の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
- 2 介護年金等の受取人は、介護年金等の支払事由が生じたときは、すみやかに請求書類を提出して、介護年金等を請求してください。
- 3 第1項および前項に定めるほか、介護年金等の請求、支払時期および場所については、主約款の保険金の請求手続に関する規定を準用します。

第10条（特約の内容変更）

- 1 保険契約者は、第1回介護年金の支払日前であれば、会社所定の取扱範囲内で、年金の種類その他年金支払の内容を変更することができます。
- 2 介護年金の受取人は、第1回介護年金の請求の際、会社所定の取扱範囲内で、年金の種類その他年金支払の内容を変更することができます。

第11条（特約の解約）

- 1 保険契約者は、第1回介護年金の支払日前に限り、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- 2 前項の規定によってこの特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第12条（解約返戻金）

この特約には解約返戻金はありません。

第13条（重大事由による解除）

- 1 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。
- 2 前項の場合、第1回介護年金の支払日以後に本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、介護年金の一括支払の請求を受けたものとして計算した金額を介護年金の受取人に支払います。

第14条（介護年金の受取人の住所変更、成年後見等の開始）

- 1 介護年金の受取人が、住所（通信先を含みます。）を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。
- 2 介護年金の受取人が、前項の通知をしなかったときは、会社の知った最終の住所あてに発した通知は、通常到達に要する期間を経過した時に、介護年金の受取人に到達したものとみなします。
- 3 介護年金の受取人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合、またはすでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合もしくは任意後見監督人が選任されている場合には、保険契約者、介護年金の受取人または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。通知されるべき事項に変更が生じた場合も同じとします。

第15条（年齢の計算）

被保険者の年齢は、満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

第16条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第17条（法令等の改正に伴う支払事由の変更）

- 1 会社は、公的介護保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの特約の支払事由に影響を及ぼすと認められた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約の支払事由を公的介護保険制度の改正内容に応じて変更することがあります。

- 2 会社は、本条の変更を行うときは、主務官庁の認可を得て定めの日（以下、本条において「支払事由変更日」といいます。）から将来に向かってこの特約の支払事由を改めます。
- 3 本条の規定によりこの特約の支払事由を変更する場合には、会社はその旨を、支払事由変更日の2か月前までに保険契約者に通知します。
- 4 前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由変更日の前日までに、つぎの各号のいずれかの方法を指定してください。
 - (1) 第2項の特約の支払事由の変更を承諾する方法
 - (2) 支払事由変更日の前日に解約する方法
- 5 前項の指定がなされないまま支払事由変更日が到来したときは、前項第1号の方法が指定されたものとみなします。

第18条（管轄裁判所）

この特約における介護年金等の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第19条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

主契約に質権が設定される場合の特則

- 1 主契約に質権が設定される場合には、この特約は締結できないものとします。
- 2 この特約締結後、主契約に質権が設定された場合には、この特約は消滅するものとします。ただし、介護年金支払に移行した部分を除きます。

主契約に平準定期保険特約、無解約返戻金型平準定期保険特約、家族収入特約、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約、高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）、米国ドル建特定疾病保障終身保険特約（低解約返戻金型）、災害死亡給付特約、傷害特約、配偶者傷害特約または子供傷害特約が付加されている場合の特則

- 1 平準定期保険特約、無解約返戻金型平準定期保険特約、家族収入特約、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約、高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）、米国ドル建特定疾病保障終身保険特約（低解約返戻金型）、災害死亡給付特約、傷害特約、配偶者傷害特約または子供傷害特約（以下、本特則において「本特則に定める特約」といいます。）が付加されている主契約に介護年金移行特約が付加され、主契約の全部を介護年金支払に移行した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 主契約が解約されたものとして本特則に定める特約は同時に消滅します。
 - (2) 前号の場合、本特則に定める特約の解約返戻金があるときは、別段の申出のない限り、主契約の解約返戻金とともに基本介護年金額の計算基礎となる金額に充当します。
- 2 本特則に定める特約が付加されている主契約に介護年金移行特約が付加され、主契約の一部を介護年金支払に移行した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 主契約の一部が減額されたものとし、同時に支払う本特則に定める特約の解約返戻金があるときは、別段の申出のない限り、主契約の解約返戻金とともに基本介護年金額の計算基礎となる金額に充当します。
 - (2) 介護年金の受取人は、保険契約者の同意を得たうえで、主契約の介護年金支払への移行の際、本特則に定める特約の全部または一部を介護年金支払に移行する旨を申し出ることができます。本号により本特則に定める特約の全部または一部を介護年金支払に移行したときは、本特則に定める特約は解約または減額されたものとして取り扱います。この場合、本特則に定める特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金とともに基本介護年金額の計算基礎となる金額に充当します。

主契約に新医療保険特約、配偶者新医療保険特約、子供新医療保険特約、新医療成人病特約、新医療女性疾病入院特約、新医療がん特約、配偶者新医療がん特約、新医療入院一時金特約、新医療長期入院特約、新医療通院特約、特定損傷特約、介護特約または先進医療特約が付加されている場合の特則

- 1 新医療保険特約、配偶者新医療保険特約、子供新医療保険特約、新医療成人病特約、新医療女性疾病入院特約、新医療がん特約、配偶者新医療がん特約、新医療入院一時金特約、新医療長期入院特約、新医療通院特約、特定損傷特約、介護特約または先進医療特約（以下、本特則において「本特則に定める特約」といいます。）が付加されている主契約に介護年金移行特約が付加され、主契約の全部を介護年金支払に移行した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の全部が介護年金支払に移行した後の本特則に定める特約の保険料は、主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料として、つぎのいずれかの方法のうち保険料を払い込む日において会社が行っている方法により払い込んでください。この場合、主約款の保険料の払込、前納および猶予期間に関する規定を準用します。
 - ① 一括して前納する方法。この場合、会社所定の利率で割り引きます。
 - ② 年払で払い込む方法
 - (2) 前号の場合、本特則に定める特約の保険料が猶予期間中に払い込まれないときは、本特則に定める特約は猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとしします。
 - (3) 本特則に定める特約の保険料の払込免除については、主約款（主契約に疾病障害による保険料払込免除特約または保険料払込免除特約が付加された場合は、主約款または疾病障害による保険料払込免除特約条項もしくは保険料払込免除特約条項）の規定を準用します。
 - (4) 介護年金の受取人は、保険契約者の同意を得たうえで、主契約の介護年金支払への移行の際、本特則に定める特約の全部または一部を介護年金支払に移行する旨を申し出ることができます。本号により本特則に定める特約の全部または一部を介護年金支払に移行したときは、本特則に定める特約は解約または減額されたものとして取り扱います。この場合、本特則に定める特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金とともに基本介護年金額の計算基礎となる金額に充当します。
- 2 本特則に定める特約が付加されている主契約に介護年金移行特約が付加され、主契約の一部を介護年金支払に移行した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。**
- (1) 本特則に定める特約は消滅または減額されることなく継続することができるものとしします。
 - (2) 介護年金の受取人は、保険契約者の同意を得たうえで、主契約の介護年金支払への移行の際、本特則に定める特約の全部または一部を介護年金支払に移行する旨を申し出ることができます。本号により本特則に定める特約の全部または一部を介護年金支払に移行したときは、本特則に定める特約は解約または減額されたものとして取り扱います。この場合、本特則に定める特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金とともに基本介護年金額の計算基礎となる金額に充当します。

積立利率更改型一時払終身保険に付加されている場合の特則

この特約が積立利率更改型一時払終身保険に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（介護年金支払への移行）第1項第1号から第5号を、つぎのとおり読み替えます。

「

- (1) 死亡保険金の支払
- (2) 災害死亡保険金の支払
- (3) 基本保険金額の減額
- (4) 解約

」

- (2) 第3条（通貨）第2項および第3項中、「第1回介護年金の支払日の前日」を「第1回介護年金の支払日」と、「その日の直前のその金融機関の営業日」を「その日の直後に到来するその金融機関の営業日」とそれぞれ読み替えます。

- (3) 第6条（介護年金および死亡一時金の支払）第1項に規定する第1回介護年金の支払事由中、イ. をつぎのとおり読み替えます。

「

- イ. 第1回介護年金の支払日が主契約の契約日からその日を含めて5年経過後に到来する主契約の契約応当日以後であること

」

- (4) 第6条（介護年金および死亡一時金の支払）第2項第2号に規定する死亡一時金の免責事由をつぎのとおり読み替えます。

「

- つぎの事由により、被保険者が死亡したとき
 保険契約者または主契約の死亡保険金受取人の故意による致死

」

主契約にリビング・ニース特約とあわせて付加する場合の特則

この特約をリビング・ニース特約とあわせて主契約に付加する場合に、リビング・ニース特約の特約保険金と、この特約の第1回介護年金の請求を重ねて受けた場合には、この特約の第1回介護年金の請求はなかったものとして取り扱い、この特約の介護年金は支払いません。

附則1 請求書類

〔I〕 介護年金等の請求の場合

請求項目	手続書類
第1回介護年金	(1) 請求書* (2) 要介護認定の結果について記載された介護保険要介護・要支援等結果通知書 または介護保険被保険者証 (3) 医師の診断書* (4) 被保険者の住民票 (5) 介護年金の受取人の戸籍抄本 (6) 介護年金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意 後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 介護年金の受取人の印鑑証明書 (8) 最終の保険料領収証 (9) 保険証券
第2回以後介護年金	(1) 請求書* (2) 被保険者の住民票 (3) 介護年金の受取人の戸籍抄本 (4) 介護年金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意 後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (5) 介護年金の受取人の印鑑証明書 (6) 年金証書
死亡一時金	(1) 請求書* (2) 医師の死亡診断書または死体検案書* (3) 被保険者の住民票 (4) 死亡一時金の受取人の戸籍抄本 (5) 死亡一時金の受取人の印鑑証明書 (6) 死亡一時金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任 意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 年金証書
介護年金の一括支払	(1) 請求書* (2) 被保険者の住民票 (3) 介護年金の受取人の戸籍抄本 (4) 介護年金の受取人の印鑑証明書 (5) 介護年金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意 後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 年金証書

（備考）

1. 上記の書類のうち、*印は会社所定のもので、会社または会社の指定した場所に用意してあります。
2. 上記の書類は、会社に提出してください。
3. 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、手続書類の一部もしくは全部の省略を認めることまたは他の書類による代替を認めることがあります。

〔II〕 その他手続請求の場合

請求項目	手続書類
年金の種類の変更	(1) 請求書* (2) 保険契約者または介護年金受取人の印鑑証明書 (3) 保険証券

（備考）

1. 前表と同じとします。

附則2 会社所定の要介護状態

対象となる会社所定の要介護状態とは、つぎのいずれかに該当した状態をいいます。

- (1) 下表の①または②のいずれかが〔全部介助または一部介助の状態〕に該当し、かつ、下表の③～⑥のうち、〔1項目が全部介助で1項目が全部介助または一部介助の状態〕または〔3項目が全部介助または一部介助の状態〕に該当して他人の介護を要する状態
- (2) 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態

項目	定義	全部介助の状態	一部介助の状態
① 歩行	立った状態から、5 m以上歩行できるかどうか。	つぎのいずれかの状態 ・何かにつかまっても誰かに支えられても歩行できない。 ・必ず車椅子を使用している。 ・寝たきり状態。	つぎのいずれかの状態 ・杖や歩行器を使用しなければ歩行できない。 ・誰かに支えられなければ歩行できない。
② 寝返り	身体の上に布団等をかけない状態で横たわり、左右のどちらかに向きを変えることができるかどうか。	・何かにつかまっても1人で寝返りができない。	・ベッド柵等の何かにつかまらなければ1人で寝返りができない。
③ 入浴	浴槽の出入りと洗身ができるかどうか。	つぎのいずれかの状態 ・浴槽の出入りのとき、誰かに抱えられたり、リフト等の機器を使用する。 ・洗身をすべて介助者が行っている。	つぎのいずれかの状態 ・浴槽の出入りのとき、介助者が支えたりしなければならぬ。 ・体の一部の洗身を介助者が行っている。
④ 排せつ	排せつと排せつ後の後始末ができるかどうか。	つぎのいずれかの状態 ・常時オムツに依存している。 ・排せつにかかわるすべてを介助者が行っている。	・排せつ後のふき取りが1人でできなかつたり、できても不十分なため、介助者が援助している。
⑤ 食事の摂取	眼前に用意された食べ物を食べることができるかどうか。	・介助がなければ1人ではまったくできない。	・食器や食物等を工夫しても、介助がなければ困難（小さく切る、ほぐす等の介助を含む）。
⑥ 衣服の着脱	眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。	・介助がなければ1人ではまったくできない。	・一部は1人でできるが、介助がなければすべてを行うことは困難。

(備考)

1 器質性認知症

(1) 「器質性認知症と診断確定されている」とは、つぎの①②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。

- ① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
- ② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

(2) 前(1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、つぎのとおりとします。

① 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー <Alzheimer> 病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
ピック <Pick> 病の認知症	F 02.0
クロイツフェルト・ヤコブ <Creutzfeldt-Jakob> 病の認知症	F 02.1
ハンチントン <Huntington> 病の認知症	F 02.2
パーキンソン <Parkinson> 病の認知症	F 02.3
ヒト免疫不全ウイルス [H I V] 病の認知症	F 02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02.8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの (F 05) 中のせん妄、認知症に重なったもの	F 05.1

厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

② 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

2 意識障害

「意識障害」とは、つぎのようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確に受け取って反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽い、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすい－に加えて、錯覚・幻覚をとめない不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽い、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

3 見当識障害

「見当識障害」とは、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。

- (1) 時間の見当識障害
：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
- (2) 場所の見当識障害
：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
- (3) 人物の見当識障害
：日頃接している周囲の人の認識ができない。

附則3 公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法（平成9年12月17日 法律第123号）に基づく介護保険制度をいいます。

附則4 要介護認定

「要介護認定」とは、介護保険法第19条（平成9年12月17日 法律第123号）に定義される要介護者に該当することおよびその該当する要介護状態区分について市町村の認定をいいます。

附則5 要介護更新認定

「要介護更新認定」とは、介護保険法第28条第2項（平成9年12月17日 法律第123号）に定義される

要介護認定の更新をいいます。

附則6 公的介護保険制度の要介護2以上の状態

「公的介護保険制度の要介護2以上の状態」とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年4月30日 厚生省令第58号）第1条第1項に定める要介護2から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

附則7 薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 19.2



遺族年金特約条項

この特約の趣旨

- | | |
|-------------------------------|---|
| 第1条 特約の締結 | 第15条 死亡一時金の分割割合 |
| 第2条 年金基金の設定 | 第16条 死亡一時金受取人の代表者 |
| 第3条 年金受取人 | 第17条 会社への通知による死亡一時金受取人の
変更、成年後見等の開始 |
| 第4条 年金支払日 | 第18条 遺言による死亡一時金受取人の変更 |
| 第5条 年金の種類 | 第19条 年金受取人の住所変更、成年後見等の開
始 |
| 第6条 年金額 | 第20条 年齢の計算 |
| 第7条 年金および死亡一時金の支払 | 第21条 契約者配当 |
| 第8条 年金の分割支払 | 第22条 管轄裁判所 |
| 第9条 死亡一時金の支払にかえての年金の支払 | 第23条 円により年金および死亡一時金を支払う
場合の取扱 |
| 第10条 年金の一括支払 | 第24条 主約款の規定の準用 |
| 第11条 年金または死亡一時金の請求手続 | 別表 請求書類 |
| 第12条 年金支払期間の変更 | |
| 第13条 特約の解約 | |
| 第14条 特約の消滅 | |
| 第14条の2 重大事由による解除 | |

遺族年金特約条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約の普通保険約款における死亡保険金、災害死亡保険金および死亡一時金の全部または一部を年金の方法により支払うことを主な内容とするものです。

第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の死亡保険金、災害死亡保険金または死亡一時金（以下、「保険金等」といいます。）の支払事由が生じる前は主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）の申し出により主契約に付加して、保険金等の支払事由が生じた後はその受取人（以下、「保険金等の受取人」といいます。）の申し出により会社との間に、締結します。ただし、保険金等の支払後は、この特約を締結することはできません。
- この特約が保険契約者の申し出により締結された後、次条に定める年金基金の設定の際に、保険金等の受取人が2人以上となっていたときは、それぞれの受取人について別個にこの特約が締結されていたものとみなして取り扱います。
- 主契約の締結後、保険契約者の申し出により、この特約を主契約に付加したときは、保険証券に表示します。

第2条（年金基金の設定）

- この特約が締結されたときは、保険金等の支払事由が生じた時（保険金等の支払事由が生じた後にこの特約が締結されたときはこの特約の締結の時）に、保険金等の全部または一部を充当して年金基金を設定します（年金基金が設定された日を、以下、「年金基金設定日」といいます。）。
- 前項の規定により年金基金が設定されたときは、会社は、年金証書を次条に定める年金受取人に発行します。

第3条（年金受取人）

- この特約の年金受取人は、年金基金に充当された保険金等の受取人とします。
- この特約の年金受取人を前項に定める者以外の者に変更することはできません。

第4条（年金支払日）

- 1 第1回の年金支払日（以下、「年金開始日」といいます。）は、年金基金設定日とします。
- 2 第2条（年金基金の設定）第1項の規定にかかわらず、前項に定める年金開始日における年金受取人の年齢が会社の定める範囲を超えるときは、この特約の年金支払期間を短縮します。
- 3 第2回以後の年金支払日は、年金開始日の年単位の応当日とします。

第5条（年金の種類）

この特約の年金の種類は確定年金とし、年金支払期間はこの特約の締結の際、会社の定める範囲内で、保険契約者（保険金等の支払事由が生じた後にこの特約が締結されるときは年金受取人）が指定するものとします。

第6条（年金額）

- 1 年金額は、年金基金設定日における年金支払期間に基づき、年金基金設定日における会社所定の率および計算方法により計算した金額とします。
- 2 第2条（年金基金の設定）第1項の規定にかかわらず、前項の規定により計算された年金額が会社の定める最低年金額に満たないときは、この特約による取扱をしません。
- 3 第2条（年金基金の設定）第1項の規定にかかわらず、第1項の規定により計算された年金額が会社の定める最高年金額をこえるときは、会社の定める最高年金額を年金額とし、この会社の定める最高年金額を支払うために必要な金額をこえる保険金等の金額は、年金基金に充当せず、年金開始日に保険金等の受取人に一時に支払います。

第7条（年金および死亡一時金の支払）

- 1 この特約における年金および死亡一時金の支払は、つぎのとおりです。

名称	年金または死亡一時金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	支払額	受取人
①年金	年金受取人が年金支払期間中の年金支払日に生存しているとき	年金額	年金受取人
②死亡一時金	年金受取人が年金開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までに死亡したとき	年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額	死亡一時金受取人

- 2 この特約は、死亡一時金を支払ったときに、消滅します。
- 3 第1項の規定にかかわらず、死亡一時金受取人の故意により第1項に定める死亡一時金の支払事由に該当したときは、死亡一時金は支払いません。
- 4 第1項に定める死亡一時金については、年金基金設定日以後、年金受取人の生死が不明の場合でも、会社は、年金受取人が死亡したものと認めたときは、死亡したものとして取り扱います。
- 5 死亡一時金受取人の故意により第1項に定める死亡一時金の支払事由に該当した場合に、その死亡一時金受取人が死亡一時金の一部の受取人であるときは、死亡一時金の残額を他の死亡一時金受取人に支払います。
- 6 第3項に定める免責事由に該当したことによって死亡一時金を支払わないときは、会社は、第1項により定まる死亡一時金の支払額に相当する金額（前項に該当する場合には、支払われない死亡一時金部分に相当する金額）を、年金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。この場合、この特約は死亡一時金の支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。
- 7 故意に年金受取人を死亡させた者は、前項に定める年金受取人の死亡時の法定相続人としての取扱を受けられません。
- 8 第6項の場合、年金受取人の死亡時の法定相続人については、第16条（死亡一時金受取人の代表者）ならびに第17条（会社への通知による死亡一時金受取人の変更、成年後見等の開始）第2項から第4項までの規定を準用します。

第8条（年金の分割支払）

- 1 年金基金設定日前に保険契約者から請求があったときまたは年金基金設定日以後年金受取人から請求があったときは、会社の定める回数および方法により、年金の分割支払をすることができます。ただし、1回の支払金額が会社所定の金額に達しないときは、年金の分割支払の取扱をしません。

- 2 前項の場合、年金受取人が死亡した場合で、その死亡日の属する年度の年金に未支払分があるときは、これを一括して年金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。
- 3 前項に定める年金受取人の死亡時の法定相続人については、第16条（死亡一時金受取人の代表者）ならびに第17条（会社への通知による死亡一時金受取人の変更、成年後見等の開始）第2項から第4項までの規定を準用します。

第9条（死亡一時金の支払にかえての年金の支払）

- 1 第7条（年金および死亡一時金の支払）の規定にかかわらず、死亡一時金受取人は、死亡一時金の支払にかえて、年金支払期間中、継続して年金を受け取ることができます。
- 2 死亡一時金受取人が本条の取扱を請求するときは、別表に定める請求書類（以下、「請求書類」といいます。）を提出してください。
- 3 第1項の場合、この特約は、年金支払期間が満了した時に消滅します。

第10条（年金の一括支払）

- 1 年金開始日以後、年金受取人は、将来の年金の支払にかえて、年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額の一括支払を請求することができます。この特約はこの一括支払を行ったときに消滅します。
- 2 年金受取人が本条の取扱を請求するときは、請求書類を提出してください。

第11条（年金または死亡一時金の請求手続）

- 1 年金または死亡一時金の支払事由が生じたときは、年金受取人または死亡一時金受取人は、すみやかに会社に通知してください。
- 2 年金受取人または死亡一時金受取人は、年金または死亡一時金の支払事由が生じたときは、すみやかに請求書類を提出して、年金または死亡一時金を請求してください。
- 3 前2項に定めるほか、年金または死亡一時金の請求、支払時期および場所については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の年金、死亡一時金または保険金の請求手続に関する規定を準用します。

第12条（年金支払期間の変更）

- 1 保険契約者は、年金基金設定日前であれば、会社所定の取扱範囲（保険契約者が変更を請求した日において会社を取り扱っている範囲とします。）内で、この特約の年金支払期間を変更することができます。
- 2 保険契約者が本条の取扱を請求するときは、請求書類を提出してください。
- 3 本条の規定によりこの特約の年金支払期間を変更したときは、保険証券に表示します。

第13条（特約の解約）

保険契約者は、年金基金設定日前であれば、将来に向かってこの特約を解約することができます。

第14条（特約の消滅）

主契約が保険金等の支払以外の事由によって消滅したときは、この特約は消滅します。

第14条の2（重大事由による解除）

- 1 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。
- 2 前項の場合、年金開始日以後に本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、年金の一括支払の請求を受けたものとして計算した金額を年金の受取人に支払います。

第15条（死亡一時金の分割割合）

死亡一時金受取人が2人以上の場合には、死亡一時金の分割割合（各受取人の受取分）を指定してください。分割割合の指定がないときは、各受取分は、均等割合として取り扱います。

第16条（死亡一時金受取人の代表者）

- 1 死亡一時金受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の死亡一時金受取人を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が死亡一時金受取人の1人に対してした行為は、他の死亡一時金受取人に対しても効力を生じます。

第17条（会社への通知による死亡一時金受取人の変更、成年後見等の開始）

- 1 死亡一時金受取人とは、年金基金設定の際、年金受取人の指定した者とし、年金受取人は、死亡一時金の支払事由が発生するまでは、会社に対する通知により、死亡一時金受取人を変更することができます。
- 2 死亡一時金受取人が死亡一時金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡一時金受取人とします。
- 3 前項の規定により死亡一時金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡一時金受取人となった者のうち生存している他の死亡一時金受取人を死亡一時金受取人とします。
- 4 前2項の規定により死亡一時金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- 5 第1項の通知をするときは、請求書類を会社に提出してください。
- 6 第1項の規定により死亡一時金受取人を変更したときは、年金証書に表示します。
- 7 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡一時金受取人に死亡一時金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡一時金受取人から死亡一時金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 8 死亡一時金受取人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合、またはすでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合もしくは任意後見監督人が選任されている場合には、年金受取人、死亡一時金受取人または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。通知されるべき事項に変更が生じた場合も同じとします。

第18条（遺言による死亡一時金受取人の変更）

- 1 前条に定めるほか、年金受取人は、死亡一時金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡一時金受取人を変更することができます。
- 2 前項による死亡一時金受取人の変更は、年金受取人が死亡した後、年金受取人の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- 3 本条の場合、前条第2項から第6項までの規定を準用します。

第19条（年金受取人の住所変更、成年後見等の開始）

- 1 年金受取人が、住所（通信先を含みます。）を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。
- 2 年金受取人が、前項の通知をしなかったときは、会社の知った最終の住所あてに発した通知は、通常到達に要する期間を経過した時に、年金受取人に到達したものとみなします。
- 3 年金受取人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合、またはすでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合もしくは任意後見監督人が選任されている場合には、年金受取人または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。通知されるべき事項に変更が生じた場合も同じとします。

第20条（年齢の計算）

年金受取人の年齢は、満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

第21条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第22条（管轄裁判所）

この特約における年金または死亡一時金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第23条（円により年金および死亡一時金を支払う場合の取扱）

この特約が付加された主契約が円建以外の場合で、この特約の年金および死亡一時金を円により支払う場合には、円支払特約条項の規定により円に換算された保険金等を第2条（年金基金の設定）第1項の保険金等として、この特約条項の規定を適用して取り扱います。

第24条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

別表 請求書類

〔Ⅰ〕 年金・死亡一時金等の請求の場合

請求項目	手続書類
年金 年金の一括支払	(1) 請求書* (2) 年金受取人の戸籍抄本 (3) 年金受取人の印鑑証明書 (4) 年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (5) 年金証書（第1回の年金の場合は不要）
死亡一時金	(1) 請求書* (2) 医師の死亡診断書または死体検案書* (3) 年金受取人の住民票 (4) 死亡一時金受取人の戸籍抄本 (5) 死亡一時金受取人の印鑑証明書 (6) 死亡一時金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 年金証書

（備考）

1. 上記の書類のうち、*印は会社所定のもので、会社または会社の指定した場所に用意してあります。
2. 上記の書類は、会社に提出してください。
3. 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、手続書類の一部もしくは全部の省略を認めることまたは他の書類による代替を認めることがあります。

〔Ⅱ〕 その他手続請求の場合

請求項目	手続書類
年金支払期間の変更	(1) 請求書* (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
会社への通知による死亡一時金受取人の変更	(1) 請求書* (2) 年金受取人の印鑑証明書 (3) 年金証書
遺言による死亡一時金受取人の変更	(1) 請求書* (2) 遺言書 (3) 年金受取人の相続人であることを証する書類 (4) 年金証書

（備考）

1. 前表と同じとします。

Memo



指定代理請求特約条項

この特約の趣旨

- | | |
|--|---|
| 第1条 特約の締結 | 第9条 無配当学資保障保険、学資保障保険またはこども保険に付加した場合の特則 |
| 第2条 特約の対象となる保険金等 | 第10条 生存保障付連生定期保険に付加した場合の特則 |
| 第3条 指定代理請求人の指定および変更指定 | 第11条 保険金等の支払方法の選択に関する特約、年金特約、無配当年金特約、年金特約(01)、遺族年金特約または遺族年金特約(変額個人年金保険用)による年金を特約の対象となる保険金等とする場合の特則 |
| 第4条 指定代理請求人等による保険金等の請求 | |
| 第5条 告知義務違反による解除および重大事由による解除 | |
| 第6条 特約の解約 | |
| 第7条 主契約またはこれに付加されている特約に代理請求を認める規定がある場合の取扱 | |
| 第8条 主契約が更新される場合の特則 | |

指定代理請求特約条項

この特約の趣旨

この特約は、会社の定める保険金等の支払事由が生じた場合で、その保険金等の受取人が保険金等を請求できない会社所定の事情があるときに、保険金等の受取人に代わって保険契約者があらかじめ指定または変更指定した指定代理請求人が請求を行うこと等を可能とするための特約です。

第1条（特約の締結）

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の被保険者（以下、「主たる被保険者」といいます。）の同意を得て、保険契約者の申し出により、主契約締結の際または主契約締結の後、主契約に付加して締結します。

第2条（特約の対象となる保険金等）

この特約の対象となる保険金、給付金または年金（保険料の払込免除を含み、給付の名称の如何を問いません。以下、「保険金等」といいます。）は、この特約が付加された主契約およびこれに付加されている特約の保険金等のうち、つぎの各号に定めるとおりとします。

- (1) 主たる被保険者と受取人が同一人である保険金等
- (2) 主たる被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除
- (3) その他、会社の定める保険金等

第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）

1 この特約を付加した場合、保険契約者は、主たる被保険者の同意を得てあらかじめつぎの各号の範囲内で、この特約が付加された主契約につき1人の者を指定してください（本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）。ただし、保険金等の受取人（保険料の払込免除の場合は保険契約者。以下、同じとします。）が法人である保険金等については、指定代理請求人の指定がなされなかったものとみなします。

- (1) 主たる被保険者の戸籍上の配偶者
- (2) 主たる被保険者の3親等内の親族

2 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、主たる被保険者の同意を得て、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者が本項の変更を請求するときは、別表4に定める請求書類（以下、「請求書類」といいます。）を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。
- (2) 本項の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

第4条（指定代理請求人等による保険金等の請求）

- 1 保険金等の受取人が保険金等を請求できないつぎの各号に定める事情があるときは、前条の規定により指定または変更指定した指定代理請求人が、請求書類およびその事情の存在を証明する書類を提出し、保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求をすることができます。
 - (1) 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると会社が認めた場合
 - (2) 会社が認める傷病名の告知を受けていない場合
 - (3) その他、前2号に準じる状態であると会社が認めた場合
- 2 前項の規定にかかわらず、指定代理請求人が前項の請求時において前条第1項各号に定める範囲外である場合には、指定代理請求人は前項の請求をすることができません。
- 3 保険金等の受取人が第1項各号に定める保険金等を請求できない事情があり、かつ、つぎの各号のいずれかに該当するときは、保険金等の受取人の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がいない場合にはその受取人と生計を一にする者）が、請求書類およびその事情の存在を証明する書類を提出し、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。
 - (1) 指定代理請求人が第1項の請求時においてすでに死亡している場合
 - (2) 指定代理請求人が第1項の請求時において前条第1項各号に定める範囲外である場合
 - (3) 指定代理請求人が指定されていない場合
- 4 第1項および第3項の規定により、会社が保険金等を保険金等の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 5 本条の規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由（保険料の払込の免除事由を含みます。）を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を第1項各号に定める状態に該当させた者は、指定代理請求人および第3項に定める保険金等の受取人の代理人としての取扱を受けることができません。
- 6 前5項に定めるほか、指定代理請求人または第3項に定める保険金等の受取人の代理人による保険金等の請求に際しては、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）またはこれに付加されている特約の特約条項における保険金等の請求、支払の手續に関する規定を準用します。

第5条（告知義務違反による解除および重大事由による解除）

この特約を付加している場合には、主契約またはこれに付加されている特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、主約款またはこれに付加されている特約の特約条項における告知義務違反による解除および重大事由による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって保険契約者、主たる被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人または前条第3項に定める保険金等の受取人の代理人に通知します。

第6条（特約の解約）

- 1 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- 2 前項の規定によってこの特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第7条（主契約またはこれに付加されている特約に代理請求を認める規定がある場合の取扱）

この特約を付加している場合、主契約またはこれに付加されている特約については、その主約款または特約条項中、保険金等の受取人の生存中に所定の者が保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求できる旨の規定がある場合においても、これを適用せず、この特約条項に定めるところにより取り扱います。

第8条（主契約が更新される場合の特則）

- 1 この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約に変更され継続する場合には、保険契約者が主契約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとしします。
- 2 前項の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約（以下、「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとしします。

第9条（無配当学資保障保険、学資保障保険または子ども保険に付加した場合の特則）

この特約を無配当学資保障保険、学資保障保険または子ども保険に付加した場合には、第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）第1項各号中「主たる被保険者」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。

第10条（生存保障付連生定期保険に付加した場合の特則）

この特約を生存保障付連生定期保険に付加した場合には、第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）第1項各号中「主たる被保険者」とあるのは「第1被保険者」と読み替えます。

第11条（保険金等の支払方法の選択に関する特約、年金特約、無配当年金特約、年金特約(01)、遺族年金特約または遺族年金特約（変額個人年金保険用）による年金を特約の対象となる保険金等とする場合の特則）

- 1 保険金等の支払方法の選択に関する特約、年金特約、無配当年金特約、年金特約(01)、遺族年金特約または遺族年金特約（変額個人年金保険用）（以下、「保険金等の支払方法の選択に関する特約等」といいます。）による年金をこの特約の対象となる保険金等とするときは、つぎの各号に定めるところによります。
 - (1) 第1条（特約の締結）の規定にかかわらず、保険金等の支払方法の選択に関する特約等による年金の年金基金の設定日以後、その年金受取人の申し出により、保険金等の支払方法の選択に関する特約等による年金の年金基金ごとに、この特約を付加して締結します。
 - (2) すでに主契約にこの特約が付加されている場合であっても、前号の規定により保険金等の支払方法の選択に関する特約等による年金の年金基金にこの特約が付加されていないときは、その年金はこの特約の対象となる保険金等には該当しません。
- 2 前項第1号の規定により保険金等の支払方法の選択に関する特約等による年金の年金基金に付加されたこの特約については、つぎの各号に定めるとおり取り扱います。
 - (1) 第2条（特約の対象となる保険金等）をつぎのとおり読み替えます。

「第2条（特約の対象となる保険金等）」

この特約の対象となる保険金等は、保険金等の支払方法の選択に関する特約、年金特約、無配当年金特約、年金特約(01)、遺族年金特約または遺族年金特約（変額個人年金保険用）（以下、「保険金等の支払方法の選択に関する特約等」といいます。）による年金とします。ただし、この特約が年金基金に付加されている年金で、かつ、年金の被保険者と受取人が同一人である年金に限ります。」

- (2) 第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）をつぎのとおり読み替えます。

「第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）」

- 1 この特約を付加した場合、保険金等の支払方法の選択に関する特約等の年金受取人（以下、「年金受取人」といいます。）は、あらかじめつぎの各号の範囲内で、この特約が付加された保険金等の支払方法の選択に関する特約等の年金基金1つにつき1人の者を指定してください（本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）。
 - (1) 年金受取人の戸籍上の配偶者
 - (2) 年金受取人の3親等内の親族
- 2 前項の規定にかかわらず、年金受取人は、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 年金受取人が本項の変更を請求するときは、別表4に定める請求書類（以下、「請求書類」といいます。）を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。
 - (2) 本項の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。」
- (3) 第6条（特約の解約）第1項をつぎのとおり読み替えます。

「1 年金受取人は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。」

Memo

別表4 請求書類

〔I〕 保険金・年金等の請求の場合

請 求 項 目	手 続 書 類
死 亡 保 険 金 特 約 死 亡 保 険 金 家 族 年 金 特 約 家 族 年 金 災 害 死 亡 保 険 金	(1) 請求書＊ (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類 (災害死亡保険金を請求する場合に限ります。) (3) 医師の死亡診断書または死体検案書＊ (4) 被保険者の住民票（配偶者傷害特約および子供傷害特約の場合は、その被保険者の戸籍抄本） (5) 死亡保険金受取人の戸籍抄本 (6) 家族年金受取人の戸籍抄本 (7) 死亡保険金受取人の印鑑証明書 (8) 家族年金受取人の印鑑証明書 (9) 死亡保険金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (10) 家族年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (11) 最終の保険料領収証 (12) 保険証券
高 度 障 害 保 険 金 特 約 高 度 障 害 保 険 金 高 度 障 害 年 金 特 約 高 度 障 害 年 金 災 害 高 度 障 害 保 険 金 障 害 給 付 金	(1) 請求書＊ (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類 (災害高度障害保険金または障害給付金を請求する場合に限ります。) (3) 医師の診断書＊ (4) 被保険者の住民票（配偶者傷害特約および子供傷害特約の場合は、その被保険者の戸籍抄本） (5) 高度障害保険金受取人の戸籍抄本 (6) 高度障害年金受取人の戸籍抄本 (7) 障害給付金受取人の戸籍抄本 (8) 高度障害保険金受取人の印鑑証明書 (9) 高度障害年金受取人の印鑑証明書 (10) 障害給付金受取人の印鑑証明書 (11) 高度障害保険金受取人、高度障害年金受取人または障害給付金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (12) 最終の保険料領収証 (13) 保険証券
満 期 保 険 金	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の住民票 (3) 満期保険金の受取人の戸籍抄本 (4) 満期保険金の受取人の印鑑証明書 (5) 満期保険金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券

請求項目	手続書類
保険料払込免除 疾病障害による保険料払込免除	(1) 請求書* (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類 (不慮の事故による保険料払込免除を請求する場合に限りです。) (3) 医師の診断書* (4) 被保険者の住民票 (5) 保険契約者にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
災害入院給付金 疾病入院給付金 入院初期加算給付金 見舞給付金 (入院による場合) 成人病入院給付金 5大生活習慣病入院給付金 女性疾病入院給付金 がん入院給付金 がん治療給付金 がん経過観察給付金 がん診断一時金 上皮内がん診断一時金 入院一時金 長期入院給付金 通院給付金	(1) 請求書* (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類 (災害入院給付金を請求する場合に限りです。) (3) 医師の診断書* (4) 入院した病院または診療所の入院証明書（通院給付金の場合、通院した病院または診療所の通院証明書）* (5) 被保険者の住民票（配偶者新医療保険特約、子供新医療保険特約および配偶者新医療がん特約の場合はその被保険者の戸籍抄本） (6) 給付金の受取人の戸籍抄本 (7) 給付金の受取人の印鑑証明書 (8) 給付金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (9) 最終の保険料領収証 (10) 保険証券
手術給付金 手術・放射線治療給付金 骨髄・末梢血幹細胞採取給付金 見舞給付金 (手術による場合) 成人病手術給付金 5大生活習慣病手術・放射線治療給付金 がん手術給付金	(1) 請求書* (2) 医師の診断書* (3) 手術または放射線治療を受けた病院または診療所の手術証明書* (4) 被保険者の住民票（配偶者新医療保険特約、子供新医療保険特約および配偶者新医療がん特約の場合はその被保険者の戸籍抄本） (5) 給付金の受取人の戸籍抄本 (6) 給付金の受取人の印鑑証明書 (7) 給付金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (8) 最終の保険料領収証 (9) 保険証券
特定損傷給付金	(1) 請求書* (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類 (3) 医師の診断書* (4) 被保険者の住民票 (5) 特定損傷給付金の受取人の戸籍抄本 (6) 特定損傷給付金の受取人の印鑑証明書 (7) 特定損傷給付金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (8) 最終の保険料領収証 (9) 保険証券

請求項目	手続書類
介護年金 特約介護年金 介護給付金	(1) 請求書* (2) 医師の診断書* (3) 被保険者の住民票 (4) 介護年金・介護給付金の受取人の戸籍抄本 (5) 介護年金・介護給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 介護年金・介護給付金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 介護保障証書
死亡給付金	(1) 請求書* (2) 医師の死亡診断書または死体検案書* (3) 被保険者の住民票 (4) 死亡給付金の受取人の戸籍抄本 (5) 死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 死亡給付金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 介護保障証書
健康祝金	(1) 請求書* (2) 被保険者の住民票 (3) 健康祝金の受取人の戸籍抄本 (4) 健康祝金の受取人の印鑑証明書 (5) 健康祝金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 介護保障証書
年金	(1) 請求書* (2) 年金受取人の戸籍抄本 (3) 年金受取人の印鑑証明書 (4) 年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (5) 年金証書
死亡一時金	(1) 請求書* (2) 医師の死亡診断書または死体検案書* (3) 年金受取人の住民票 (4) 死亡一時金受取人の戸籍抄本 (5) 死亡一時金受取人の印鑑証明書 (6) 死亡一時金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 年金証書
解約返戻金	(1) 請求書* (2) 被保険者の住民票 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券
契約者貸付	(1) 請求書* (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券

請 求 項 目	手 続 書 類
リビング・ニーズ特約による保険金請求	(1) 請求書＊ (2) 医師の診断書＊ (3) 被保険者の住民票 (4) リビング・ニーズ特約による保険金受取人の戸籍抄本 (5) リビング・ニーズ特約による保険金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 被保険者の印鑑証明書（被保険者が請求する場合） (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券
介護前払特約による介護年金請求	(1) 請求書＊ (2) 要介護認定の結果について記載された介護保険要介護・要支援等結果通知書または介護保険被保険者証 (3) 医師の診断書＊ (4) 被保険者の住民票 (5) 介護年金の受取人の戸籍抄本 (6) 介護年金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 介護年金の受取人の印鑑証明書 (8) 最終の保険料領収証 (9) 保険証券
低解約返戻金型積立利率変動型終身保険および米国ドル建終身保険の生存給付金	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の住民票 (3) 生存給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 生存給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 生存給付金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 保険証券
無事故給付金	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の住民票 (3) 給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 給付金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
特定疾病保険金特約特定疾病保険金	(1) 請求書＊ (2) 医師の診断書＊ (3) 被保険者の住民票 (4) 特定疾病保険金の受取人の戸籍抄本 (5) 特定疾病保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 特定疾病保険金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券
指定代理請求特約による保険金等の指定代理請求	(1) 普通保険約款および特約条項に定める保険金等の請求書類 (2) 指定代理請求人の戸籍抄本 (3) 指定代理請求人の住民票 (4) 指定代理請求人の印鑑証明書 (5) 指定代理請求人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合）

請求項目	手続書類
保険料払込免除特約による保険料払込免除・既払込保険料相当額の支払	(1) 請求書* (2) 医師の診断書* (3) 被保険者の住民票 (4) 保険契約者の戸籍抄本（既払込保険料相当額の支払を請求する場合に限りません。） (5) 保険契約者の印鑑証明書（既払込保険料相当額の支払を請求する場合に限りません。） (6) 保険契約者にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券
死亡時支払金	(1) 請求書* (2) 医師の死亡診断書または死体検案書* (3) 被保険者の住民票 (4) 死亡時支払金の受取人の戸籍抄本 (5) 死亡時支払金の受取人の印鑑証明書 (6) 死亡時支払金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券
被保険者の死亡の報告および解約返戻金相当額の支払	(1) 死亡報告書および請求書* (2) 医師の死亡診断書または死体検案書* (3) 被保険者の住民票 (4) 保険契約者の戸籍抄本 (5) 保険契約者の印鑑証明書 (6) 保険契約者にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券
米国ドル建年金支払型特殊養老保険の年金	(1) 請求書* (2) 被保険者の住民票（ただし、被保険者が年金受取人と同一人の場合は不要） (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 最終の保険料領収証（第1回年金の場合のみ） (7) 年金証書（第1回年金の場合は保険証券）
米国ドル建年金支払型特殊養老保険の死亡一時金	(1) 請求書* (2) 医師の死亡診断書または死体検案書* (3) 被保険者の住民票 (4) 年金受取人の戸籍抄本 (5) 年金受取人の印鑑証明書 (6) 年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 年金証書

請求項目	手続書類
米国ドル建年金支払型特殊養老保険の年金の一括支払	(1) 請求書* (2) 被保険者の住民票（ただし、被保険者が年金受取人と同一人の場合は不要） (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 年金証書

（備考）

1. 上記の書類のうち、*印は会社所定のもので、会社または会社の指定した場所に用意してあります。
2. 上記の書類は、会社に提出してください。
3. 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、手続書類の一部もしくは全部の省略を認めることまたは他の書類による代替を認めることがあります。
4. この別表は、各保険共用のものとしたので、特定保険については関係のないものがあり、また修正を要するものがあります。特定保険についての特定の場合の必要書類は、お申出があればご案内します。
5. 官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下、「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人（家族年金受取人を含みます。）とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金（年金を含みます。）の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下、「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または労働基準法施行規則第42条（遺族補償を受ける者）等に規定する遺族補償を受けるべき者（以下「受給者」といいます。）に支払うときは、死亡保険金（家族年金を含みます。）または高度障害保険金（高度障害年金を含みます。）の請求の際、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。また、被保険者に高度障害保険金または高度障害年金を支払う場合は、書類提出の必要はありません。
 - (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 - (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 - (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

〔Ⅱ〕 その他手続請求の場合

請 求 項 目	手 続 書 類
保 険 契 約 の 復 活	(1) 申込書* (2) 被保険者についての告知書*
契 約 内 容 の 変 更 (1) 保険金額、基準 保険金額、基本入 院給付金日額また は年金額の減額、 増額（復旧） (2) 年金月額の変額 (3) 保険料払込方法 <回数>の変更 (4) 保険期間の変更 (5) 保険料払込期間 の変更 (6) 払済保険への変 更 (7) 延長定期保険へ の変更 (8) 生存給付金支払 日の変更 (9) 年金開始日の繰 上げ・繰下げ	(1) 請求書* (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券 (5) 被保険者についての告知書*（会社が特に提出を求めた場合）
会 社 へ の 通 知 に よ る 保 険 金 受 取 人、 家 族 年 金 受 取 人、 死 亡 時 支 払 金 受 取 人 ま た は 死 亡 一 時 金 受 取 人 の 変 更 会 社 へ の 通 知 に よ る 後 継 年 金 受 取 人 の 指 定 ・ 変 更	(1) 請求書* (2) 被保険者の同意を証する書類 (3) 保険契約者または年金受取人の印鑑証明書 (4) 保険証券または年金証書
遺 言 に よ る 保 険 金 受 取 人、 家 族 年 金 受 取 人、 死 亡 時 支 払 金 受 取 人 ま た は 死 亡 一 時 金 受 取 人 の 変 更	(1) 請求書* (2) 被保険者の同意を証する書類 (3) 遺言書 (4) 保険契約者または年金受取人の相続人であることを証する書類 (5) 保険証券または年金証書
保 険 契 約 者 の 変 更	(1) 請求書* (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
年 金 種 類 の 変 更	(1) 請求書* (2) 保険契約者または年金受取人の印鑑証明書 (3) 保険証券または年金証書 (4) 年金受取人の配偶者の戸籍抄本（会社が特に提出を求めた場合）
指 定 代 理 請 求 人 の 変 更 指 定	(1) 請求書* (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 指定代理請求人の住民票

請 求 項 目	手 続 書 類
受取人による保険契約または特約の存続	(1) 請求書* (2) 保険契約者の同意を証する書類 (3) 保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類 (4) 債権者等による解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証する書類

(備考)

1. 前表と同じとします。被保険者の告知書を要する場合には、会社指定の医師による被保険者の診断を求めることがあります。

Memo

Memo

Memo

Memo

Memo

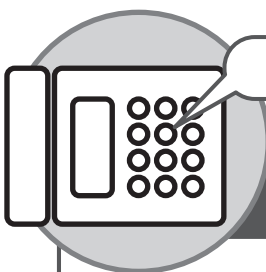
(一社) 生命保険協会の「生命保険相談所」について

- ・この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- ・(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>)
- ・なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

保険契約についてのお問い合わせやご相談がございましたら、お気軽にコールセンターへお申し出ください。

なお、お問い合わせいただいた際には、個人情報保護のため、証券番号、お名前等をお伺いすることがございますので、あらかじめご了承くださいませようお願いします。

いろいろなお手続きや便利なサービスをお電話一本でサポートする



ジブラルタ生命コールセンター

- メリット**
- ① 住所変更がお電話一本でお手続き完了
 - ② 必要なお手続きをサポートするために関係書類を迅速に送付
 - ③ 経験豊かなオペレーターが親切・スピーディーにご案内

ご利用
内容

- 引越されたとき ●結婚されたとき
- 保険証券を紛失されたとき ●ご不幸があったとき
- 保障内容の確認、各種お問い合わせ、ご相談等

こんなときは、今すぐジブラルタ生命コールセンターへお電話を！



ジブラルタ生命コールセンター

受付時間 平日8:30~20:00
土曜9:00~17:00
(日・祝・12/31~1/3を除く)

ナンバー ジブ ロック
0120-78-2269 通話料無料

上記以外の時間は当社ホームページにてご用件を承っております。

インターネット・サービスへの登録はお済みですか？



インターネット・サービス

インターネット・サービスの主なサービス内容

- ご契約内容のご確認 ●住所・電話番号等のご変更

※24時間利用可能、カンタン登録、利用料は無料です。

※登録ご希望の方は下記ホームページから、コールセンターにお問い合わせください。



ジブラルタ生命ホームページ

<http://www.gib-life.co.jp/>

※ご契約に適用される諸利率は、金利情勢等に応じて変動することがあります。当社ホームページのお知らせ「ご契約に関する諸利率等について」に代表例を記載していますのでご覧ください。



お問い合わせ先 (担当者)

< 引受保険会社 >

ジブラルタ生命保険株式会社

本社 / 〒100-8953 東京都千代田区永田町 2-13-10

0120-78-2269 ナンバー ジブ ロック 通話料無料

* 携帯電話、PHSからご利用になれます。

ジブラルタ生命のホームページ <http://www.gib-life.co.jp/>

日本に居るプルデンシャル・ファイナンシャルのホームページ <http://www.prudential.jp/>